

比良山麓の 伝統知・地域知





比良山麓の 伝統知・地域知

写真：二宮健斗・鬼塚健一郎（ドローン撮影）

ご挨拶

自然が私たちにもたらす恵みと災いは、たがいに深く関係しています。様々な自然の恵みにより、私たちの生活が支えられ豊かなものになる一方で、時として自然は、私たちに災いをもたらします。自然災害は、その災いのもっとも極端なものであり、命を失うことさえあります。

人がこの地に住みはじめて以来、自然の恵みと災いから絶え間なく影響をうけるなかで、人と自然の関わりが紡がれてきました。災いは、忌み嫌われるものとして捉えられ、様々な技術の発展とともに、災いによる被害を減らすことに成功してきました。しかし、災いのすべてを技術の力で押さえ込んでおくことは、現代にあっても不可能です。現代の技術が発展するより前の時代には、人はどのようにして自然の恵みや災いに付き合ってきたのでしょうか。長い時間をかけて、人が自然とつきあうための豊富な知識や知恵が蓄積されてきました。それぞれの地域において、それぞれの人と自然の関わりが模索されつくられるなかで、世代を超えて受け継がれてきた伝統的な知識・知恵（伝統知）や、地域に特有の知識・知恵（地域知）が、膨大に蓄積されてきました。現代の技術が発展すること、逆に、伝統知や地域知を置き去りにして、自然との関わりをつくらうとしてきたのではないのでしょうか。自然の災いを、発展した技術の力で押さえ込めると、信じてこなかったのでしょうか。そのような反省が、社会の

様々なところで聞かれます。一方で、つい数十年前までそれぞれの地域で受け継がれてきた伝統知や地域知が、現代に生きる私たちには、以前のようには受け継がれていないことも事実です。

シリーズ「地域の歴史から学ぶ災害対応」は、私たちの先輩方が自然の恵みと災いにどのような付き合いしてきたかを、いま一度振り返ってみるきっかけを提供したいという思いでつくられています。伝統知や地域知を学ぶことで、人と自然の関わりや歴史について思いを馳せ、進みつつある気候変動や社会経済変化のなかで、より良い人と自然の関わりを築くことに少しでも貢献できれば、本シリーズ発刊に携わった多くの関係者の労が報われることになるでしょう。道のりは遠いように見えますが、社会の至るところで、確実に歩みが進みつつあると思います。

吉田 丈人

総合地球環境学研究所 Eco-DRR プロジェクトプロジェクトリーダー
総合地球環境学研究所・東京大学

目次

ご挨拶

吉田 丈人……2

比良山麓の伝統知・地域知

―自然の恵みと災いに向き合う地域の知恵と技術 深町 加津枝……6

【比良山地の自然環境】

ドローンを用いた比良山地の地形の読み解き 二宮 健斗・鬼塚 健一郎……10

比良山地の地質 井本 伸廣・千田 昌子……12

【歴史資料から読み解く比良山麓の暮らし】

地域理解へ

―比良山麓の古文書から 東 幸代……18

守山を事例にした江戸時代の村明細帳 中井 美波……20

比良山麓地域の村々と古地図

―歴史資料と伝統知の連環の可能性 高橋 大樹……24

比良山麓の村落間の境相論 山本 晃子……32

【比良山麓の石文化―自然の恵みを利用した地域の知恵と技術】

石工をとりまくランドスケープ 島内 梨佐……38

比良山麓の「石屋」用具調査 渡部 圭一・三柵 友梨香……40

南小松の石文化と集落 大澤 颯太郎・落合 知帆……44

【比良山麓における災害対応の歴史】

古い時代の災害を調べようとする人へ 東 幸代……50

年貢免定にみる江戸時代の守山の暮らしと自然災害 鎌谷 かおる……52

南小松の古地図にみる土地利用と災害対応 安藤 滉一・深町 加津枝……56

南小松における水害の記憶をたどる 成田 茉優・落合 知帆……60

比良山麓におけるシン垣と災害対応 落合 知帆・大澤 颯太郎……62

【伝統知・地域知を活かしたEco-DRRにむけて】

比良山麓のランドスケープと災害対応 三好 岩生……68

Eco-DRRと伝統的防災技術との関係 島谷 幸宏……72

比良山麓の伝統知・地域知

―自然の恵みと災いに向き合う地域の知恵と技術

京都大学

深町

加津枝

滋賀県の湖西地域、大津市と高島市に位置する比良山
地は、東を琵琶湖、南を和邇川、北と西を安曇川で丹波
高原から区切られた範囲にあります。比良山地では標高
1,000m以上の急峻な山々が連続しており、比良山
麓東部の大小様々な河川は扇状地をぬけ琵琶湖に流れ込
んでいます。河川の中には、砂礫が堆積し河床が高くなっ
た天井川がみられ、湖岸沿いには砂浜や内湖が発達して
います。



写真1 土砂災害を防ぐための石堤

比良山麓には湖岸沿いを中心に古くからの集落があ
り、それぞれの地域の自然環境や自然の恵みを活かした
農業、林業、漁業、石材業などが営まれてきました。また、
北国海道や琵琶湖などを通じ、北陸や京都、滋賀県湖東
地域などから人や物が行き来してきました。一方、大雨
が降ると土石流や洪水などの自然災害が起こり、比良山
麓に暮らす人々は災害対応のための様々な工夫を行って
きました。集落周辺の山々や河川から産出される花崗岩



写真2 自主防災活動としての石組み水路の見学会

やチャートなどの石材は、こうした自然災害を防ぐための堤や水路、波除石のほか、シシ垣、棚田の石積みなどに利用されました。

本冊子では、比良山麓における伝統知・地域知に注目し、過去から現在、そして未来につながる「自然の恵みと災いに向き合う地域の知恵と技術」を、様々な分野の専門家や学生が取り組んできた調査内容を通じてご紹介します。本冊子は、「比良山地の自然環境」、「歴史資料から読み解く比良山麓の暮らし」、「比良山麓の石文化―自然の恵みを利用した地域の知恵と技術」、「比良山麓における災害対応の歴史」、「伝統知・地域知を活かしたEco-DRRにむけて」という5つの項目で構成されています。それらを通して、歴史から学ぶことができる自然災害への対処方法や、自然環境の特徴や自然の恵みなどをように活かしながら暮らしてきたのかを、総合的にと



写真3 地元の石材利用の歴史についての聞き取り調査

らえようとしています。また、身近な地域の伝統知・地域知をどのように収集し利用していくのかという視点にたち、様々な調査方法や地域での取り組みの具体例を紹介しています。

本冊子の大事なキーワードとして、国際的な防災減災への取り組みの中で出てきた考え方である、「生態系を活用した防災減災『Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)』」があります。健全で豊かな生態系には、災害の危険性を直接的に軽減させたり、災害の影響を間接的に和らげるという役割が備わっています。地域の健全で豊かな生態系や生態系が生み出す地域固有の文化を大切にしながら、これからの自然災害にどのように対処していけるのか、みなさんと一緒に考えていきたいと思っています。



写真4 集落にある古地図の調査



写真：二宮健斗・鬼塚健一郎（ドローン撮影）

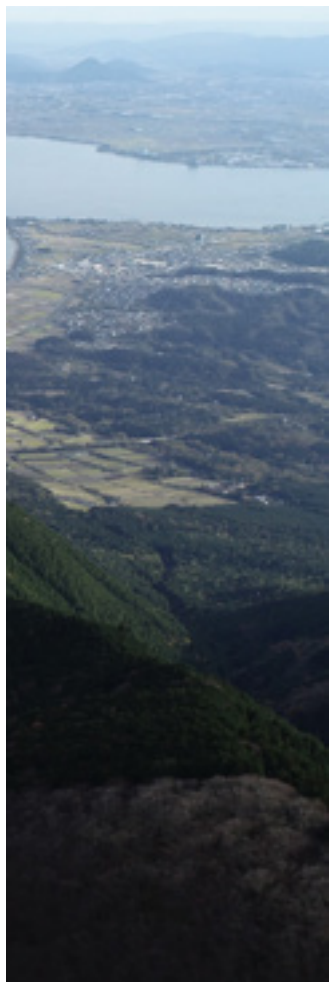
【比良山地の自然環境】



ドローンを用いた比良山地の地形の読み解き

京都大学

二宮 健斗
鬼塚 健一郎



最近話題のドローンは無人航空機（Unmanned aerial vehicle）の通称で、手軽に高精細な空撮写真を撮影できるツールとして一般にも普及しつつあります。ドローンを用いてこれまでは見ることのできなかった角度から地域を見直すことは、私たちに様々な気づきをもたらしてくれます。今回、比良山麓にてドローンを用いて空撮を行いました。ここでは、大津市八屋戸^{はちやど}に位置する守山集落近辺を中心として上空から撮影した2枚の画像から、比良山地の地形の特徴についてみてみたいと思います。

上の写真は、琵琶湖から比良山地を望んで撮影したものです。琵琶湖畔からしばらくはなだらかですが、途中から比良山麓の稜線にかけて標高が急激

に上がっており、起伏に富んだ土地であることが分かります。また、横に長く伸びる筋が2本見てとれます。上の筋は北陸から京都に向かって伸びる琵琶湖西縦貫道路であり、下の筋は近江塩津から京都駅へとつながるJR湖西線です。これら2本の筋の間では、田畑が地域の半分以上を占めており、住宅は密集しています。住宅地の中では道路が比較的狭くなっており、大きな車であれば通過できない程に細い道路も多く見られます。

もう1枚の写真は、反対に比良山地山頂付近から琵琶湖方向を見下ろしたものです。琵琶湖を囲む陸地の形状がよく分かります。比良山麓から琵琶湖に至るまで傾斜が非常に急であることがより分かりやすくなっています。木

がうつそうと生い茂る山地が広い面積を占めており、人間の生活空間は限られています。琵琶湖岸まで集落が迫っており、砂浜はごく一部です。また、琵琶湖に浮かぶ沖島や、琵琶湖を挟んだ対岸の近江八幡市の様子も見て取れ、日本最大の湖である琵琶湖が想像よりも小さく感じられます。山地では尾根と谷がはっきりと区別されており、谷の部分は川が流れている、あるいは過去に流れていた形跡があります。



図1 守山周辺の地形図 国土地理院の5万分の1「北小松」（平成6年11月1日発行）を元に作成

災害計画など様々なことに役立てることができます。



比良山地の地質

比良山地は琵琶湖西岸にあり、北と西は安曇川に、南は和邇川に囲まれています。比良山地の東半分は、比良花崗岩と名付けられた御影石で成り立っています(図1)。西半分は、さらに

西側の丹波高地と同じ中・古生代の堆積層で出来ています。これらの岩石はどこから来て、どのように比良山地を形作ったのか、地球の歴史に従って見てください。



図1 琵琶湖周辺の中生代火成岩の分布。比良花崗岩体もその一部で、遠く鈴鹿花崗岩体と環状にコールドロンを形成していると考えられている。貴治ら(2019)を元に作図。20万分の1日本シームレス地質図v2(産総研地質調査総合センター)利用。

堆積層は海から

現在、比良山地で見ることの出来る堆積層は、その堆積が始まった頃は海の底だったと考えられています。古くは二〜三億年前に、陸からずっと離れた遠洋では、プランク톤の死骸が、静かに堆積していました(図2)。その堆積物を載せたまま、海洋プレートはマントルの対流に乗って大陸プレートへ向かって移動しました。そのゆっくりとした移動の間にも海流や風によって運ばれて来た細かな泥が堆積し続け、徐々に地層を形成していきました。海洋プレートが、大陸プレートに衝突してその下に沈み込むと、海洋プレートに載っていた堆積層は海洋プレートからはぎ取られ、大陸プレートに押し付けられて張り付きました。およそ一億四千万年前の出来事だと考えられています。この現象を付加作用と言います。張り付いた堆積層を付加体と言います。こうして海底の堆積層が陸まで到達しました。一億年近くもの

長い間の堆積層を、現在陸上で目にしていることになるのです。

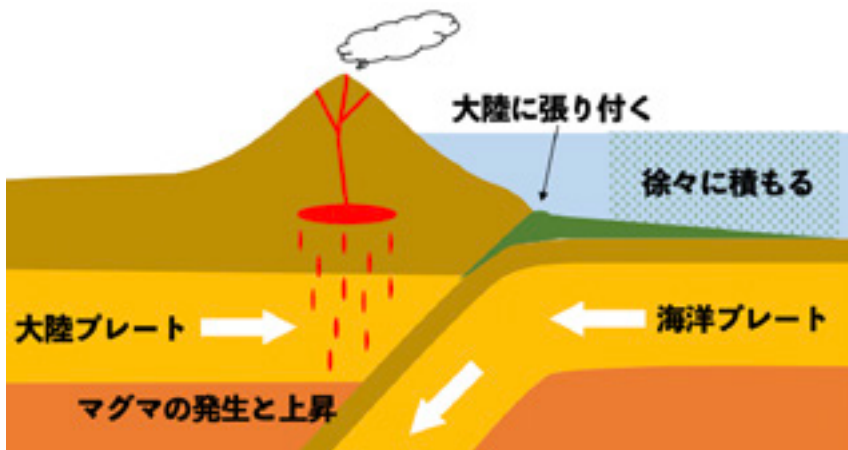


図2 堆積層は海から、花崗岩はマグマから

京都教育大学
総合地球環境学研究所

井本 伸廣
千田 昌子

花崗岩はマグマから

一方、海洋プレートは、海水を含んだ堆積層を巻き込みながら、さらに沈み込みを続けて行きました。水が存在すると岩石の融点は下がります。地下百十キロメートルより深くに到達した水は周囲の高温岩石を融解させて、マグマ化させました。マグマはゆっくりと上昇して付加体の下まで達し、マグマ溜まりを形成しました。深さは数十

キロメートル、温度は摂氏七百五十〜八百五十度です。九千五百万年くらい前、恐竜のいた白亜紀の出来事と考えられています。

た(図3)。すると、マグマ溜まりの

圧力が下がり、押し上げられていた堆積層は逆に陥没しました。この陥没地形をコールドロンと言います。コールドロンはマグマ溜まりが持ち上げた形に従って、環状に陥没するのが特徴です。陥没した堆積層の重さに押し出されるようにして、陥没の外縁に沿ってマグマが上昇します。そのため、この上昇したマグマも環状に分布します。マグマはゆっくり冷え固まって環状花崗岩体を形成しました。およそ八千万年前の出来事だと考えられています。琵琶湖と近江盆地を取り囲むように分布するたくさんの花崗岩体は、このようにして出来たと考えられており、比良花崗岩もその内の一つです。

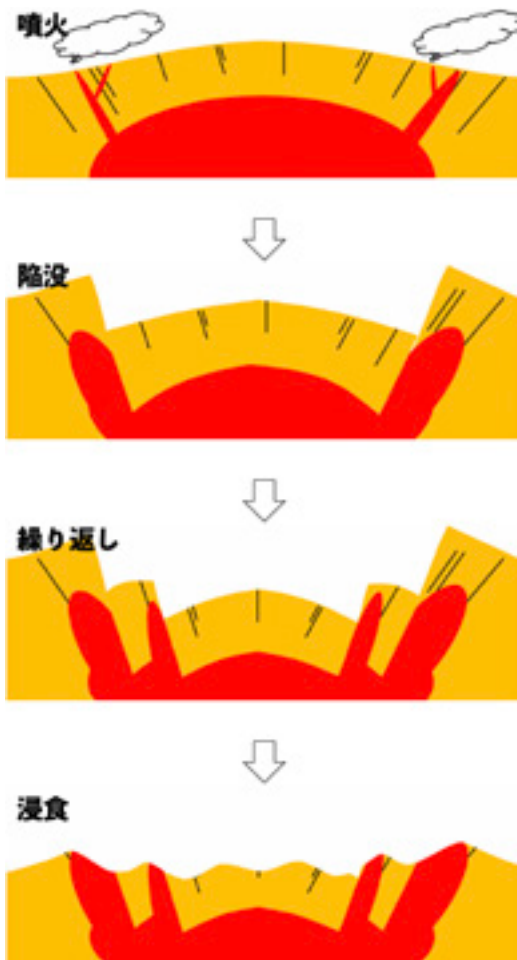


図3 マグマの噴火とコールドロンの形成

堆積岩の熱変成

六千六百万年くらい前までかけて、幾度か噴火と陥没を繰り返したため、少なくとも三重のコールドロンが同心円状に形成され、その規模は最外郭で長径六十キロメートル、短径四十キロメートルにも及ぶと考えられています。

マグマ溜まりは、少なくとも数百万年の時間をかけて、じっくり冷えています。タバコの火が七百度と言われているから、その程度の温度ならすぐに冷えそうに思われるかも知れませんが、同じ七百度でもマグマはそうはいきません。何キロメートルもの深い所で、周りを岩石に囲われた中で、何立方キロメートルも体積のあるものが熱を抱えている訳ですから、冷えて固まるには何百万年もかかります。

マグマ溜まりの周りの堆積層は、その数百万年の間ずっと高温にさらされ続けれます。岩石の蒸し焼きです。すると何が起ころでしよう。岩石そのものが変化します。この現象を接触変成と言います。変成した岩石を接触変成岩と呼びます。接触変成とは、低い温度のときに安定して存在していた鉱物が、何百万年と言う長い間高温にさらされ続けたために、鉱物を構成している化学

物質の組合せが不安定になり、高い温度のもとで安定な鉱物に変わっていく現象です。化学物質の移動や結晶構造の変化が起こって、新しい鉱物が誕生します。これを再結晶作用と言います。簡単に言うと、接触変成岩とは新しい鉱物が生まれて出来た岩石なのです。接触変成の及ぶ範囲は、マグマ溜まりの縁から五百〜千メートルにもなりません。

プランクTONの死骸から出来た堆積岩をチャートと呼びますが、比良山地のチャートは珪質層と粘土の層が交互に幾重にも重なっているのです。層状チャートと呼ばれています(写真1)。層状チャートは層に沿って剥離しやすいという特徴がありますが、比良山地のチャートは前述の通り接触変成を受けていて、非常に硬くなっています。しかし同時に縞状の層構造は変化せずに残りました。はっきりとした縞模様と、その褶曲を観察することが出来ます。また一方で、接触変成を受けたために、顕微鏡で拡大してもプランクTONを観察する事は出来ません。

チャートの縞はなぜ出来る

ところで、チャートの縞模様はどのようなにして出来たのでしょうか。元来は非常に深い海、おそらく数千メートル



写真1 層状チャート。特徴的な縞模様と褶曲の景色が好まれて庭石に利用された。平安神宮神苑にて撮影。

の深海底にプランクトンの死骸などが静かに降り積もった物だと考えられます。白っぽく見えている厚い層がプランクトンの死骸の集まりで、間に挟まれている薄い層は粘土の層です。この粘土の層は、上質の仕上げ砥石になるような、非常にきめの細かい均質な砥石層です。なぜ縞が出来るのかについては諸説ありますが、一つの説として、海の環境が周期的に変化したことが原因であると言われています。プランクトンの発生しやすい時期と、そうでな

い時期が繰り返し起こったのではないかとこの説です。近年、プランクトンの化石の研究が進んだお陰で、チャートの一枚一枚の層に含まれるプランクトンの種類を顕微鏡で調べられるようになりました。堆積層の厚さの変化とともに、プランクトンの種類の組合せも変化することが分かり、それによって地質時代がきちんと特定できるようになってきました。このプランクトンの組合せであれば古生代ペルム紀のどの時代であるとか、中生代三畳紀、ジュラ紀のどの時代であるかが特定出来るようになり、そこから、プランクトンの堆積速度は千年に一ミリメートルくらいではないかと言う試算も出ています。すると、厚さ五センチメートルのチャートの層は五万年に当たります。下から上へきれいに積み重なっているチャートの層を観察出来る場所が比良山地にもありますが、その岩石を調べることで、一枚の層の中に何千万年の時が潜んでいるかが分かるのです。また、縞の色の違いは、含まれる粘土の種類や微量な化学成分の違いを反映しています。

比良山地はなぜ高い

比良山地は、東の比良断層と、西の花折断層に挟まれて、押されて上昇し



写真2 比良山麓の個人宅にて。玄関アプローチに地元の石が使われている。縁取りに使われている白い石が花崗岩、縞模様のある石が層状チャート。

ています。何回も活断層が活動して、比良山地が上昇しました。山が高くなるといことは、その反対要素として、山は崩れます。比良山地は絶えず上昇しながら崩れるという運動を営んでいます。崩れた岩石によって山麓には傾斜地が作られます。この傾斜地を形成している地層を、山麓堆積層と言います。比良山地の山麓堆積層には、比良花崗岩も層状チャートも混ざり合っ

引用・参考資料

- 貴治康夫・多賀優・村田守・周琵琶湖花崗岩団体研究グループ (2019) 琵琶湖南湖西方に分布する大原・仰木花崗岩質岩体…二つの対照的な白亜紀花崗岩体の性質と地質学的位置づけ、地質学雑誌 125(1)107-118' doi:10.5575/geosoc.2018.0033
- 木村克己・吉岡敏和・中野聰志・松岡篤 (2001) 北小松地区の地質、地域地質研究報告(五万分之一地質図幅)、地質調査所、102p
- 沢田順弘・加々美寛雄・松本一郎・杉井完治・中野聰志・周琵琶湖花崗岩団体研究グループ (1994) 琵琶湖南部白亜紀環状花崗岩体と湖東コールドロン、地質学雑誌 100(3)217-233' doi:10.5575/geosoc.100.217
- Satoshi Ueno (2018) 発見!地球号「滋賀の大地」<http://uenosato.net>
- 亀井淳志「大地を作る花崗岩」夢ナビトーク、FROMPAGE Co.,Ltd.' <https://talk.yumenavi.info/archives/2214>
- 山賀進「火山(3)」<https://www.s-yamaga.jp/naninono/chikyuu/kezan-03.htm>
- W. Jacquesy Kious and Robert I. Tilling (1996) The Dynamic Earth: the Story of Plate Tectonics, ISBN:0-16-048220-8, online edition v1.20, U.S. Geological Survey, <https://pubs.usgs.gov/gip/dynamic/dynamic.html>
- 尼崎博正 (2002) 庭石と水の由来―日本庭園の石質と水系、昭和堂、ISBN:4-8122-0134-9
- 尼崎博正・田畑みなお (1992) 石と水の意匠―植治の造園技法、淡交社、ISBN:4-473-01261-1



【歴史資料から読み解く比良山麓の暮らし】



地域理解へ——比良山麓の古文書から

滋賀県立大学 東 幸代

生態系を基盤として災害リスクを低減しようと考えたとき、その地域における過去の災害の履歴を把握することは、重要な前提になってきます。

自然科学的アプローチ以外に、過去の災害について調べるために、どのような方法が考えられるでしょうか。特に、災害と人々の生活との直接のかかわりを知りたい場合には、どうすればよいでしょうか。

それほど昔ではなく、災害の経験者がいらっしやる場合には「聞き取り」という方法があります。また、地域には、「言い伝え」として災害の伝承が伝わっている場合があります。この場合も「聞き取り」が有効な手段となりえます。

こうした「聞き取り」でカバーできない、より古い時代について調べる場合には、古文書の調査・読解が有効です。滋賀県（旧近江国）は、都であった京に隣接していたことから、朝廷や神社に品物を納める場所として杣や

御厨に指定されたり、権力者の荘園となったりしていました。このため、朝廷をはじめとする支配者側の古文書に、早い時期から地名などがみられます。

また、比良山麓地域は、中世には延暦寺や園城寺の荘園として存在していました。それらは、比良荘や小松荘、音羽荘、木戸荘などで、支配者側に関係史料が残されています。守山地区は当時、木戸荘を構成していました。

ただ、残念ながら、守山地区をはじめとする支配された比良山麓地域の様子を明らかにしうる古文書はあまり残されておられません。その理由は、織田信長のころのこの地域の状況に求められています。元龜二年（一五七二）の

信長による比叡山焼討によって古文書をはじめ多くの史料が焼失し、さらに、比良山系一帯は元龜二年から天正元年（一五七三）の信長と一向一揆や浅井・六角氏との戦の戦場になったために、それまでの寺社がすべて焼失し、古文



図1 比良山麓の近世の村落
（『志賀町史』第2巻 図28を部分転載・加筆）

書記録などが失われたと考えられているのです。したがって、中世の当地域の状況を復元することは容易ではありません。

しかし、江戸時代の古文書は各地区によく残されています。滋賀県は、江戸時代の村が現在の地区に移行しているところがほとんどです（図1）。古文書は、寺院や神社、村の重役をつとめた家々にも残されていますが、現在の比良山麓地域では、地区の公民館に

地区共有文書が保管されている例が多いようです。これら地区共有文書の多くは、本来は村文書とも呼ぶべき性格

のもので、村役人のトップである庄屋が保管していたと考えられます。庄屋は、村を支配する領主からの文書の授受、および村で文書を作成する際の中心的立場にあり、庄屋の家には古文書が集積されていきました。その内容は、領主の触などの支配関係、村の行政関係など多岐にわたりますが、そのうち重要文書は、庄屋の交替に際して新庄屋に引き継がれていきます。これらが、明治時代以降のいずれかの段階で公民館に移管、あるいは、村によっては、複数の家等の古文書が公民館に集約されたと考えられます。

昭和五〇年代、元興寺文化財研究所によって、比良山系における山岳宗教調査がおこなわれました。このとき、北は旧安曇川町（現高島市）から南は大津市まで、六五もの古文書群が調査の対象となりました。守山地区や周辺

地区の地区共有文書も、調査対象となっています。

守山地区共有文書のうち江戸時代のものは、昭和末年におこなわれた別の調査の結果、内容分類がなされた古文書目録が作成されています。分類項目は、「水利」をはじめ二七項目に及びます。

筆者は、古文書が語る地域の姿を地区の皆さんご自身で解明していただくお手伝いとして、少し前から守山公民館で不定期ながら地区共有文書をテキストとした古文書講座を開催しています（写真1）。また、平成三〇年（二〇一八）五月一九日には、地区に残る未整理の近代文書の存在が、地区の皆さんによって確認されました（写真2）（写真3）。これまで十分には解明されていなかった古い時代の守山地区の姿が、これらの古文書の検討を通じて、今後、少しずつ明らかになっていくことでしょう。

筆者がこのような活動をする背景には、地域の人々に、地域の状況について自ら理解し、共有していただきたいという思いがあるためです。現在、平成二年以降の頻発する巨大災害の経験から、災害対策には、文系・理系の枠を超えた総合的な学知が必要であると考えられるようになっていきます。ま

た、あわせて、研究者・地域住民・自治体等の連携により、地域の実情に応じた防・減災対策が必要とされるようになっていきます。その前提として、現在に至る地域の特性を形成してきた歴史への理解と、その情報の共有が意味をもつのです。

本書でお示しするのは、そうした活動の一端です。例えば、村で発生した災害について調べるためには、まず、村の状況を把握して理解を深めておく必要があります。後掲の中井美波「守山を事例にした江戸時代の村明細帳」は、分類項目「村政」のうちの村明細帳を用いて、守山村の様相を解説しています。村明細帳は、村の様相を知るための基本史料といえる重要史料で

す。圃場整備がおこなわれたり、コンクリートによる土木工事などがおこなわれたりする以前の村の状況を示してくれます。

また、「地図」に分類されている絵図（古地図）からは、作成当時の各村や周辺村々の景観を読み取ることができます。高橋大樹「比良山麓地域の村々と古地図―歴史資料と伝統知の連環の可能性」は、比良山麓や守山村の空間の特性を示すとともに、絵図からの伝統知や地域知の読み取り方について示唆を与えてくれることでしょう。

江戸時代の村々の様相を知るためには、村明細帳をはじめとする各古文書をじっくり読んでいただくのがよいのですが、ある村に残る古文書のなかに、

他の村の様相に言及する古文書があります。「訴訟」に分類される、他村との争論関係文書です。山本晃子「比良山麓の村落間の境相論」は、そうした古文書を用いながら、比良山麓の世界を描いています。こうした他村間争論は、あわせて関係絵図が残されることの特徴です。

Eco-DRRを推進していくヒントは、先人の生き方や地域の歴史にも隠されています。一緒に見付けにいきましょう。

参考文献

元興寺文化財研究所編『比良山系における山岳宗教調査報告書』（元興寺文化財研究所、一九八〇年）。
志賀町史編集委員会編『志賀町史』第一～五巻（志賀町、一九九六年～二〇〇五年）。



写真1 古文書講座（2018年9月18日撮影）



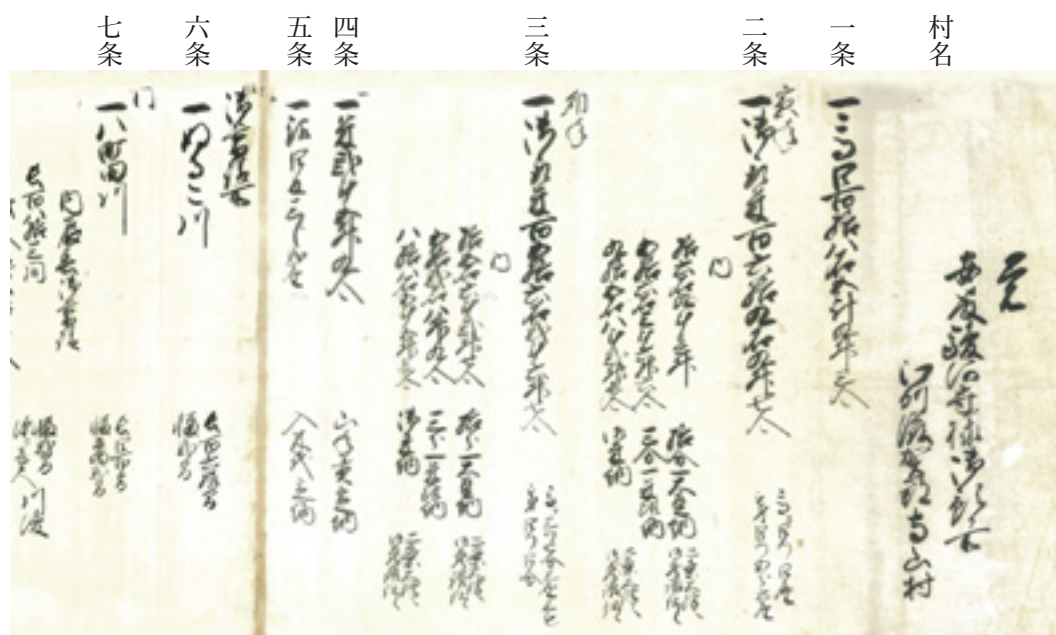
写真2 守山区の皆さんとの古文書確認作業（2018年5月19日撮影）



写真3 守山区の近代文書（2018年5月19日撮影）

守山を事例にした江戸時代の村明細帳

総合地球環境学研究所 中井 美波



はじめに

史料1は正徳二年（一七一二）に作成された江州滋賀郡守山村の村明細帳です。村明細帳は領主の国替えや代替わり、幕府巡見使の派遣、領主・代官の廻村等の際に、領主や代官が村の実情を知るために村方に提出させた帳簿であり、村高・反別・普請・家数・人数・寺社・河川・山林等、村の概要が記されています。旧守山村は琵琶湖西岸の比良山麓に位置し、湖岸（標高八十五m）から標高一七四mの蓬萊山山頂までを範囲とする集落です。守山集落には複数の村明細帳が残されており、今回は正徳二年と元文元年（一七三六）の二つの史料を読み解きながら江戸時代の守山村について紹介します。

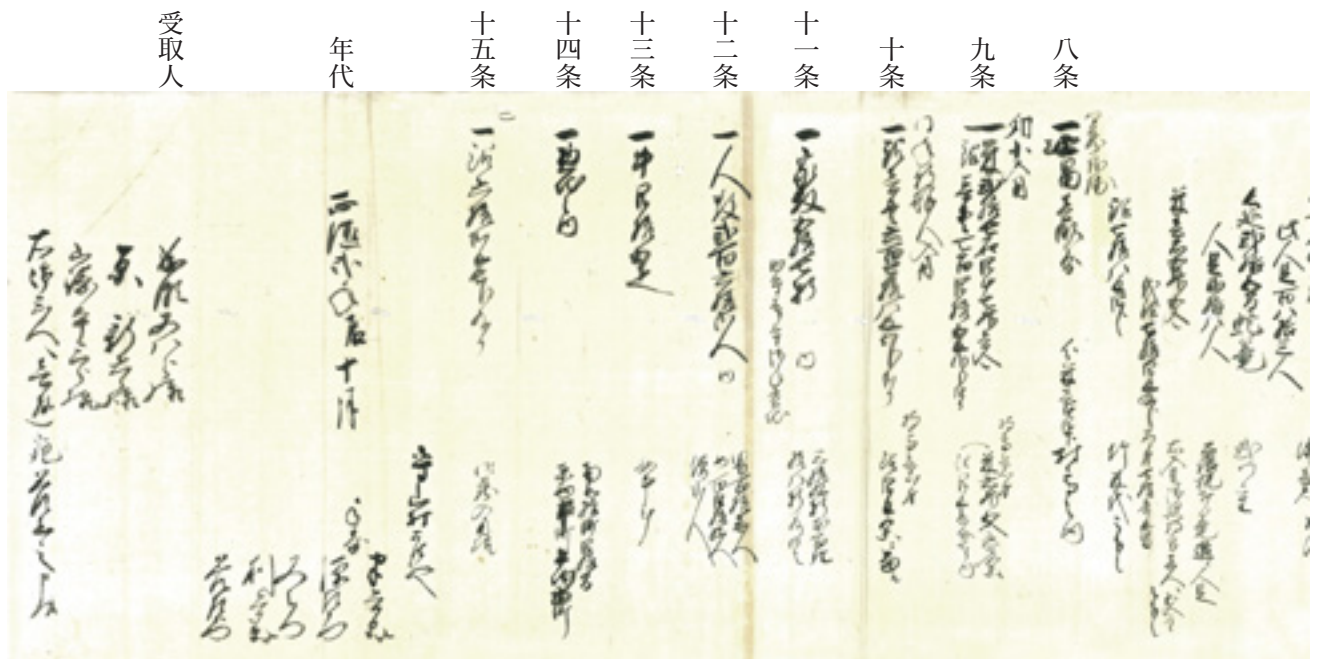
正徳二年の守山村明細帳

守山村は江戸時代を通じてほぼ幕領でしたが、寛文元年（一六六一）館林宰相（のちの江戸幕府五代将軍徳川綱吉）領となりました。その後、延宝八年（一六八〇）綱吉の将軍継嗣により綱吉の長男徳松が館林藩を継ぎましたが、徳松が死去した廃藩後は幕臣となったとみられる旧臣たちによる代官支配が行われたようです。史料1の村明細帳が作成された年を含む宝永四年（一七〇七）から正徳三年（一七二三）は京都東町奉行安藤駿河守（安藤次行）

預り所となっています。冒頭より二・三行目に「安藤駿河守様御預り所 江州滋賀郡守山村」と記されています。

第一条は田畑・屋敷地の土地生産高を米の量に換算して表示した石高が記載されています。守山村の石高は四一八石五斗九升三合でした。

第二条「寅年 一、御取米…」と第三条「卯年 一、御取米…」は、この村明細帳が書かれた前々年と前年の年貢について記載されています。寅年の年貢取率は「高二四ツ四厘」と記されており、これは全収穫量の四割四厘を領主に納め、残りの五割九分六厘が村人の手元に残されたことを意味しています。卯年の年貢取率は「高二三ツ七分三厘三毛」と前年より減少しています。守山村では年貢収納量を定めるために毎年作物の出来具合が認定され、年貢取率が決められていたようです。三分一米銀納とは江戸時代に西日本の幕府直轄領でとられた石代納の一種であり、年貢の一部を米の代わりに銀で納めるという徴税法です。守山村が寅年に上納した年貢は一六九石九斗七合で、その内の十分の一は大豆で、三分の一は銀で、残りは米で納めており、大豆と米は二条・大津の蔵へ納入していたと記されています。第四条・第五条は山に関する雑税について記載さ



史料1 守山村明細帳 正徳2年(1712)(守山財産区蔵)

れています。「山年貢」米二斗五升九合は守山村の西方にそびえる蓬萊山の所有者に、「入木代」銀四匁三分二厘はその山から取れる資源、主に薪に賦課されていた雑税であると考えられます。これらは田畑・屋敷に課せられる本年貢に対して小物成と言われ、米や銀で年々一定額が納められていました。

第六条・第七条は川普請について記載されています。河川・用水・道橋等の普請において、百姓が費用を負担して行った工事を自普請というのに対し、領主側が費用を負担して行った工事を御普請といいます。「御普請所 一、ぬるこ川：」「同一、八町田川：」と記されているため、領主負担の河川工事であったことがわかります。ぬるこ川(現 野離子川)は長さ一六〇間・川幅二間(一間は約一・八m)が普請の対象地とされました。八町田川(現 八屋戸川)は長さ四〇〇間・川幅平均二間が普請の対象地とされ、辰年春にその内の長さ一八三間を浚渫する工事、長さ延べ二十五間の二重に造られた蛇籠を石詰め・杭打ち・籠造りする工事が行われました。浚渫工事には一八三人、蛇籠工事には二十八人の労働力を要し、計二一人に一人につき五合の扶持米が支給されました。この扶持米一石五斗五升を一石に付き銀七十一匁に替えた代銀は七十四匁九分であったと記されています。普請で使用された竹木の代銀八匁四分は御普請のため領主から村へ支給されました。

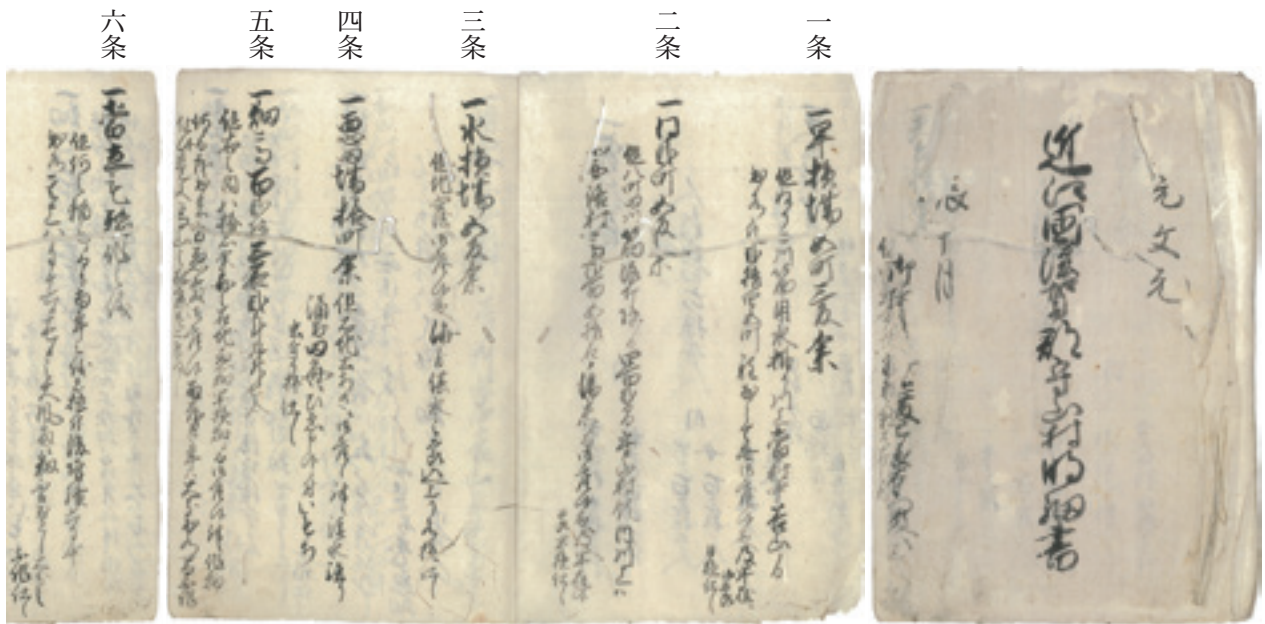
第八条は「郷蔵屋鋪」について記載されています。郷蔵屋鋪は村内に設置された年貢を一時的に蓄えておくための一村共有の穀倉です。郷蔵屋鋪は生産力がないため年貢減免地とされる場合が多いですが、

守山村では郷蔵屋鋪が建っている上畑一畝分の土地に一斗四升の税が課せられていました。

第九条「卯小入用：」と十条「同年朝鮮人入用：」は石高を規準として村ごとに課された付加税である高掛物について記載されています。「小入用」とは農民に村を通じて賦課された年貢以外の農民負担を指します。例えば、領主の屋敷が災害等で損壊した際の復旧費用や、領主の娘が結婚する際に必要となる費用の捻出のために賦課されました。この他にも小入用には様々な費目があげられます。「朝鮮人入用」は朝鮮通信使が派遣された際に賦課された費用です。入用には二種類の徴税方法があります。一つは費用を村全戸で割り各戸が同じ額を納める方法で、もう一つは各戸が持高に応じて決められた負担額を納める方法です。江戸時代初期は前者が主流でしたが、徐々に公平な後者が採用されるようになりました。守山村では後者が採用されており、小入用は各戸が持高一石に付き米六升五合六匁余と銀四匁一分七厘内を負担し、朝鮮人入用は持高一石に付き銀四匁余を負担しました。

第十一条から第十三条は家数、人数、牛の数が記載されています。守山村には五十七軒の家があり、その内三十九軒が土地を持つ本百姓、十八軒が土地を持たない水呑百姓でした。村によっては寺の年貢が免除される場合がありますが、守山村では「御年貢地」とされる寺が一ヶ寺ありました。人口は二六二人で内訳は男性二一人、女性一四九人、僧侶二人でした。牛の数は四十五疋で雌牛ばかりと記されています。

第十四条は「惣地」について記されています。守



山村には南北に十町四十間、東西平均六町の共有地があったようです。

第十五条の「御蔵入用銀」は、村外にある領主の年貢蔵を維持するために村人が負担させられた費用を指します。蔵の前に「御」が付けられていることから領主の年貢蔵であるということが読み取れます。銀六十二匁七分九厘が納められていました。

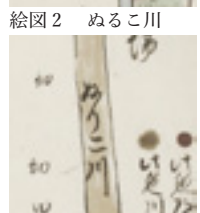
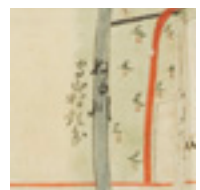
史料1の村明細帳の受取人は成瀬五八郎、原新六、山崎年三郎と記されています。この三名は、將軍の代替わりごとに諸国の政情や民情を視察した視察官である幕府巡見使であり、この村明細帳は幕府巡見使派遣に際して作成された文書であると考えられます。

元文元年の守山村明細書

史料2は元文元年に作成された近江国滋賀郡守山村明細書の一部です。史料1の村明細帳作成から二十四年後に同じ守山村で作成されました。ここでは史料1には記載されていない項目を紹介いたします。

第一条・第二条はぬりこ川筋と八町田川筋の「早損場」について記載されています。早損とは日照りによる田畑の被害を指します。ぬりこ川筋の田畑は中谷山からの出水が約二十四・五町しかないため早魃の際は五町三反余の被害が出ており、八町田川筋の田畑は隣村の湯末であったため早魃の際は二町五反余の被害が出ていました。史料1では「ぬるこ川」史料2では「ぬりこ川」と表記されていますが、どちらも現在野離子川と呼ばれている河川です。守山村の絵図を見てもあるとぬる川、ぬるこ川、ぬりこ川等と書かれているものが存在します（絵図1〜3）。

第三条は「水損場」について記載されています。



絵図1 ぬる川
絵図2 ぬるこ川
絵図3 ぬりこ川
(絵図1〜3 守山財産区蔵)

守山村は琵琶湖に面しています。窪地には湖の水位が上昇すると水が入り込む水損場が五反余ありました。

第四条は「悪田場」について記載されています。石が多く土が浅い上に、清水がたくさん湧き出ており、常に冷えた状態であるため、稲に発生する病気のイモチ病や虫害等の被害が出る土地が十町余ありました。

第五条は「畑高」について記載されています。守山村の畑高は一二三石二斗九升七合であり、その内八十石は常に石地悪畑・早損畑で、どのような作物を育てても出来が悪く、さらに雨が多い年は大洪水となり不作でした。

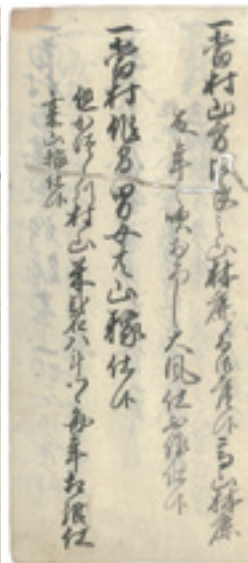
第六条は「立毛稲作」について記載されています。立毛とは田畑で生育中の農作物を指します。元文元年は稲作物の植え付け後雨が降り続き、六月は洪水、八月十六日十七日は大風雨に見舞われ、稲が吹き落され大不作でした。

第七条では守山村の山側の田畑は高山である比良山の麓であるため、毎年吹き降ろしの大風で不作であったと記されています。

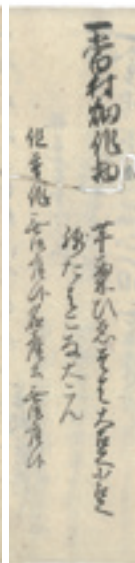
第八条では守山村の男女は農閑期に山稼ぎへ行っていたと記されています。

第九条は畑作物について記載されています。守山村の畑では芋、粟、ひえ、そば、大豆、小豆、綿、

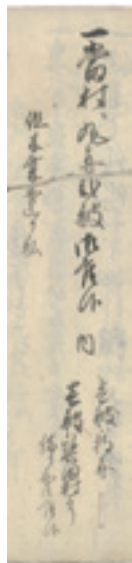
七条



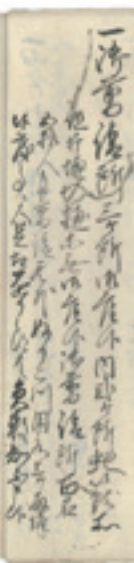
八条



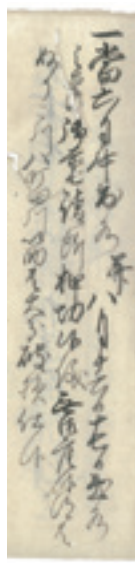
九条



十条



十一条



十二条

たばこ、な大こんが育てられていました。重作はし
おらず、名産品はなかったようです。

第十条は江戸時代から昭和にかけて琵琶湖水運で用
いられた独自の構造を持つ帆船「丸船（丸子船）」に
ついて記載されています。守山村の丸船は二艘あり、
一艘は持ち船、もう一艘は堅田村より借りている船で
木柴を運搬するのに利用されていました。

第十一条は川普請について記載されています。守山
村には御普請所が三箇所あり、その内二箇所は蛇籠工
事の対象地でした。井堰^{いせき}樋^ひはなく、ぬりこ川用水は
雨が降るたびに員数は不明ですが人足がかかりまし

史料2 守山村明細書 元文元年（1736）（守山財産区蔵）

た。

第十二条は元文元年の六月と八月十六日十七日の
洪水について記載されています。洪水により守山村
の御普請所が決壊することはありませんでしたが、
ぬりこ川・八町田川筋共に大分破損したと記されて
います。

ここでは紹介しきれませんでした。元文元年の
守山村明細書には「用水」「道法」「田畑こやし」等
も記載されています。

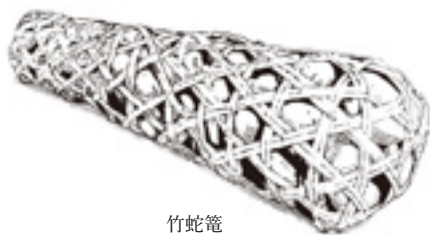
おわりに

さて、江戸時代の守山村の様子を少しご理解して
いただけたでしょうか。村明細帳は領主や代官が示
した雛形を元に作成され、記載項目は村や時代によ
り異なりました。正徳二年の村明細帳は、村高・普
請・家数・人数・寺社・河川等が記された一般的な
記載項目の史料でした。元文元年の村明細書は、早
損や湖の水位上昇による水損、洪水、大雨風、吹き
下ろしによる田畑への被害や河川の破損、災害の復
旧工事等の情報が記載されていました。これらの他
にも、村明細帳には農閑期の農民の仕事や所持して
いた船、村で栽培していた作物や名産品、漁業や養
蚕業、鉱業等の地域特有の産業等、江戸時代の村人
の生活実態がわかるような内容が記されていること
があります。村明細帳は村方から領主や代官へ提出
される租税に関係する書類です。村方としてはでき
る限り租税負担を低く抑えたいという意図があるた
め作成の際に多少の作為が存在した可能性があると
考えられます。例えば、史料2の第三条に「水損場
五反余」とありますが、実際に五反余の被害が出て
いたのかどうかは不確かで、改めて他の古文書や絵

図等から確認を行う必要があります。しかし村明細
帳は江戸時代の村の様子や変遷、農民の暮らし、災
害情報を現代へ伝える大変貴重な史料であり、村方
の作成意図に考慮しつつ見ていくのであれば、江戸
時代の村の概要を知るためにまず目を通すべき史料
です。

蛇籠とは

史料1の第七条、史料2の第十一条に「蛇籠」に
ついての記載が見られます。蛇籠は円筒形に編まれ
た籠の内部に石を詰められたもので、治水工事・河川改
修・災害復旧工事等に用いられます。古来は竹を主
な材料としていましたが、現在は鉄線が用いられる
ことが多いようです。



竹蛇籠

参考文献

志賀町史編集委員会編『志賀町史』第二巻（滋賀県志賀町、
1999）308、309

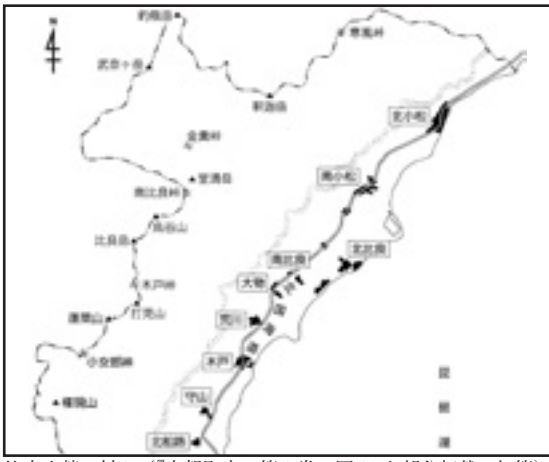
比良山麓地域の村々と古地図

— 歴史資料と伝統知の連環の可能性

大津市歴史博物館 高橋 大樹

はじめに

折りたたまれた一枚の古地図を広げ、集落域や山野河海の様子をながめながら、さらに記された文字情報も読み解いていくと、そこに地域の歴史的な景観や時代相が一気に眼の前に拡がります。筆者は、平成二九年(二〇一七)三月、勤務先の大津市歴史博物館で、「村の古地図―志賀地域を歩く―」という、比良山麓の村々を含む志賀地域



比良山麓の村々(『志賀町史』第2巻 図28を部分転載・加筆)

(明治三二年(一八八九)以前は一八の村)の室町時代から明治時代の古地図を厳選した企画展を担当しました。

この志賀地域には、江戸時代より蓄積されてきた共有文書とともに、多くの古地図が残されていますが、それら古地図の量はさることながら、個々に含まれる情報量の多さに圧倒され、消化不良のまま、展覧会ではわずかにその一部を紹介することしかできませんでした。それ以来、大津市歴史博物館では、継続的に志賀地域の史料調査を行っています。本プロジェクトがスタートし、諸分野の方々との共同により、古地図を含めた歴史資料に改めて注目し、災害や景観などの歴史を考える新たな調査段階に入ったということができま

1、比良山麓地域の調査史と古地図

さて、古地図は、地理学や歴史学の多様な学問分野の方々にとっても、

様々な情報をもたらしてくれる歴史資料です。そうした学際的・文理融合のキーになる資料であるわけですから、

学問領域の垣根をはずしながら、その資料を適切に評価し、分析し、利用するため、まずは慎重かつ真摯な姿勢で調査し、公開・共有のための作業が必要となります。またそれは、研究者だけでなく、何よりも古地図に描かれる地域の方々にとって不可欠な生活史料でもあり、保存・保管、そして後世に伝えていく上で欠かせない作業でもあります。

ここで、比良山麓の各地域の古地図資料の全体像について触れておきましょう。

これら地域の古地図の(発見)という意味では、過去の学術調査もさることながら(元興寺文化財研究一九七九)、やはり平成一七年(二〇〇五)に編纂が完了した志賀町史編纂事業における調査・整理が大きな意味をもちます(志賀町一九九六)

二〇〇五)。とりわけ、先にも触れましたように、各地域には膨大な古文書・古記録があり、それは短期間のうちに地元の方々との共同で調査・整理され、編纂事業に利用されました。現在の、その時の古文書写真資料(紙焼き)は、平成一八年(二〇〇六)の大津市との合併の際、目録とともに大津市歴史博物館に移管されています。

一方、その中に含まれる古地図は、目録には記載されているものの、大型であったり、撮影が困難ということもあつたりと、町史に利用されたものや一部の写真を除き、内容に関する情報はほとんど伝わっていませんでした。そこで、平成二九年の大津市歴史博物館企画展「村の古地図」の開催にあたり、一年前から文書目録(志賀町史編纂資料)を手がかりに各地域を訪ねてお願いにあがり、古地図をお借りし、調査・撮影をさせていただきました。時に目録に記載がなかったり、新たに見つかったりしたものなどもあり、

一八地域の合計で約七五〇点もの膨大な数の古地図類が確認できました（一部未調査地域もあります）。

もちろん、それら古地図は大小・精粗は様々で、単なるメモのような絵図も含まれています。しかしながら、どんなものにも歴史情報は詰まっています。今後は、改めて一点一点の内容を細かく検討していく必要を痛感しています。

2、比良山麓地域全体を眺める

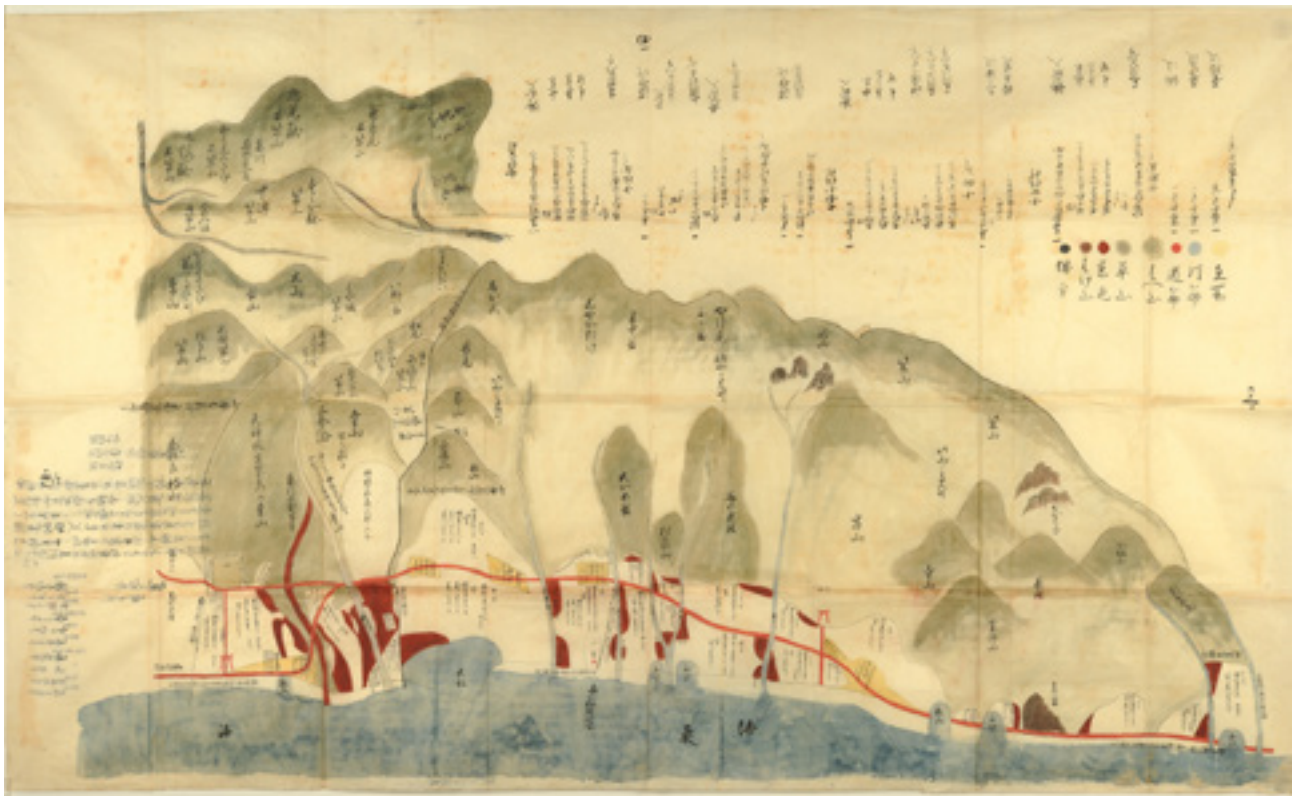
さてここで、本プロジェクトの対象地である比良山麓地域（特に北小松・北船路地域）の江戸時代を眺めてみることにしましょう。

江戸時代の古地図は、領主に提出する村の明細図や、入会地の管理や境界争いの際に作成された裁許絵図など、その作成の経緯は様々です。一村で作られる場合もあれば、立ち会いということで複数の村々が内容を確認しながら作成するものもあります。このように伝来してきた古地図は、江戸時代の領主（幕府や大名など）の支配、入会地をめぐる地域の生業の問題など、景観復元の歴史資料という性格だけでなく、それ以上に様々な歴史情報を伝えてくれます。

志賀地域の古地図は、そうした各地

域の歴史情報を復元する上で、非常に稀有な資料ということになります。その中でも一村だけの明細図ではなく、複数の村々を描く絵図がいくつか残されていることも注目されます。

その一つが「北小松・南小松・北比良村絵図」です（二五・二六頁）。北比良地区に伝来するその絵図は、当時の北小松・南小松・北比良村を描く、大きさ縦一〇九・八cm、横一八二・一cmにも及ぶ大絵図です。この絵図には裏書があり、年代も書かれてあって、寛文九年（一六六九）七月に作成されたものであったことがわかります。また、裏書の文面を見ていくと、各村の庄屋・百姓らが立ち会って念入りに田畑や荒場、持山や入会地（共有地）について確認して詳細を描き上げ、間違いがあった場合の対応や後日の内容保証のために、三ヶ村の庄屋・肝煎・頭百姓らが連判をして領主（幕府・大津代官）に提出したこともわかります。ただし、これは実際に提出された原本ではなく、村側に残った控えといえます。続いて、その絵図の表面を細かくみていくと、各土地利用を色分けして凡例で示し、その上で各村の領主情報や村高・家数、また鎮守（神社）の位置や河川、街道情報などが細かく描かれています。



北小松・南小松・北比良村絵図 寛文9年（1669）（北比良財産管理会蔵 写真：大津市歴史博物館提供、26頁も同）



部分：絵図裏書



部分：南小松村と内湖の様子

一方で、山手に目を転じてみると、数々の山々谷々に名前が付されるとともに、草山・柴山など利用状況に応じた区別も併記されています。さらに荒地（赤色）や「はげ山」、水災害の情報もうかがえます。



部分：瀧山



部分：山々谷々の様子

また、土地情報だけでなく、北小松の「よろい岩」や「瀧山」（楊梅の瀧）、また近江舞子の内湖や舟入なども描かれています。まさに、北小松から北比

良までの細部にわたる歴史的な景観が復元できるものといえるでしょう。

さて、次に紹介したいもう一つの絵図は、同じく寛文九年に作成された「木戸・大物・荒川・北船路村絵図」です（二七頁）。表題の四ヶ村を描いたもので、縦一五六・六cm、横二六三・五cmの非常に大きな絵図です。この絵図に「北小松・南小松・北比良村絵図」と同じ裏書があり、各村の庄屋・肝煎・頭百姓が立ち会い、絵図面を精査して作成されたことがわかります。

その内容についてみると、各村域内（白色）には、屋敷反数・家数が記され、周辺の永荒の田畑を黄色で示されています。また、集落域に近い山々は草山、奥の山々は柴山と異なる様子が詳細に描かれ、その山々に続く道も「草道」や、峯から湖岸までの距離が記されています。それらの道は集落域と連結されて舟入へとつながり、他の古地図の情報よりそこから柴や石が大津や近江八幡へと出荷されていく様子うかがえます。江戸時代の自然環境と村社会、さらに生業のあり様を俯瞰できる絵図といえます。

ところで、この絵図の中に含まれる守山村の箇所がぼっかりと空いていて何も描かれていないことにお気づきでしょうか。もちろんこれは守山村がな

かったということではありません。この守山村の詳細が描かれていないことは、この絵図とともに先の「北小松・南小松・北比良村絵図」の作成された理由にも関わります。なぜ描かれなかったか、それを解く鍵は当時のこれら比良山麓の村々の領有（支配）関係にあります。実は、これら絵図に描かれる村々は当時すべて幕府領で（もしくは村内に幕府領を含む）、守山村は館林宰相（のちの徳川綱吉）領で幕府領も含まれていませんでした。

つまり、色々と考えを巡らしていくと、これら二つの大絵図は、現在のところはつきりとした理由は定かではありませんが、幕府の命によって、幕府のあった村々を描き、明細を書かせて提出させた絵図だったと考えることができます。

なお、この二つの絵図で描かれなかった両者をつなぐ地域である南比良村も、当時は旗本庄田家領で幕府領が含まれておらず、おそらく報告対象に含まれなかったのでしょうか。

いずれにしても、本図は三五〇年前の比良山麓北部の支配や生活、地域の生業を含めた人びとの生活空間を読み取る貴重な絵図といえるでしょう。



木戸・大物・荒川・北船路村絵図 寛文9年（1669）（荒川区共有地管理組合蔵 写真：大津市歴史博物館提供）



部分：北船路村福谷山周辺



部分：荒川村と大谷川周辺



部分：守山村・木戸村周辺



部分：大物村と百間堤周辺

3、守山地区の歴史的景観を読み解く

先にも述べましたように、比良山麓の各地域には多くの古地図が残されていて、それらは土地利用の実態や景観復元の資料としても注目すべき歴史資料です。今回すべてを紹介することはできませんが、以下では、二〇一八年度の主な調査対象地となっている滋賀県大津市八屋戸のうち守山区の古地図を数点紹介したいと思います。なお、同時に調査が進んでいる南小松区については、安藤滉一・深町加津枝両氏が水災害・土地利用の視点から紹介・分析していますのでそちらを参照ください（五六頁）。

また、以下で紹介する守山地区の江戸時代の様子については、中井美波氏が村の状況を書き上げて領主に提出した明細帳という史料をもとに詳しく分析され（二〇頁）、災害史については東幸代氏が紹介されていますので、そちらも併せて参照ください（五〇頁）。さて、では守山地区の古地図からはどういった情報が読み取れるでしょうか。守山地区共有文書には、古地図が九二点含まれています。寛文四年（二六六四）から明治・大正時代まで、詳細なものもあれば雑多なメモ程度のもものもあり、非常に多彩な内容で構成されています。以下では、守山地区の



(1) 福谷山争論裁許絵図 寛文4年(1664)(守山財産区蔵 写真:清水光芸社撮影)

古地図の中から、特に注目すべきものを選んで紹介したいと思います。

(1) 福谷山争論裁許絵図

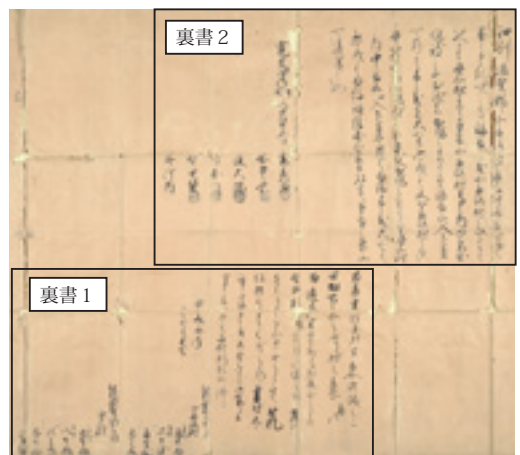
守山地区に残る最も古い古地図です。絵図面は、琵琶湖を手前にして(東を下)、比良山系を望む西を上とする構図で、南より和邇(北浜)村、南船路村、北船路村、守山村、木戸村の位置関係を記し、北船路・守山両村についてはそれぞれ領主・石高・出作高もあります。また、山や湖(浜)につな

がる道々を赤線で示し、黄土色の線で「領さかい」が示されます。また、簡略ながら「田」や「野」などの土地利用状況も記されています。なお、絵図面から具体的な作図の契機は見えてきませんが、裏書のよりその背景と経緯がうかがえます。

その裏書は二つあります。どちらも寛文四年の日付で、左下に守山・北船路両村から絵図を提出した際の書付(裏書1)、それを受け右上に領主側(この時は幕府領)からの裁許(裏書2)があります。その内容を要約すると、①守山・北船路村が立ち会って絵図面を作成し、問題となっている「山境」のそれぞれ主張を付札にして提出(裏書1)。それを受けて、②問題を精査し、どうも境目は確定させず、北船路村の「福谷山」・守山村の「中谷山」の「木」をそれぞれの相手側出作の者が伐採していることを禁止するにとどめる、という裁許を出したようです(裏書2)。

ここから一七世紀中期の山林をめぐる問題、特に領主との関係や裁許のあり様が見て取れますが、以降、本図は何度も写しが作られたようで、守山地区共有文書の中に写しが何枚も確認できます。同時に守山地区共有文書を

確認すると、寛文四年以降、同一三年(一六七三)まで頻繁に福谷山をめ



(1) 福谷山争論裁許絵図 (裏書部分、枠など加筆、写真:大津市歴史博物館提供)

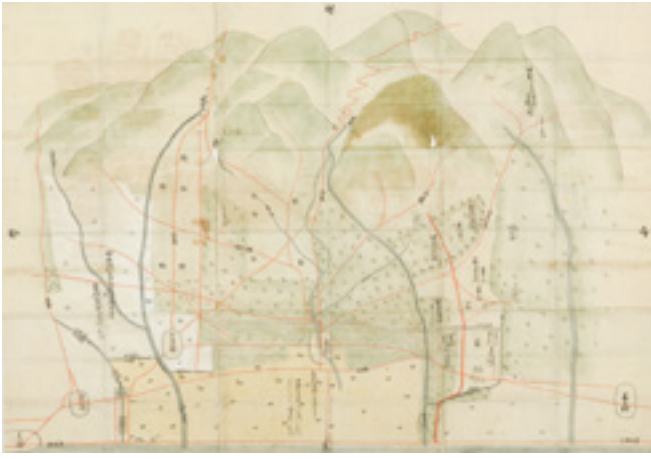
ぐる山論・水論が起こっていることがわかります。また、北船路地区共有文書を見ると、寛文四年争論の関係史料は確認できませんが、遡る同二年(一六六二)に裁許が落着くまでには互いに出作に入らないとの覚書があり、福谷山をめぐる問題は以前から継続して起こっていたものと思われるです。

この福谷山争論絵図は、寛文四年という一時の状況を切り取ったにすぎません。ただ、両村立合いのもと、多少のズレはあるとは思われますが、およそ共有する空間認識をもとに描かれたものとして、当時の景観を復元する一材料といえるでしょう。

(2) 守山村・北船路村周辺図

次に紹介する絵図も守山村を中心に、福谷山・中谷を描くものです。

先の「福谷山争論裁許絵図」と同構図ですが、微妙に描かれ方、文字情報が異なります。まず、大きく次の三つの点が目につきます。①守山村の湖岸側に広がる田畑を黄色（北船路・木戸村の出作関係の記述もあります）、②守山村周辺の「野」や山々谷々の緑色と植生（立木と下草の区別があります）、③北船路村側の守山村出作の範囲を示した白色、の三つです。絵図の作成年代はわかりませんが、両村の出



(2) 守山村・北船路村周辺図 江戸時代前～中期（守山財産区蔵 写真：清水光芸社撮影）上：全体図、下：部分（鹿垣部分）

作問題とも関連して、おそらく江戸時代前期～中期頃と思われます。

これらの景観描写とともに興味深いのは、守山村の集落域と山側を隔てるシシ垣根（石垣）が描かれている点です。北側の木戸村との境にも石垣による「領さかい」が描かれています。一方の南側の北船路村側へはシシ垣は伸びておらず、どうなっているかは不明です。これら守山村周辺のシシ垣維持に関する江戸時代中期以降の古記録は確認できませんが（守山地区共有文書等）一方で、江戸時代中期と思われる北船路村庄屋等嘆願書（北船路地区共

有文書）には、「猪竹垣」が近年北から延伸してきている状況と、北船路村周辺にも猪が出て百姓が難儀しているので「御殿様御力御添」によって速やかに築造したいと願っていることがわかります。

本絵図は、村落景観を描くと同時に、隣村とせめぎ合う共有地や出作の問題、さらにはシシ垣築造の問題も見え隠れします。

(3) 守山村・北船路村周辺山林図

この絵図は、守山・北船路両村を含め、周辺の山々や浜を描いたものです。



(3) 守山村・北船路村周辺山林図 江戸時代中期（守山財産区蔵 写真：清水光芸社撮影）

絵図面をみてみると蓬萊山・小女郎峠といった山手の険しい様子が深緑色によって表現されていて、その手前の草地と思われる範囲は薄緑と「野」という墨書が確認できます。黄色は北船路村の田畑です。

なお、この絵図の制作目的や年号は不明ですが、凡例の中に白色の説明として「浜筋論所」とあり、柴木の出荷にかかる港湾としての浜の争論に関して作成された可能性が考えられます。その両村による浜地争論については、享保一八年（一七三三）以降の文書記録類が残っており、絵図と合わせて

その歴史的な経過と利用の実態を考察することができません。

(4) 守山村・北船路村湖岸水害絵図

この絵図は、やはり琵琶湖を手前とする構図で、南船路〜木戸村を範囲としています。守山村を中心に描いたものです。何より特徴的なのは、水害の状況を描いたものと推測される点です。湖岸・八町田川・野離子川^の周辺を青色で着色しているのは、「水込」とよばれる洪水の被害範囲を示していると考えられます。制作年代はというと、判断・比較する史料がなく、江戸時代中後期というしかありませんが、ただし、全く手がかりがないわけではありません。守山地区共有文書には、例えば元禄一三年〔一七〇〇〕、宝永元年〔一七〇四〕・同五年〔一七〇八〕、享保一九年〔一七三四〕の洪水被害、あるいは寛政元年〔一七八九〕に琵琶湖の水位が上がることによる「水込み」の被害、さらにこの他にも大小の水災害があったことを伝える文書・記録も伝わっています。おそらく、この絵図は、右のいずれかの被害状況を領主に提出するための絵図下書きと考えられます。

絵図中にはピンクで着色された箇所があり、そこには字名と「願所」との



(4) 守山村・北船路村湖岸水害絵図 江戸時代中〜後期 (守山財産区蔵 写真：清水光芸社撮影)

記述、そして石が積み上げられた描写があります。これが何を指すかは現在のところ不明ですが、本図を読み解く重要な表現だと思われれます。詳細な分析は今後の課題です。

(5) 守山・北船路村壬申地券地引絵図

最後に近代以降の古地図を二点合わせて紹介します。

明治時代前期、これまでの年貢という物納(米など)から土地ごとに地価を確定して金納する改革が行われます。その際に、一筆ごとに詳しくその状況を描いた「地籍図」が作成されま



した。

①②は、いずれも山林部を除く守山村・北船路村を描いたもので、壬申地券地引絵図と呼ばれる明治時代前期に作成されたものです。守山・北船路村は、明治七年〔一八七四〕に合併して八屋戸村となりますので、同年の作成とも推測されます。

地番を部分的になおしたり、薄い色で水路や里道を書き足したり、完成図を作る前に推敲を重ねた跡が見えるので下図と考えられます。明治時代前期の土地利用や景観を詳細に分析することが可能となります。



(5) 守山・北船路村壬申地券地引絵図 明治時代前期 (右①、左②共 守山財産区蔵 写真：清水光芸社撮影)

なお、明治一八年（二一年頃）に製図された地引絵図（大津市歴史博物館所蔵）も残されており、江戸時代から明治時代を通して、その村空間の変遷をたどることができません。

おわりに

以上、比良山麓地域の古地図をめぐる概要について、その全体を、そして守山地区所蔵の古地図を中心に紹介してきました。

江戸時代の古地図をみると、そこに牧歌的な、あるいはノスタルジックなイメージを重ね合わせることは、相当に実態とはかけ離れている可能性があります。

村社会において、争論絵図にみられるように山林等の用益をいかに確保するかが喫緊の課題であったこと、それら用益を柴木出荷といった生業としていた村の生活の様子。それに連動するかのように、開発と荒廃を示す「はげ山」の様子が数々の絵図に示されていること。あるいは水災害に対応するため生存をかけた村民の動き。つまり、私たちは、絵図を作成しなければならなかった隣村との厳しい競争、領主との対峙、そうした時代や社会、村の様子を考えながら、同時にその中に人びとの生活の息吹を読み取らなければなら

りません。

当時の人びとが見た景色を、大地に刻まれた先人の足跡を、また山野河海の変貌のあり様を、古地図に表現された描写や記された文字を通してみていく。そこにある生活の様子に思いをめぐらしながら、その先にみえる数々の時代相、問題を読み解いていく。

江戸時代と現在は完全に断絶したものではなく、どこかでつながっている。あるいは人びとが繋いできたということとを、古地図をはじめとした歴史資料の存在が確かに語ってくれます。比良山麓地域とそこに残された数百点の古地図には、その一枚一枚にそうした膨大な歴史情報がつまっています。

私自身は、これまで専ら古文書・古記録の調査や整理、分析を仕事としてきましたので、古地図分析についてはまだまだ素人の域を出ません。はじめに紹介した「村の古地図」展を担当したときも、多くの地理学者や歴史学者の方々にご教示を得て進めてきました。その中で何度も教えていただいたのは、現在の地図と古地図を見比べながら、実際に現地を隈なく歩き回ることが大事なことである、ということでした。

いま本プロジェクトでは、様々な分野の研究者や地元協力者の方々との共

同で、古地図を含めた地域史料の掘り起こしと整理・分析を進めています。その上で、古地図を一緒に眺め、地元の方の案内で地域を隈なく歩き回り、かつての道筋や河川、山林、あるいは生活の様子についての「語り」を古地図の情報に重ねあわせてみる。そこで共有化された歴史情報や伝統知を様々に接続して、活用方法を探っていく。そうして、ひろげた古地図を折りたたんで保存箱に入れ、次の古地図をひろげて再びその時代に飛び込んでいく。古地図をめぐる比良山麓地域の調査史はまだ始まったばかりなのです。

参考文献

- 大津市歴史博物館企画展パンフレット『村の古地図―志賀地域を歩く―』二〇一七年
- 財団法人元興寺文化財研究所編『比良山系における山岳宗教調査報告書』（昭和五十四年度日本自転車振興会補助事業による）一九七九年
- 水本邦彦『絵図と景観の近世』校倉書房、二〇〇二年
- 水本邦彦『草山の語る近世』（日本史リブレット52）山川出版社、二〇〇三年
- 志賀町史編集委員会編『志賀町史』（第一～五巻）
- 志賀町、一九九六年～二〇〇五年

謝辞

北比良財産管理会・守山財産区・荒川共有地管理組合には資料使用のご許可を賜りました。また地籍図の調査・分析にあたっては、古関大樹氏（地理学者・京都女子大学非常勤講師）にご教示を得ました。深謝申し上げます。

付記

本プロジェクトにおいては、関連する古文書の解読を進めています。本文執筆にあたって参照したものの、具体的には紹介しておりません。今後、古地図と関連させ、順次史料紹介を進めていきたいと考えています。未筆ながら、解説に尽力いただいております左記の皆様にご感謝申し上げます。

新木慧一、加藤美穂、加藤由紀子、郡山志保、櫻井迪朗、高野隆一、鍋島詠美子、松嶋須美子、吉井あすか、渡邊潤子

また、志賀町史編集資料のデータ整理に加わっていただきました佛教大学・立命館大学生などの左記の皆様にも感謝申し上げます。

赤松由惟、上田朋佳、落合優翼、肥垣津崇史、高田瑞穂、西矢優希、松本力樹、三浦加帆、三浦凜、八木沙絵



写真：清水光芸社での古地図撮影の様子（レーザーで固定位置を確認中）

比良山麓の村落間の境相論

高島市教育委員会

山本 晃子

比良山系の東山麓に位置する鶴川集落は、現在の行政区域では高島市に属します。江戸時代は、滋賀郡鶴川村で、北隣の高島郡打下村の枝郷として成立したことが分かっています。

すぐ南隣は滋賀郡北小松村で、高島郡と滋賀郡の境界に位置する村と呼ぶこともできます。

こうした立地から、鶴川村と北小松村との間では、中世以来、村の境界および入会権をめぐる紛争が繰り返されました。

村々の権利をめぐる争いは、特に江戸時代に入ると頻繁に起こるようになりました。これには、豊臣秀吉の天下統一の過程で始められた検地が、深く関係しています。

検地は、土地の生産力を把握し、実際に土地を耕作する百姓に年貢負担の義務を負わせたもので、年貢の収納は村の責任で請け負うこととなりました。また村と村との間では、出作（自分の住む村以外で耕作をすること）や

入り作（他の村の百姓が来て耕作をすること）の関係を整理し、村の範囲を確定しました。

この結果、これまで境界が確定していなかった山林や原野にも村境が存在することになりました。特に、山林や原野は肥料、燃料、建築材料の供給場所となるため、その利用価値は大きく、各地で山林や原野の境界をめぐる争い（山論）が、繰り返されました。

そうした山論の一つである鶴川村と北小松村との間の相論は、中世以来の相論が根本となっていること、そして江戸時代に入り、たびたび相論が繰り返されるものの、なかなか決着を見ず、ついに裁許は、江戸の評定所まで持ち込まれたことで知られています。

一般に、地方の村での山論や水論は、村同志の話し合いによって内済（和解）となるか、京都町奉行所の裁判によって解決していましたが、ここで解決ができない場合は、江戸の評定所と呼ばれる幕府の最高司法機関に移されるこ

とになっていました。ここでの判決を下すのは、勘定奉行・江戸町奉行・寺社奉行を主体にして、老中が加わるという体制のものでした。

弘安年中（一二七八〜八八）から始まった鶴川村と北小松村の相論は、応永二十三年（一四一六）六月にまで続く長期の相論となり、この段階では、時の室町幕府によって、高島郡と滋賀郡の境は「上は嘉領獄の水落、下は鶴川南岸を限る」との裁断が下されて決着をみました。

しかし江戸時代に入り、打下村から鶴川村が枝郷として別れた後、再び、打下・鶴川両村と北小松村との境界をめぐる相論が持ち上がりました。

宝永七年（一七一〇）八月六日の打下・鶴川両村の訴状によると、高島郡今津村の湖水際に石垣を設置することを命じられたので、必要な石を鶴川村で採掘し、鶴川浜から船積みをして今津に運搬したところ、北小松村がこれに強く反発して、「船積差留」を要求

したことに始まります。

北小松村は、郡境を越えた鶴川浦の支配権を主張します。その根拠は、

①慶長検地以降、鶴川の田地、山地、浦のうち高島・志賀両郡の境の部分は北小松領であり、打下村から出作の上、年貢は小松庄に納めている。

②鶴川浦方は以前から小物成や網舟の運上を差し出していて、郡境界付近は、北小松村支配である。

③このため延宝検地以降は浜辺通り辺りが前々から北小松村の納場であり、浦方・網場・船積など、北小松村が支配してきた。

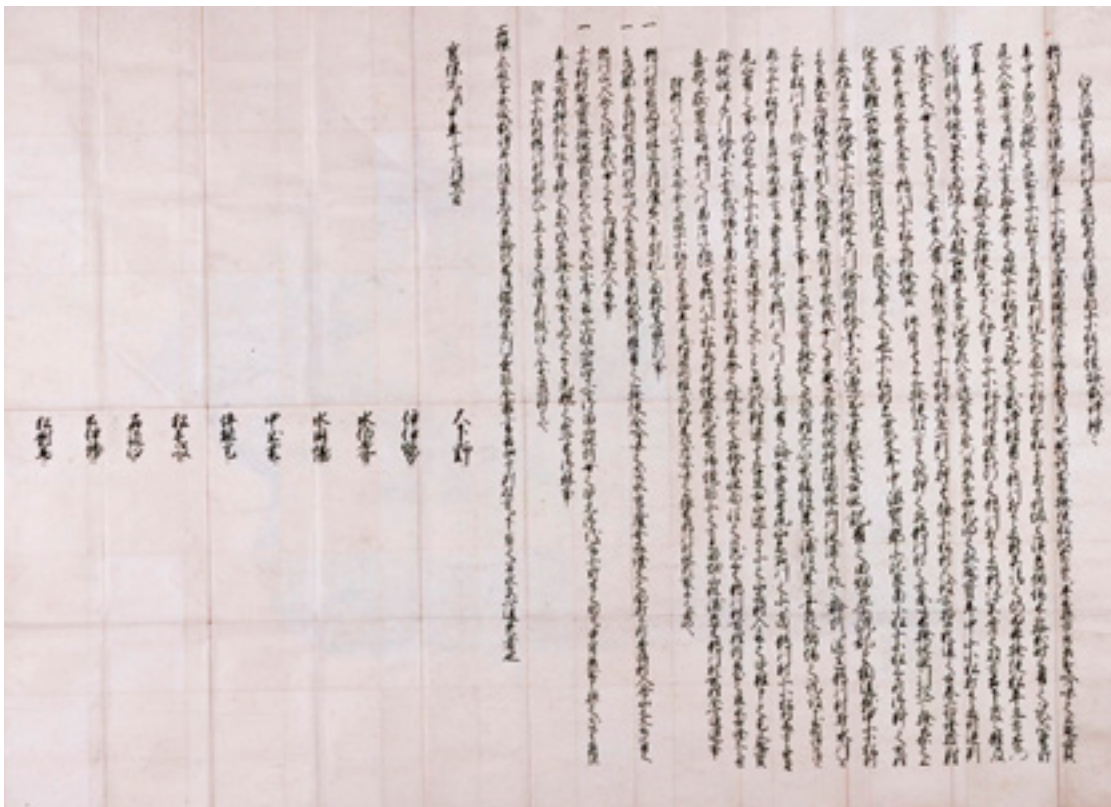
というものでした。

これに対して、打下・鶴川村は、あくまでも応永二十三年の「鶴川南岸を限る」という裁断が境界であると主張します。その中で打下村は鶴川両岸にわたる鷹野尾山に新道を付け、田地境を越えて横領をしている北小松村の非道を訴える訴訟を起こしています。

この相論は、当初は鶴川浜の支配権



鶴川村相論絵図（表）（鶴川区蔵 写真：高島市教育委員会提供）



鶴川村相論絵図（裏）（鶴川区蔵 写真：高島市教育委員会提供）

争いから始まりましたが、徐々に山境相論、そして郡境相論へと発展していきます。それは、慶長検地以後の村を基本に郡境までの支配権を主張する北

小松村と、中世以来の決定境界を根拠に村境を主張する打下・鶴川村の境界意識の違いが、郡境相論に発展することになったものと考えられます。



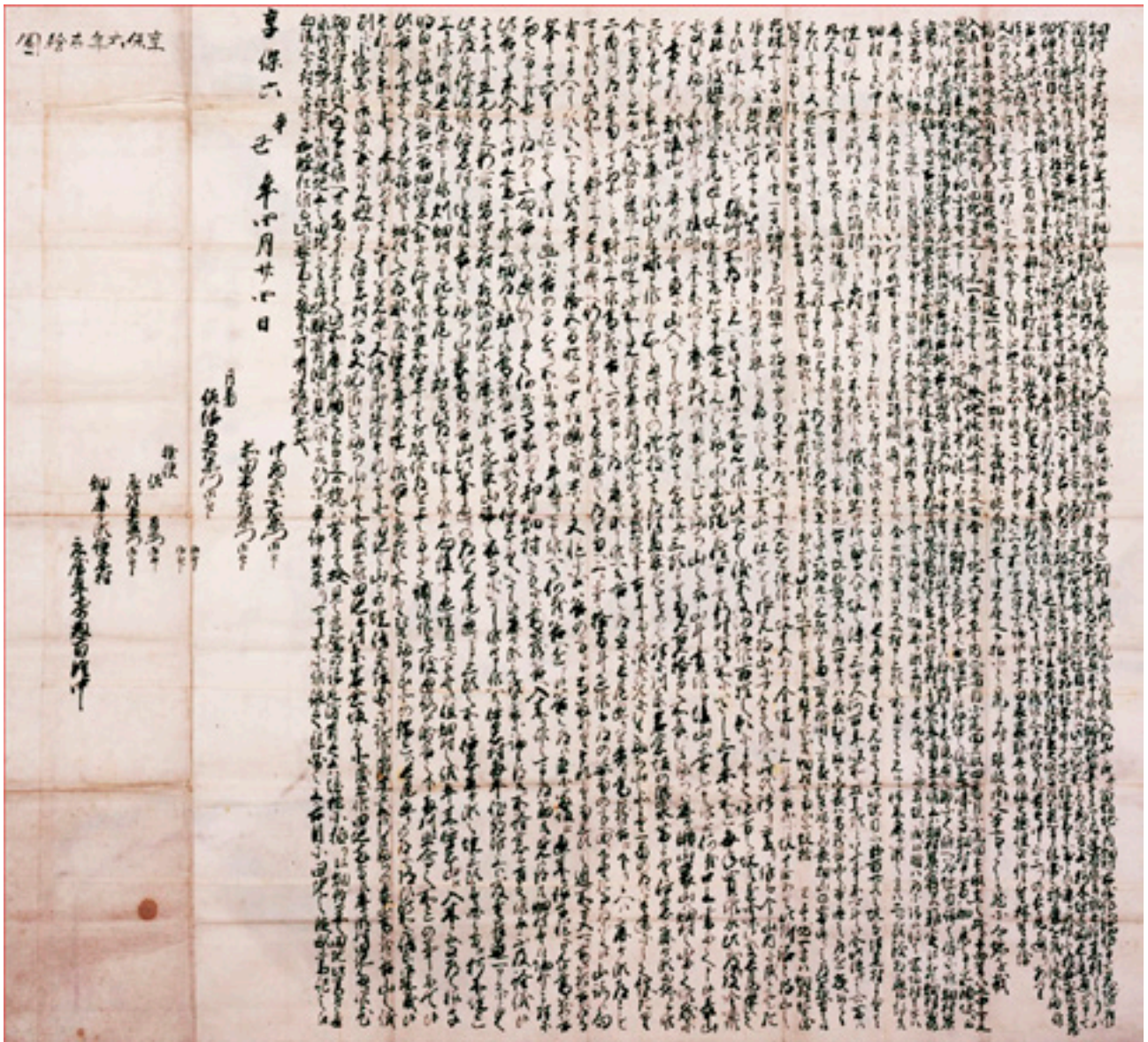
伊黒村境総論図(表) (伊黒区蔵 写真: 高島市教育委員会提供)

また、打下村の枝郷である鶴川村が、当時としても特殊な村の形態をもっており、鶴川村の百姓は、打下村に住居しているため、周辺でも、鶴川村とは呼ばず、打下村と呼ばれていること、また、鶴川村の百姓は十軒余りが白鬚神社周辺に住んでいるのみで、残りは、打下村に住んでいる、という実態が、北小松村が郡領支配を強く主張した理由であると考えられています。

正徳元年(一七一七)八月、郡奉行から、浦方だけでなく、字鷹ノ尾山立会、高六十石余りが北小松村である、という裁断が下されましたが、これには鶴川が承服せず、さらなる訴訟へ続くことになりました。翌年五月には、山地は打下・鶴川領、田地は、小松領、鷹の尾山は入会山に、浦方は打下・鶴川支配、綱引は北小松村、という裁許が下されますが、この結果もまた、両村に受け入れられず、相論はさらに複雑化することになっていきました。

解決が図られるのは、享保元年(一七二六)十二月、江戸表で出された「御十判」によるものでした。このとき作成された「境相論絵図」は、表面に「鶴川村山」と「北小松村山」を色分けで示し、境界となった「嘉嶺ヶ嶽」の「北面」と「南面」を太い線で分けて示しています。また、裏面には「江州滋賀郡鶴川村高島郡打下村与滋賀郡北小松村境論裁許條々」としてこの相論の経緯と裁許結果が記されています。判決の要点は、

- ① 応永の古証文のとおり、郡境は嘉嶺ヶ嶽筋鶴川之川南岸とする
 - ② 北小松村のおくび山・馬ヶ瀬山・小屋ヶ谷、北坂山の四ヶ所は、従来から留山であったものを、百姓が横領するのは重科であり、留山(御林)に再度決定する
 - ③ 音羽村の鶴川山入会は、文言がないので認めない
- というもので、かつ相論を起こした鶴川・北小松両村



伊黒村境論絵図(裏) (伊黒区蔵 写真: 高島市教育委員会提供)

の犯科は一人一人を調査の上、罪科を申し付けるとされました。その結果、北小松村では、江戸まで訴願に出向いた村民四十人余りが牢舎を命じられています。

この相論は、七十年にわたって北小松村と鶴川・打下村の山境争いが続きましたが、最終的には、応永年中の古証文が根拠となって、鶴川・打下村の主張が認められることになりました。この後、安永・文化・文政・天保年中に湖岸の石垣補修などで、訴え等が起こっています。が、いずれも、享保元年の裁許に従って、大きな争いはならず解決をみています。

なお、享保元年の裁許の③にある音羽村の鶴川山入会については、音羽村が永享五年(一四三三)に起こった音羽庄境相論や慶安年中の相論の経緯を踏まえて鶴川山入会を主張しましたが、この二つの相論の証文にはいずれも鶴川山村の名称が記されず、打下村の記載のみになっていたことから、享保元年の裁許では、二通の古証文は根拠として使われず、音羽村の鶴川山入会は、認められないことになりました。

ただ、実際には鶴川山は音羽村の入会山になっており、鶴川が打下村の一部だと考えていた音羽村にとっては、納得のいかない結果となりましたが、以後は入会地は、打下山に限られることになりました。

打下・鶴川村の北西に位置する伊黒・畑・鹿ヶ瀬の三村でも、享保六年(一七二一)に、境界をめぐる相論が起こっています。この相論でも、裁許時に境界を示す絵図が作成され、裏面には長文の経緯と裁許結果の写しが記されています。

参考文献

- 高島町『高島町史』(1983)
- 高島町『図説 高島町の歴史』(2003)



【比良山麓の石文化―自然の恵みを利用した地域の知恵と技術】



石工をとりまくランドスケープ

総合地球環境学研究所 島内 梨佐

はじめに

左側にある鳥瞰図は、比良駅から近江舞子駅を中心に描いた比良山麓の地図です(図6)。地図には聞き取り調査でわかった、石工が関わっていた場所を中心に記入してあります。

お話を伺った比良岡七郎さん(九三歳)は、北比良の石工の親方の家に生まれ、家には明治期から石工が使ってきた様々な道具があります。北比良では、一九六〇年代頃まで、薪や柴、石材などが街道や浜を利用した交易の中で商品として販売されてきました。石工が使った石材については、「大雨が降った後、山へ行けば石は絶えず落ちていた。ここらへんは土質が砂や、花崗岩だから崩れやすい。だからこそ、石を加工しやすく、石がよくとれた」と話されていました。

滋賀県大津市に位置する比良山系東麓では標高一、〇〇〇m程の山頂付近から急斜面が連続し、大小様々な河川が琵琶湖に流れ込んでいます。大雨が

降ったりすると土石流や洪水が起こる危険性があり、山麓に暮らす人々は自然災害に対処するための様々な工夫を行ってきました。集落周辺の山や河川から産出される花崗岩やチャートなどの石材は、災害を防ぐための堤や水路のほか、シン垣、柵田の石積みなどに利用されてきました。こうした暮らしの中で自然の脅威と恵みに向き合ってきた姿を、石工の仕事を通し、お伝えしたいと思います。

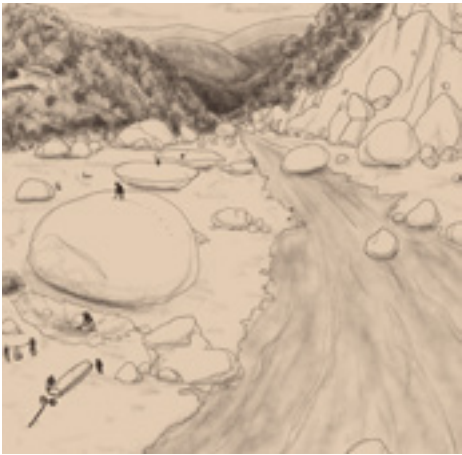


図1 石切場の様子

石切場とは

比良と南小松のちょうど境にある、北谷と南谷と呼ばれる山の間には比良川が流れており、その奥から山が削れて大きな岩が露出していたそうです。その奥が石切場と呼ばれる花崗岩を切り出していた作業場です。近くには山小屋があり、道具を保管する場所もありました。

石工達は、その場所に日が昇る頃には山に登り仕事を開始し、石工には石を落とす人、割る人、運ぶ人、加工する人など、分担して作業を行っていました。石を落とす専門の方は火薬を使い、何百mも高いところから花崗岩を川に向かって落とされると、川辺で待機していた石工が運搬できる大きさに石を割りました(図1)。

石を運ぶための荷車

石を運ぶときには、クルマと呼ばれる木製の荷車を使用しました。クルマにはアカマツなどを使ったタマと呼ばれる



図2 山から石を運び出している様子

る車輪があり、時には5m程の長さがある石でも運ぶことができました。基本一人で運んでいたそうですが、四人がかりで運んだこともあるそうです。

イラストは坂道を降りているところの光景を描いたものです。中心を後ろに下げるために、小石を乗せて調整するのですが、娘に石の上に乗ってもらったこともあったそうです(図2)。

集落近くの平坦地になったところにタマ替え場があり、ここで大きいタマに替えて浜小屋まで運びました。

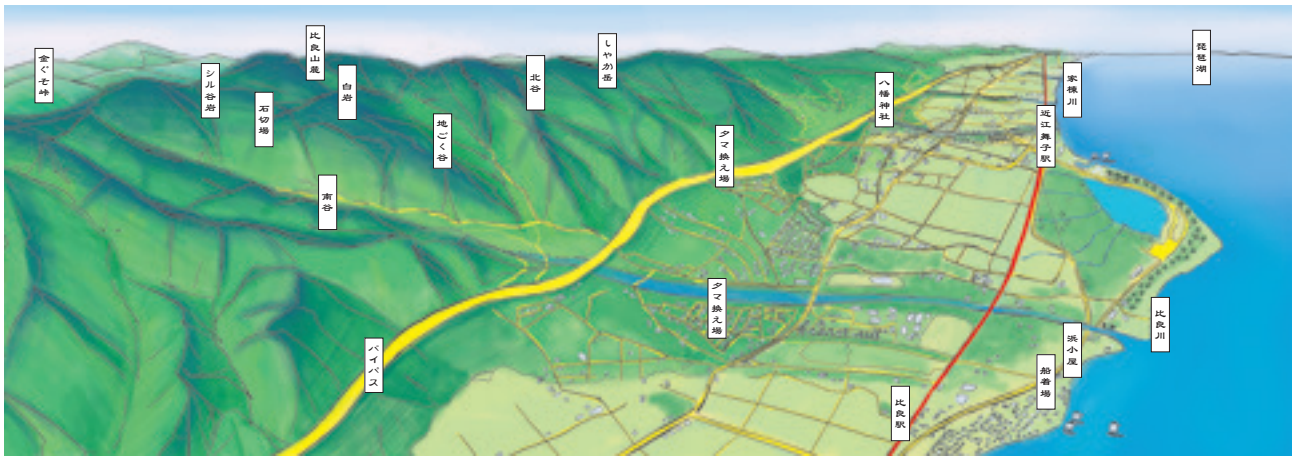


図6 比良山麓石工鳥瞰図



図3 丸子船に石を選び入れている様子



図4 浜小屋の様子

丸子船に乗せて

山から切り出した石は、丸子船に乗せて外に売りに出しました。

船への運び方は、まずウマと呼ばれる踏み台の上に板をおき、その上をコロと呼ばれる丸太を使って四人がかりで積み込みました。船の底には小石がいくつも積まれており、それで船を安定させ、上を歩けるように板を引いていました。小石もまた外へ売りに出します(図3)。北比良では長石(ながいし)が多く、延石や敷石、鳥居などに加工されました。南小松では丸石が多く、灯笼などの細工物、水鉢、石臼などを得意とする石工が多くいました。

運んだ場所は琵琶湖対岸の地域(長浜、彦根、近江八幡、守山、大津など)や京都にも売りに出していました。

浜小屋について

石を丸子船に乗せる以外にも北比良には、その場で加工するよう的小屋がありました。石材の加工には、「ノミ」「矢」「ゲンノウ」「鞆」など様々な道具を用いました。

北比良では、浜の近くに茅葺きの浜小屋を建て、加工専門の石工が仕事をしていました。南小松では集落内のあちこちに石屋小屋を建て、石工がそれぞれで仕事をしていました。

浜小屋はいくつもあり、大きいもので、三人ほどで作業できる小屋もあったそうです。他にも浜小屋の隣には鞆部屋がついている小屋もありました。イラストはそれを想像して描いたものです(図4)。鞆小屋の大きさは二畳程の大きさで、中には鞆と焼くところ、水溜め場があるだけの簡単な作りで、

大人一人が屈んで入れるぐらいの大きさだったそうです。そこで石工達は自分で道具を作り、直していました。そうして作った道具を使い、石を様々な形に加工していききました。



図5 近江舞子駅近くにある八幡神社

現在残っている加工品

石材は、湖岸の波除石、川沿いの石堤、シン垣など洪水や土石流、獣害を防ぐための構造物、水路、民家の土白、柵田の石積み、庭園の景石など、様々な用途で利用されてきました。こうした石積みや加工品は、今でも比良山麓の暮らした場のいたるところで見られ、地域固有の石の文化を形づくってきました。南小松の八幡神社には、鳥居、石灯笼など石工達の作品が残されており、狛犬は地元の石工、甚八の作品で日本最大級の大きさと言われています(図5)。

比良山麓の「石屋」用具調査

滋賀県立琵琶湖博物館

渡部 圭一
三桵 友梨香

「石屋」用具との出会い

大津市北比良にすむ比良岡七郎さんのお宅をはじめ訪ねたのは、平成二十八年二月二十四日、冬の湖西らしい厳寒の日のことでした。七郎さんは大正十五年十月六日生まれで、昭和の元号と同じペースで歳を重ねてこられた文字どおりの古老です。比良岡家はかつて「石屋」を家業としており、石



写真1 比良岡家の母屋と庭
地元石材がふんだんに使われている (2019年1月19日)

材の生産に携わる職人たちが使った古い道具が大量に保管されていると聞いていました(写真1)。

これが矢あで、これがノミで、これがゲンノウで、比良岡さんがつぎつぎと取り出してくれる道具は、みな鉄製でずしりと重く、さびと埃に覆われていました。しかも比良岡家の小屋には、昭和二十年代を最後に本格的な活動を終えたという石屋の道具がまるごと一式、タイムカプセルのように眠っており、目算でも数百点をこえることは明らかでした(写真2)。

私たちにとって、石材生産に携わった職人の道具の数々を目にすることも、そもそも視野いっばいに屏風のよ



写真2 整理前の小屋内部の状況
(2016年2月24日)

うにそそりたつ白い比良の威容を麓から見上げるのも、なにもかも初めての体験でした。それはこの険しい山に分け入って巨石を切り出す人たちのしごととの現場とはいったいどういったものかと、私たちの興味をかきたてるのに十分なものでした。

ところで数十年前ならいざ知らず、現在の地域博物館で、一軒の職人の家の道具すべてを受け入れることはまずありません。限られた(というよりすでに満杯以上の)収蔵スペースを有効活用するには、典型的な道具を抜き出して保管するのが限界だからです。琵琶湖博物館がこの道具の全点受け入れに踏み切ったのにはいくつかの理由があります。

ひとつは当該資料が石材の採取・搬出・加工の流れに沿って系統的に残されていること、それゆえに当時の山の労働や資源管理・利用のありかたを知る有力な素材となることです。そしてなにより石屋が山で活動していた当時

のことを知る比良岡さん本人から、道具一点一点のきわめて詳細な聞き取りをとることができ、比良山麓の自然を背景とした山の労働のありかたに迫ることが可能だと考えたからです。

川を怖れ砂とたたかう―北比良の自然

北比良の集落は、比良山地に源流をもつ比良川がつくりあげた扇状地の末端に立地しています(図1)。比良川の流路は集落を避けるように東側にそれ(河川の流路を人為的に変えてきた結果であると地元では伝えられています)、湖岸近くには多数の複雑な堤防が造られています。広い河川敷は、流路の一定しない比良川の不安定な動態そのもの。「山から砂が出っぱなしちゅう川やった」(比良岡さん)と語られるように、川や河川敷には砂が堆積し、この地域の河川の例にもれず、著しい天井川の地形になっています。

「ここはかなわん、目の前のあの高いところから水がくんのや」(同)とは、増水時に頭上から響いてくる川の水の

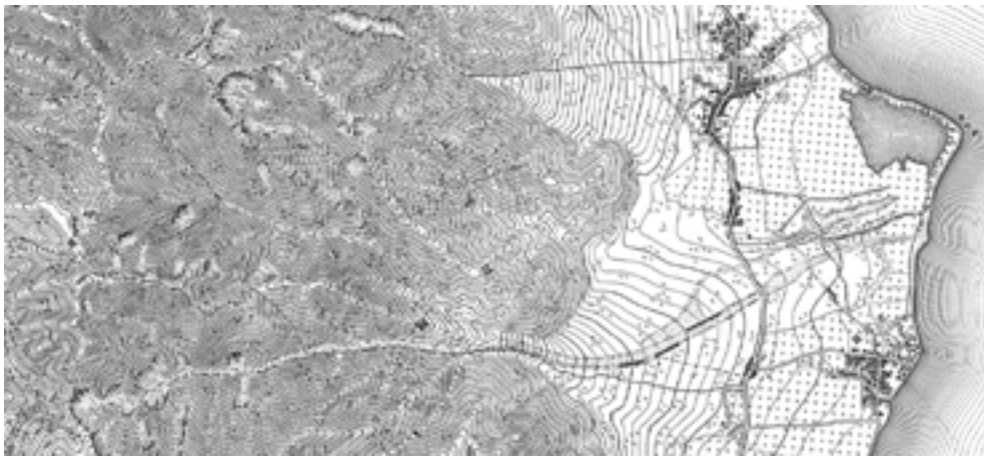


図1 大津市北比良の地形 国土地理院の2万分の1旧版地形図「小松村」(1895年4月、大日本帝国陸地測量部発行)をもとに作成

音の怖ろしさを回想した語りです。比良山麓を襲った昭和十二年の洪水と土石流の被害のことを比良岡さんはよく記憶しています。比良川でも堤防が決壊し、多くの田が砂の被害を受けました。戦後になっても、比良川の河口部では、川の砂をジョレンで沖に掻き出

すという定期的な浚渫が、村人総出の共同作業で行われていたといえます。川の水を怖れ、砂との日常的なたかみを余儀なくされた北比良の人々の苦労をよく物語っています。

これら起伏に富む北比良の地形を反映して、石工の労働空間もハマ(湖岸)とヤマに大別されます。石材の切り出しや搬出をするヤマに対し、ハマは石を小さく加工し、製品として船で移出する場です。昭和十年代には、親方たちはそれぞれの丁場をもち、その近くに「棟」を構えていました。一方、湖岸沿いには加工用の小屋、通称「ハマの小屋」が数多く立ち並び光景がみられ、比良岡家でも数棟を持っていました。石工の道具の日々のメンテナンスに不可欠な「軸」も、ヤマの小屋に大型のものが一台、ハマの小屋に小型のものが一台ずつ常備されていました。

「石屋」のライフヒストリー

比良岡さんは、男三人、女二人の五人兄弟の長男として生まれました。比良岡家は数百年まえから続く旧家で、北比良に三軒あったという「石屋の親方」のひとつでもあります。七郎という名前は比良岡家の屋号である「七兵衛」の「七」をとってつけられました。比良岡さんが石屋のしごとを手伝うよ

うになったのは、尋常高等小学校の卒業(昭和十六年)直後から。もともと在校中から、子どもは子どもなりに、石を運ぶクルマの車輪(タマ)を山に持って上がるなどの手伝いがあり、学校から帰ってきて遊ぶ時間はなかったといえます。

当時の日本は日中戦争のさなかで、働き手となる男性は徐々に兵隊として戦地に駆り出されていました。比良岡家では職人を十五〜二十名も抱えていましたが、戦時中はそれも半数ほどに減っていました。北比良の石工の特徴は、大規模な労働組織を必要とする「長材」(寺社の石段や鳥居などに使われる大型の石材)生産にあるのですが、それが長引く戦争の打撃を直に受けていたことが窺えます。比良岡さん自身も昭和十九年に海軍に志願し、翌二十年の正月から終戦後の十月ころまでは横須賀の大楠海軍機関学校などですごしました。

終戦直後はまだヤマの小屋があり、石を切り出す作業もみられました。比良岡家でも昭和二十四〜二十五年ころまで職人を抱えて作業を続けましたが、それ以降は職人の活動も砂防工事など別の公共事業に移っていきましました。比良岡さんも個人的に石の加工にときおり携わる程度で、昭和四十六年

に自宅の庭の反り橋を父親とつくったのがほぼ最後の仕事となりました。これらのことから比良岡家の主要な道具はほぼ昭和二十年後半の状態をどめ、七郎さんの記憶は山に入り始めた昭和十年代に形作られたものと考えられます。

道具を「数える」

さて初年度の私たちの調査は、まず道具に通し番号を振ることが中心となりました。七郎さんには無理をお願いしましたが、小屋から全点を取り出していただき、おまなか分類をしながらコンテナに分けていきました。広い屋敷地のある比良岡家のこと、作業の際は軽トラの駐車場の一面をお



写真3 番号つけ作業の状況
番号を記した仮タグを付け、種類ごとにコンテナに移し替える
(2016年11月21日)



写真4 聞き取り調査の状況 右=地面に絵をかきながら解説する比良岡さん(2016年10月18日)中=実物の縁石を使って石の割り方を解説していた(2016年11月21日)左=複雑な使用方法の解説は映像で記録している(2019年1月19日)

借りしました。しばらくは訪ねるたびに新しい道具が登場し、平成二十八の間はその番号付けに追われる状況となりました。

現地の番号付けは、マジックで番号を書いた荷札をとりつけていくのですが、あまりにサイズの小さいものは、一時的に養生テープに番号を書いて貼り付けた場合もありました(写真3)。

併行して、基本的な情報の記録や撮影も進めましたが、この段階では、道具の全体像をすこしでも早く把握し、通し番号を振ることが先決でした。

ここで番号付けを急いだのには理由があります。所狭しと並ぶ道具をまえた比良岡さんの話は、道具を手にとって身振り手振りをまじえたり、棒の先で地面に絵を描きはじめたり、庭先の本物の石にむかって割る実演をしたりと、とにかくくまなく楽しい(写真4)。実物をみながらの会話は、「これ」や「それ」の指示語が多く、しかも道具自身にはわずかな違いしかなく、正確に記録にとどめるには、番号に頼るほかないのです。

平成二十九年に入って道具もほぼ出そろい、全点の付番にこぎつけました。平成二十九年四月の時点で、計千百十二点を数えます。平成二十九年

三月からは博物館への搬入に着手し、この原稿を書いている平成三十一年三月時点で、およそ七割の移動が完了しています。これも急いで運び出すのではなく、聞き取りで道具一点ごとの使い方を詳しく確かめ、あえてゆっくりとしたペースで小刻みに搬入業務にあっています。

博物館に運び込んだ道具は、順次クリーニングと防錆処理を施しています。石工道具のほとんどは鉄製で、サビが問題になるためです。硬めのブラシで表面の埃とサビをこすり落とすのですが、サビを完全になくすわけではなく、触っても手にサビがつかない程度を目安とします。クリーニングのあとはサビ防止のため、表面にごく薄くツバキ油を塗布します。いずれにして



写真5 博物館搬入後のクリーニング作業 京都造形芸術大学 伊達仁美研究室の協力による(2019年3月13日)

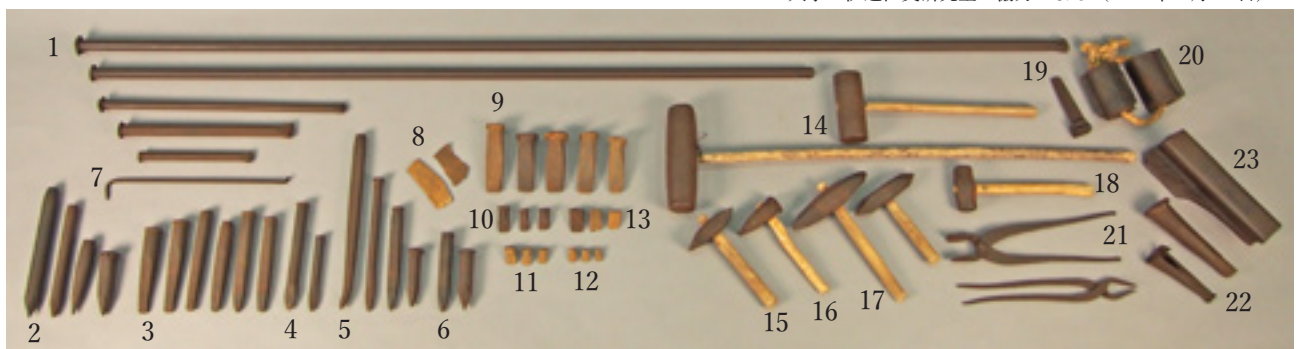


図2 主な鉄製の石工用具

1=テッポノミ(5点) 2=マルノミ(4点) 3=ノミ(6点) 4=ソコヅキ(2点) 5=テッカノミ(4点) 6=ハツリノミ(2点) 7=カスヌキ(1点) 8=名称不明(大型のヤと穴の隙間に差し込んで使用)(2点) 9=大型のヤ(5点) 10=小形のヤ(3点) 11=ヤマのママヤ(3点) 12=ハマのママヤ(3点) 13=トビヤ(3点) 14=ゲンノウ(2点) 15=リョウハ(1点) 16=カタハ(1点) 17=ブンデラ(2点) 18=ツチ(1点) 19=タマドメ(1点) 20=カモ(1点) 21=名称不明(ノミを焼く際に挟む道具)(2点) 22=ヤキツツ(2点) 23=トコ(1点)

も時間と手間を要する仕事です。当館では外部の文化財保存の専門家に指導を仰ぎつつ、博物館実習や講義の教材としても活用しています(写真5)。

「石屋」の道具が語ること

石工用具はほぼすべてが重い鉄製です。写真に掲げたように、その形状や用途は様々で、ここで全貌を紹介することはできません。あえて挙げるならば、「石」に「穴を掘る」道具であるノミと、この穴に差し込んで石を「割る」道具である矢が、石工の道具のもっとも基本的なセットといえるでしょう。とくに点数が多いのは矢で、全体の半数以上を占めます。割ろうとする石の大きさにあわせて矢のサイズは異なりますが、とくに「豆矢」とよばれる二〜三センチ程度の小さい矢は、同一規格のものが大量に残されています。それだけ石工の作業のルーチンとして、多くの職人によって頻繁に使われていたこととなります。

道具の聞き取りの際、私たちが注目する要素の一つに、破損や磨滅の程度があります。よく破損したり磨滅したりした道具ほど、現場では長く使い込まれ、その分頻繁に新調・廃棄(あるいは転用)されたことを示すからです。石屋の道具群は生きもののようなもので、新調や交換によってすこしずつ入

れ替わるシステムなのです。「豆矢」を例に、その聞き取りの一端を示してみましよう(写真6)。

この写真は三点の豆矢の頭部ですが、比良岡さんの目には、見た目の形状以上の違いが透けてみえているようです。まず左端は明らかに割れていますが、これは「どつくのが下手」な人(どつくととは、ここではゲンノウや槌で矢を叩くこと)。頭の中央ではなく端を叩いて道具を壊した状態です。これに対して右端は「うつくしーに減ったある矢やな」、つまり上手に叩いて正しくすり減った状態です。中央は、私たちに右と同じに見えるのですが、比良岡さんは「こういうことになったら一番あかんわい」と手厳しい評価です。



写真6 豆矢の頭部の比較
左=大きく破損した豆矢 中=一部破損した豆矢
右=正常に磨滅した豆矢

わずかながら頭の一部分が欠損し、矢としては十分に機能しないというのです。

ところで豆矢にも「ハマの豆矢」と「ヤマの豆矢」があったと比良岡さんは言います。石工の労働の場がヤマとハマに分かれることは先に述べましたが、矢の場合、要はサイズの違いで、前者は後者より一回り小型です。これはヤマで石材を搬出用の規格に割る際に用いる矢と、ハマで製品の規格にさらに小さく割るのに用いる矢の違いに対応しています。商品に規格があるのと同じく、道具にも規格があったわけです。「ハマの豆矢」はハマの小屋で、「ヤマの豆矢」はヤマの小屋で保管されていたことはいまでもありません。

一点ごとに道具を精査していくことで、道具がおかれていた労働の二つの「場」を復元することが可能になりました。

おわりに―川と砂がつなぐもの

千点をこえる石屋の道具から復原される、石屋の活動とはどのようなものか、まだ全貌は紹介できません。とはいえ北比良の場合、その道具はヤマの丁場で使われたものが圧倒的多数を占める可能性が濃厚です。ほかの地域に比べ、ハマで加工・整形に使われる、

カタハヤビシャンなどの槌類があまり多くないこともそのひとつの表れといえます。長材生産を得意とするこの地の石屋の活動は、その分ヤマの地形に向き合ってきたわけです。そこには峻嶒な山地から湖岸に至る、長い距離と高低差を乗り越える人々の自然知が働いていたに違いありません。

比良岡さんによると、親方ごとに所有する丁場は谷底に設けられており、斜面から転がり落とした石を割るのに広い川原が利用されていました。山から重い石を下ろしてくるには木製のクルマを使いますが、広い河川敷に沿った搬出路は、比較的傾斜の少ない砂地の道で、クルマの車輪(タマ)が砂にほどよく食い込み、重量のある石を運ぶ作業の助けになったといえます。

北比良の長材生産は、険しいヤマと湖岸のハマをつなぐ「川」、そして「砂」の存在と切っても切れない労働であったのではないか。四つの元号の時代を生きてきた古老の証言から、私たちはこのような見通しを抱きつつあります。残された道具のセンサス的な精査、徹底した聞き取り、そして北比良の豊富な近世〜近現代の文書資料の活用によって、この見通しを確たるものとしていくことが今後の課題です。

南小松の石文化と集落

京都大学

大澤 颯太郎
落合 知帆

はじめに

滋賀県の石文化の歴史は非常に古く、縄文時代には早くも各種の石器が使われ、その発見や発掘例は県内でも各所で見る事ができます。そして、県内の石造物の宗教的な意味や役割について書かれた研究論文や書籍は多く存在します。しかし、当時の人々がどのように石材業に携わっていたのか、石工達がどのような生活を送っていたのかについては、詳しい記述がありません。今回の調査では、文献調査と住民への聞き取り調査をもとに近代（明治時代以降）の石工の仕事と生活についてまとめます。明治時代の石工の生活が、現在、集落内で高齢の方々に傳承されている最も古い情報となっています。八十歳未満の住民は近代の石工の生活の一片を聞いているだけで多くを知りません。戦争で昭和二十年以降は石材業が衰退してしまっただけが一因だと考えられます。

平成三十年の六月から湖西地域を対象に石文化について調査を行いました。

今回の調査では、守山、木戸、荒川、大物、南比良、北比良、南小松、北小松の八つの集落を対象にしています。全ての集落で、宗教や生活に関連した多くの石造建造物や石造加工品が見られます。例えば、守山集落では、表面のチャート縞模様特徴的な石（守山石と呼ばれる）が産出します（写真1）。これらは集落の石垣や庭石に多く用いられています。加工していない野石に美しさがあり、明治二十三年の琵琶湖疏水開通と共にその舟運を利用して七代目小川治兵衛がこの石を庭石として京都の庭園に多く運び込んだことは有名です。この集落の石屋である石塚氏への聞き取りから、守山集落では、石造加工品を作るよりも守山石を山から運び出して加工せずに石垣や、庭石として利用する石工が多かったことが分かりました。一方で守山以外の集落で

は、加工に適した花崗岩が多く産出されました。その歴史は古く、明治時代以前から神社の鳥居や柱の基礎に使われる石を生産していました。南小松集落には、中野甚八や西村嘉兵衛といった石の加工に優れた名工がおり、彼等が作った燈籠や狛犬（写真2）が集落内に残っています。西村嘉兵衛が製作した燈籠は嘉兵衛燈籠（写真3）と呼ば



写真1 守山石

ばれ、細工の細かさから高い評価を得ています。しかし、彼等が生きた時代の石工全般の仕事や生活については、ほとんど記述がありません。そこで、南小松集落の石工の仕事と生活についてこれまでに行った聞き取り調査や収集した史料をもとに詳しく述べようと思えます。



写真2 中野甚八の狛犬



写真3 嘉兵衛燈籠

南小松の石工と生活

南小松村誌には以下のように記述されています。「私は大正十一年生まれ

で昭和の始期よりしかわかりませんが山へ入ると何処へ行っても大きな穴が有り採石をした跡である、南小松の戸数は当時百二十戸までであった。其の内三分の二が石材に関係した仕事をしてきた。農閑期には採石をするのが仕事であった。」明治十三年に編纂された滋賀県物産誌によると、南小松村の世帯数は百七十五軒で、その全てが農家と記載されていることから、農家の傍、石材業に取り組んでいたことが推測されます。しかし、聞き取りからは、昭和初期の時点では、石材業を主な生業とする村民が多くなっていたことが分かりました。

図1は、聞き取り調査をもとに石工が石の加工作業を行う石屋小屋と、石を運ぶ道を示しています。現在の南小松の、石工経験者に集まって頂き、当時の仕事や生活について伺いました。石工達は山で石を採り、それを集落で加工し、出来上がった加工品を琵琶湖から船で他の場所に運んでいました。石出しができる山はそれぞれ所有者があり、石工達は、そこで石を出していただきました。聞き取りをもとに、その石出し場のいくつかを図中に茶色で示しました。石工達はまず、山の斜面に金デコと呼ばれる鉄棒を刺して、大きな石を探しました。金デコの大きさは様々

ですが、大きいものだと一メートル五十センチほどになります。金デコが大きな石に当たると音をの違いで判断して、大きな石があると分かると、今度はトンガと呼ばれる道具でその石を掻き出すようにして掘り起こします。トンガとは、一方が尖っていて、もう一方が平らになった金具が木の棒で出来た持ち手に取り付けられた道具です。持ち手の部分を持って、金具の尖っているほうで山を掘り、平らな方で石の周りの砂を掻き出します。先の記述にあった「大きな穴」はこのようにして石を掘り出すときにできた穴です。また、どの穴の近くにも、トロツコ用の線路が取り付けられ、岩を掘り出すときに掻き出した砂をトロツコに乗せて運び出していました。山奥へ入るほど、鳥居を作れる程の大きな石が採れたそうです。大正期から昭和初期の石材業について記した南小松村誌には、ダイナマイトで岩を切り落としていた場所があったという記述も出てきます。昭和初期には、ダイナマイトを使った大きな石の採掘の様子は見られなくなっていたそうです。

石出し場(図1の茶色部分)で採取された石の大きさは、最長辺が二〜三メートルで、鳥居などの大きな石造物は作れませんが、灯籠や水鉢を作るに

は十分な大きさで、総重量は十トンあるいは十五トンを超えたものもありました。どの石も非常に重く、石工の仕事は重労働で、十五歳を超えないと手伝いすらできなかったそうです。石工達は、採取した石で何を作るかを見立て、石をある程度割って運びやすいように加工していました。ノミを使って石の目に沿って、一列に三〜七センチの矢穴を空けて、セリ矢と呼ばれる矢を順番に矢穴に差し込み、力が均等に行き渡るように順番にセリ矢を叩き、石を割りました(写真4)。石の目を見極める能力や、均等にセリ矢を打ち付ける技術は一朝一夕で身につくものではなく、親の仕事の手伝いを始めてから二、三年の修行が必要だったといえます。石出し場だけでもいくつもの工程があり、それに応じた道具を使いこなす技術と経験が必要でした。

次に、石を運ぶ作業に移ります。石工達は、石出し車を使って、石を運びました。当時は、自動車やゴムタイヤもなく、松の樹を輪切りにして作った輪に心棒の入る穴を空けて、車輪を作りました。乗せる石の目方によって、心棒の長さを変えて、心棒の上に太い木材を並べて荷台を設けます。心棒と垂直方向には、石出し車を引っ張るための梶棒と、ブレーキの役割をする二



写真4 セリ矢が入った跡のある石

本の棒が逆方向に取り付けられていました。石出し車の速度を落とすときには、二本の棒の上に誰かが乗り、体重をかけます。三、四人が一組になって、石出し道を下って石を運びました。石出し場に行くときには、石出し車を分解して、それぞれが部品を抱えて石出し場まで上がりました。

石屋小屋での仕事

集落内に建てられた石屋小屋(図1の黒点部分)では、運んできた石を石造物に加工します。燈籠、仏像、水鉢、漬物石などに加工されます。石工によって得意不得意があり、作る作品は様々だったといえます。

燈籠に関しては、それぞれの部品を

担当する石工が、協力して一つの燈籠を作り上げていたそうです。基礎や中台、火袋に施す装飾は非常に細かく、限られた石工しかその仕事をする事が出来ませんでした。

石材業に必要な金属製の道具（セリ矢、ノミなど）は一日使うと折れたり丸くなったりします。石工は石屋小屋の中のふいごが設置してある場所（鞆部屋）でこれらの道具を打ち直しました。石工の仕事は毎朝、必要な道具を一時間程かけて鍛え直すことから始まったそうです。石材業が衰退した原因として、戦時中、若い石工が戦死したこと他に、これらの金属製の道具が全て徴収されたことが挙げられます。

石屋小屋とすまい

南小松集落内には、石屋小屋は現存しておらず、その様子を直接目にする事はできません。しかし、明治二十一年に作成された住宅図面一覧の中に石屋小屋の図面も含まれており、そこから当時の石屋小屋の様子を知ることができます。史料では、石屋小屋は「職小屋」と表記されており、小さなものだと三坪（二間×一間半）から、大きなものだと二十二坪の広さであることが分かりました。敷地には、職小屋だけ（写真5）がある場合と、母屋（写

真6）や付属屋の他に、職小屋が併設されている場合があります。前者は十八軒、後者は十七軒ありました。職小屋のほとんどが、藁葺き屋根でした。敷地内に建てられた母屋や付属屋、屋根材などから、その生活ぶりがうかがえます。南小松村誌には「石屋の親方といって其の家には石を加工する職人と見習いがいて十数軒の親方があり、大変賑やかで若い者もたくさんいた。」と記されています。この当時の石屋の数が八十戸程だったことから、ひとりの親方に対して数名の石工の働き手または見習いがついていたと考えられます。比較的大きな母屋を持つ石工は、親方と呼ばれ、石工の集団を束ねていた存在であると考えられます。



写真5
石屋小屋の図面
(南小松自治会蔵)



写真6 母屋の図面
(南小松自治会蔵)

図1の赤色で示した部分が明治二十年の石屋小屋の位置です。聞き取り調査から、図面に記載されていた明治期の番地と現在の番地が一致することが

分かり、石屋小屋の位置を把握することができました。建て替えがあったことや、従事者数に変化があったことが原因で、昭和初期の石屋小屋の位置(黒い部分)とは、一部異なっています。しかし、明治期も、昭和初期も石屋小屋は同じ石出し道沿いに位置していました。石造加工品を生産する一連の流れが明治期には確立されていたことが分かりました。

石造加工品の出荷

石屋小屋で加工された製品は、集落内で売買されるか、琵琶湖の船着場まで運ばれ、湖東や京都に出荷されました。

まとめ

今回は、石出し道に沿って、その石工の作業や生活についてまとめました。明治時代の石材業の様子を理解するために、聞き取り調査を行い、史料の情報を、空間的に把握しました。石工は、石の加工だけを専門としていませんでした。実際の石工の仕事は、石の採取・運搬・加工・出荷、鍛冶仕事と多岐にわたることが分かりました。当時の大変さを知る由もありませんが、石工の仕事が想像以上に重労働であり、多くの人員を必要としていたことが分かりました。

石の加工作業は、分業制で成り立つ

ており、全ての石工が同じ加工品を作っていたわけではありませんでした。特に、燈籠に細かい装飾を彫ることのできる石工は多くありませんでした。また、石工の中にも、「親方」や「職人」、「見習い」がいました。現在も続く南小松の平出石材の平出氏から提供頂いた大正時代の三尾神社の鳥居建立作業を行う写真（写真7）では、平出石材店と増尾石材店が協力しています。大きな石造物を製作する際には、親方同士が協力していたことが見て取れます。今後の調査では、聞き取り調査と古文書の解読から、石工の仕事と生活や石工の協力関係と組織について、明らかにしていきたいと思



写真7 三尾神社鳥居建立作業の様子

参考文献

瀬川欣一『近江石の文化財』（2001年8月）
『南小松村誌』（1999年 再編纂）
写真3・写真7 平出石材工業（有） 平出氏提供

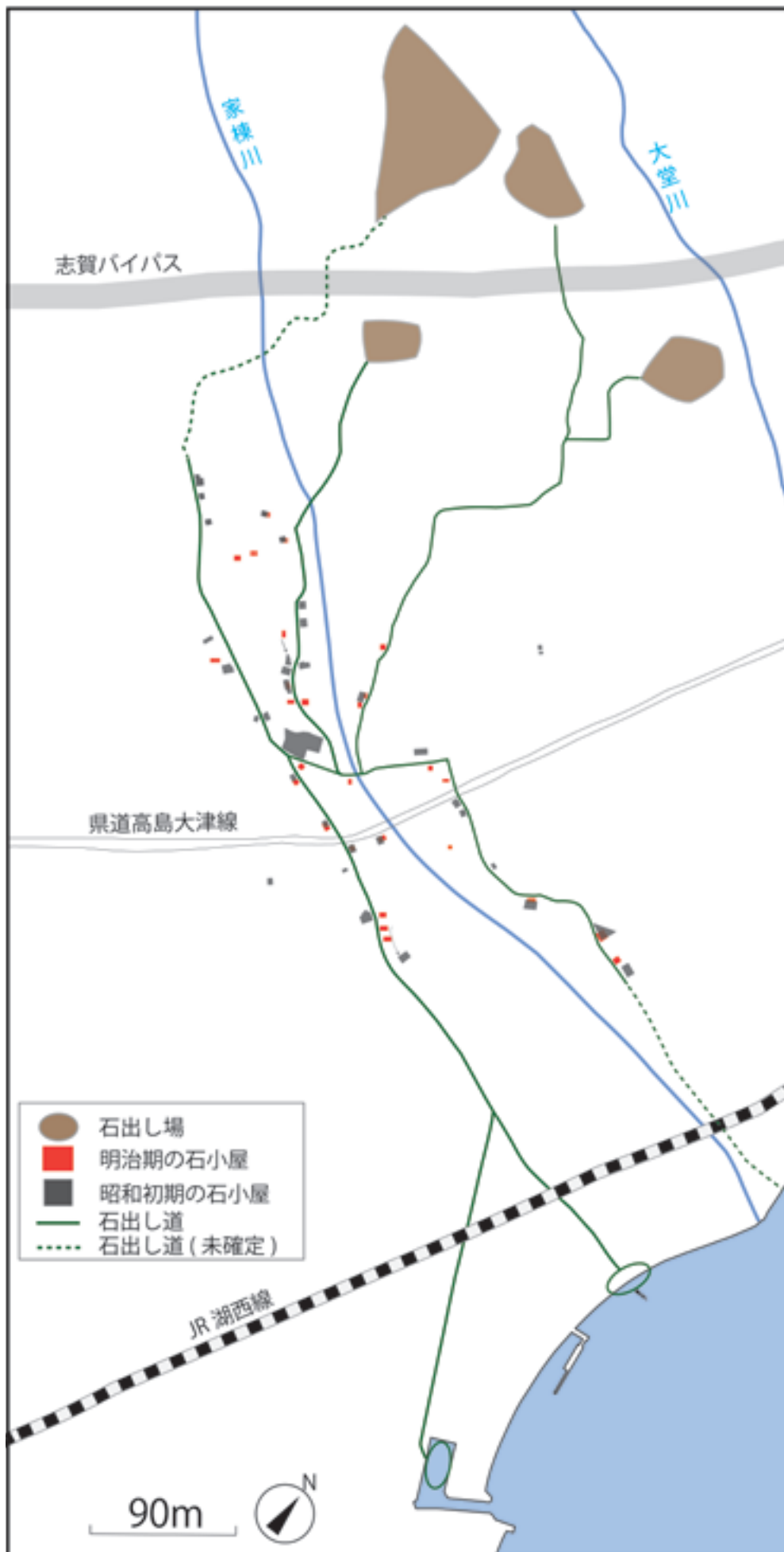


図1 南小松の石出し道と石屋小屋の配置図



写真：島内梨佐

【比良山麓における災害対応の歴史】



古い時代の災害を調べようとする人へ

滋賀県立大学 東 幸代

平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災以後、古い時代の災害を知り、現在の防災や減災にかさそうという試みが始まり、活発化しています。平成二三年（二〇一一）の東日本大震災時の地震津波の発生をうけ、地震の周期性に対する注目が集まっていることは、みなさんもお聞き及びのことでしょう。

古い時代の災害について調べようとするとき、いったいどのような古文書を調べればよいのでしょうか。文字を書くことが普及した江戸時代には、多くの災害関係史料が作成されます。それらの中には、村の記録として、特筆すべき災害を年代記風に書き連ねているものもあれば、個人の日記の記述の一部として災害について記すものもあります。日記には、災害に遭遇した驚きとともに、教訓を書き残している書き手もいます。先人が書き残した教訓から学び、減災につなげることも、内容によっては可能です。

大災害ともなると、一件書類ともいえるくらい多くの関連古文書が残ることがあります。例えば、大地震。大地震に遭遇した江戸時代の人々は、自らの地震体験を「前代未聞」と表現することがしばしばあります。率直な感想なのでしょう。しかし、問題は、災害が「忘れた頃にやってくる」巨大なものばかりではないということです。

災害の発生頻度や規模の大小にかかわらず、一般に、村に残された災害関係の古文書には、領主に対して救済措置を願う願書類が多く、それらを読むことで被害の状況を把握することができます。被害を事態以上に報告している可能性がないわけではありません。なおよその状況は把握できません。なかには、災害発生時や復興のありようについて記す古文書がみられる場合もあります。

守山地区共有文書は、前述のように、水利・幕政・宿駅・貸借・雑・地図・訴訟・租税・土地・法令・治安・習俗・

商業・救恤・農業・建築・身分・売買・金融・戸口・家・宗教・工業・凶災・村政・助郷・断簡といった二七種の内容分類がなされています。守山地区共有文書に限らず、多くの古文書群の調査者は、その後の利用の利便性を考え、分類を施すことが一般的です。

守山地区の場合、分類項目として「凶災」があります。災害について調べようと考える誰もが、真っ先にこの項目に注目するでしょう。この項目には、四点の古文書が含まれています。うち二点が、寛文九年（一六六九）と同一一年（一六七二）の村内の火事に関するもの、残り二点が、享保一〇年（一七二五）の八町田川（現在の八屋戸川）の堤切れと、同二〇年（一七三五）の八町田川・ぬりこ川（現在の野離子川）の川崩れに関するものです。数多くの地区共有文書のうち災害関係文書が四点しか存在しないということは、守山村は、災害の少ない村だったのでしょうか？



写真1 昭和初期の八屋戸川周辺の様子
(守山地区蔵・松井氏提供)

いいえ、決してそうではありません。自然災害の発生や被害は、地形や地質に大きく影響されるものです。比良山麓地域では、急崖を開析する河谷から山麓に向けて大量の土砂が供給されています。例えば、野離子川の流域は、扇状地急斜面が山麓に展開しています。

こうした地形等のため、江戸時代の守山村では、河川の決壊がしばしば発生しています。八屋戸川と野離子川は、

江戸時代の間にも何度も堤切れを起こしており、修復の際の見積書などが数多く残されているのです。この二つの川は、「御普請所」に指定されています。「御普請所」とは、土木工事にかかる費用を領主が負担する箇所、守山村は領主にその経費を請求するために、繰り返し願書や記録を作成し、その控え書が村に残されているのです。注意していただきたいのは、これらの古文書が、分類項目「水利」や「土地」に含まれていることです。

これらの古文書分類は、江戸時代の歴史研究をする者にとって、納得のいくものです。村を流れる二つの河川は、通常は流量が少なかったようなのですが、耕地の用水として貴重な存在でした。用水を管理することは村人にとって死活問題であり、大(風)雨等で崩れた堤の修復は、「水利」の一環なのです。同様に、しばしば見られた日照りによる用水不足も、「水利」と不可分の問題として位置づけられます。

また、分類項目「土地」等の古文書のなかには、「浜欠け」に関するものがみられます。これは、琵琶湖の水位が上昇し、湖岸の土地が水入りの状態になったことをいいます。滋賀県内で「水込み」ともいわれるこの災害も、

江戸時代の琵琶湖沿岸では決して珍しい現象ではありませんでした。「浜欠け」は琵琶湖岸の土地利用に係る現象ですので、「土地」等の項目に入ってくるのです。なお、昭和四〇年代から開始された琵琶湖総合開発計画による治水事業で、湖岸堤の築造や河川改修がおこなわれましたが、琵琶湖の水位上昇による湖岸の浸水は、いまだに懸念され続けています。琵琶湖岸に位置する地域は、今も昔も同じ課題を抱えているといえるでしょう。

近年は、これまでの災害史研究ではあまり用いられることのなかった古文書が、研究に利用されることも増えま



写真2 1935年の土砂災害(守山地区蔵・松井氏提供)

した。後掲の鎌谷かおる「年貢免定にみる江戸時代の守山の暮らしと自然災害」は、「租税」に分類されていた年貢に関する古文書を用いて、江戸時代の村の様相を復元しています。

このように、災害に関する分類項目がみられないような古文書群でも、土地の特性を念頭において、古文書の一通一通を丹念に読み込むことで、災害の状況が浮かび上がってくるものなのです。地形の改変など、歴史的経緯を考えながら解釈する必要がありますが、Eco-DRRを考えるうえで、欠かせない作業であるといえるでしょう。

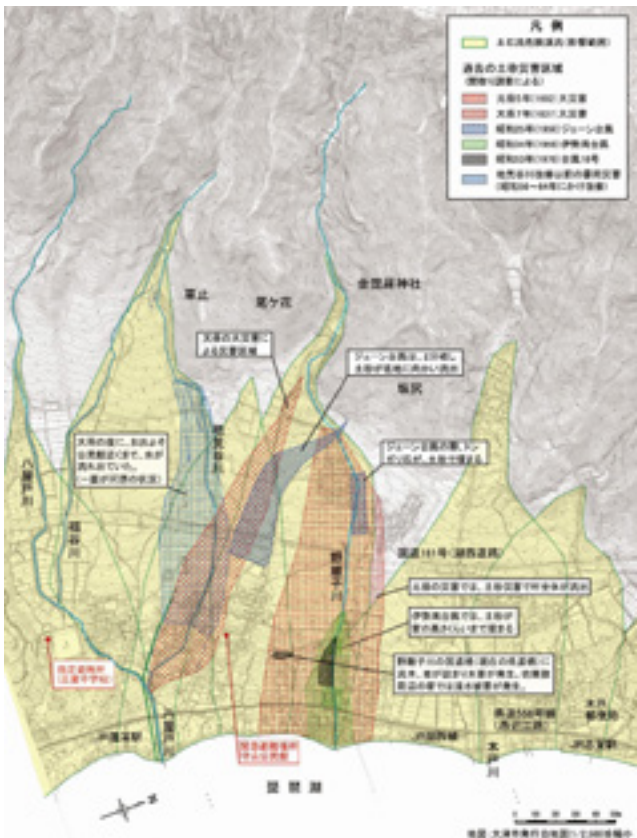


図1 守山地区における過去の災害と警戒区域(守山自治会自主防災会提供、2016年発行)

ところで、大(風)雨による川の決壊、日照りによる用水不足、琵琶湖の増水による土地の水損、という上記の三つの災害は、江戸時代の比良山麓の村々にとって共通の問題でした。さらにもうひとつ、猪や鹿による獣害も、村々の生活を脅かす大きな要因でした。詳細は後掲の諸論考にゆずりますが、比良の山々は、山麓の村々に対して、一方で災害をもたらしながらも、一方で石という減災の装置を提供する場でもあったのです。

参考文献

志賀町史編集委員会編『志賀町史』第二―五巻(志賀町、一九九六年―二〇〇五年)。

年貢免定にみる江戸時代の守山の暮らしと自然災害

立命館大学

鎌谷 かおる

江戸時代は、すべてのことを米の量に換算して表すことを基本とする石高制社会でした。そのため、土地の総合調査である検地によって測量された村の土地でさえも、米の単位である石に換算し、それを村の生産力を表す数値(石高)とみなしていました。ですので、

「この村は、五十石の村です」というのは、「村の土地面積から取れると想定される米の収穫量は五十石」という意味に相当します。村の石高は、村高とも言いしました。

では、守山村の村高は、何石だったのでしょうか。元和五年(一六一九)の十二月に記された古文書には、守山村の村高は、「四百拾八石五斗七升」とあり、村の生産力がおよそ四百十八石だったことがわかります。

ここでは、守山村の生産力や、その生産力に応じて毎年支払われる租税の具体的様相について、江戸時代に作成された年貢免定を手掛かりに紐解いてみたいと思います。

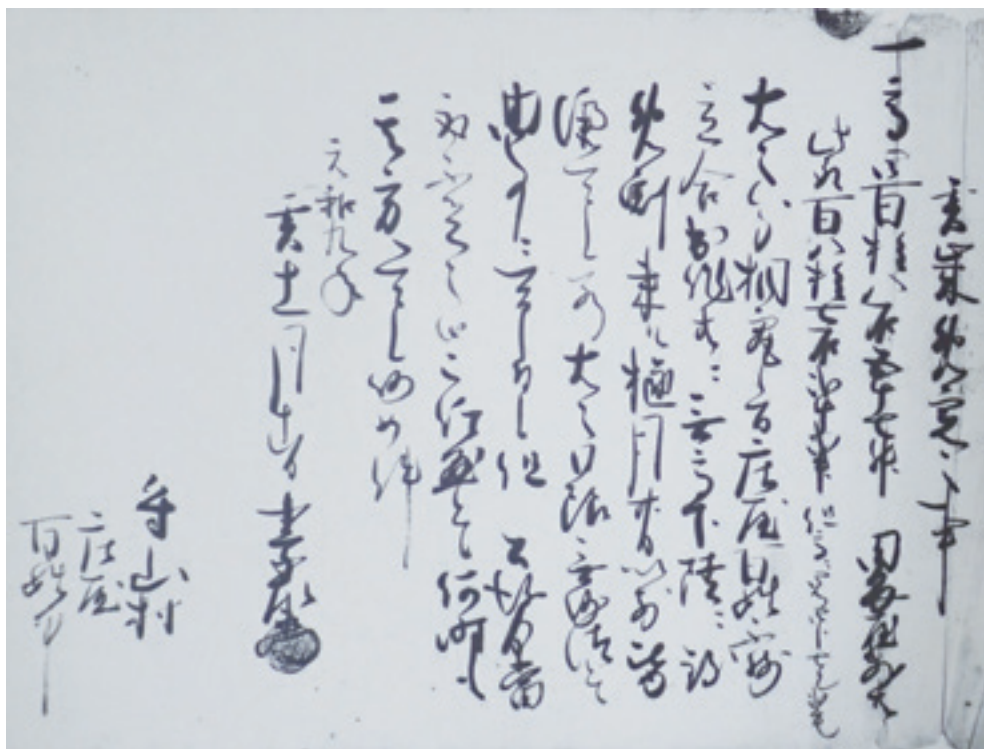
写真1は、元和九年(一六二三)に、守山村に宛てて出された年貢免定です。

年貢免定とは、各村宛てに領主(幕府領の場合は幕府代官所)から通知される年貢(租

税)の請求書類です。江戸時代は、現在と違い、各村単位に、租税の請求が行われていました。村では、この書類に従い、生産力に応じて、村人の租税額を計算し、それを取りまとめて、毎年上納していたのです。免定は、年貢割付状とも言われています。

さて、年貢免定にはどのようなことが記されていたのでしょうか。写真1をじっくりとみてみましょう。

まず、注目できるのは、差し出しと宛名の部分です。「小(小野) 宗左衛門 印」が差出人で、「守山村庄屋百姓中」が宛名になります。何かおかしいと思いませんか。通常、縦書きで手紙を書くときは、差出人が宛名よりも上の位置に書かれることはありません。しかし、この古文書では、それが逆になっています。なぜなのでしょう。理由は、差出人である小野宗左衛門が「武士身分」であり、宛名に当たる守山村の庄屋百姓は、「百姓身分」であったためです。江戸時代には、このような書式が普通でした。年貢を取る方と取られる方の関係性は、このような書類を一つ見ても読み取ることができるのです。



史料1 元和九年の守山村の年貢免定

さて、題名のところを見てみましょう。こ
こには、「亥歳免定之事」と書かれています。

つまり、亥年分の年貢の請求書という意味に
なります。江戸時代には、西暦は使用されて
いませんでしたし、現代とは違って、割と頻
繁に和暦年代が変更することがありました。
ですので、江戸時代の一般社会においては、
年代よりも十干十二支が重用されました。そ
のため、免定についても、題名部分には、わ
ざわざ年代を書くことはなく、十二支を用い
て「〴〵歳免定之事」と書くことが通常でした。

次に、本文をみてみましょう。

「高四百拾八石五斗七升 田畠屋敷共」と
書かれています。これは、守山村全体の石高
です。そして、その隣に、「此取」で始まる
数値があります。これが、この年に、守山村
が支払った年貢額の合計になります。「百八
拾七石式斗七升」とあります。江戸時代の年
貢については、「百姓は生かさぬように、殺
さぬように」絞りつつあった、なんていうイ
メージを持っている人もいるかもしれません。
しかし、それは本当なのでしょうか。いつ
たい、何割くらいの石高が税として収められ
ていたのかを知るには、年貢額を村高で割る
と出てくるわけですが、実は、そのようなこ
とをしなくても、免定を見ればわかるように
なっています。年貢額と同じ行に「但し高四
ツ四分七厘式毛」と書かれています。これは
年貢率に当たります。つまり、この年の年貢
が四十四・七二パーセントだったということ

です。さて、これは、多いのでしょうか。少
ないのでしょうか。

江戸時代の租税については、領主の違いや
地域差、時期の違いによって、多様なシステ
ムが存在します。例えば、先ほど確認した年
貢率も、年によって変動することもあれば、
ある一定の時期は同額の年貢を徴収すると決
めている場合（それを定免と言います）もあ
ります。税のかけ方も、村の石高に応じて計
算する場合と、検地で測量した面積に応じて
計算する場合もあります。そのほか、江戸時
代の租税システムにはそれぞれの項目に多様
性があるのですが、それは本論ではありません
ので、ここでは省略します。

ただ、免定が村の生産や租税を知るための
重要な手がかりとなる古文書であるというこ
とは覚えておいていただきたいと思えます。

守山村には、長期間にわたる年貢免定が残
存しています。免定は公的な書類であるため、
村で重要に保管されていました。

写真1は、十七世紀前半のもですが、そ
の後、守山村にはどのような免定が届いたの
でしょうか。

おおよそ、二百年先の年貢免定を読んでみま
しょう。

次にあげる写真2は、文政二年（一八一九）
の免定です。ここには、「高四百拾八石五斗
九升三合」とあります。十七世紀前半には、
「高四百拾八石五斗七升」であった村高が少
し増えていることがわかります。次の行に目

亥歳免定之事

一、高四百拾八石五斗七升
此取百八拾七石式斗式升 但高二四ツ四分七厘式毛
田畠屋敷共

右之分、相究候間、庄屋・百姓不残

立合、出作共ニ無高下、陸ニ致

免割、来ル極月廿日以前、皆

済可申候、若右之日限無沙汰候ハハ

曲事ニ可申付候、但 公儀方当

取不足之由被仰懸候ハハ、何時も

其方へ可申候、仍如件

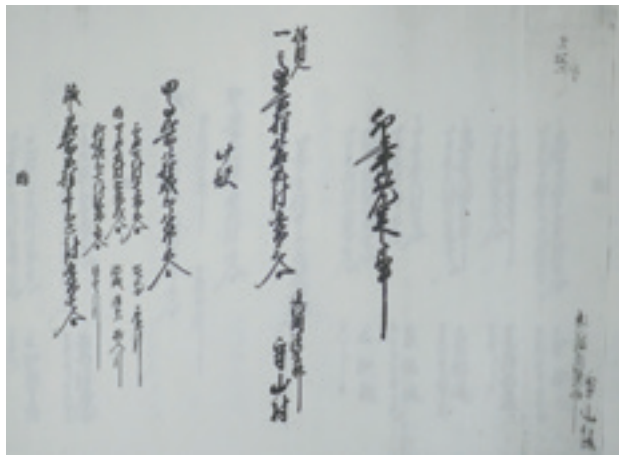
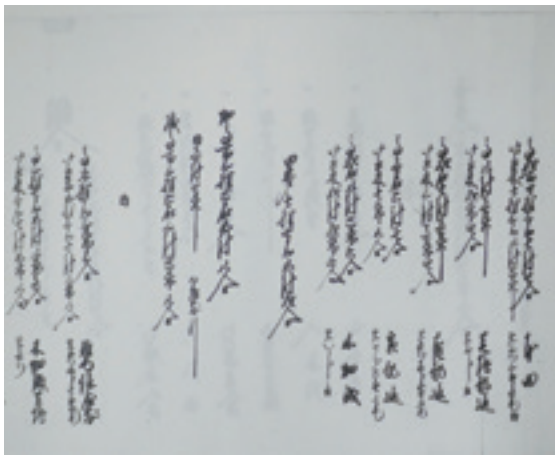
元和九年

亥十一月十八日 小 宗左衛門 (印)

守山村

庄屋

百姓中



を向けて見ると、「此訳」とあります。これは、詳細内訳という意味です。実際、その後の行からは、全体の村高が田高と畑高に分けて記されています。

さて、ここで注目していただきたいのは、田高の次の行に記された「内」の三項目です。そこには、「堤敷石原引」「湖成濱欠砂入引」「皆無之引」と記されています。これは何を指すのでしょうか。これは、田の石高のうち、生産に至らなかった土地の石高とその理由が書かれているのです。つまり、田の石高式百八拾式石八升五合のうち、三石四斗七升五合は、堤になってしまい、石原になったため耕作ができない、四石壹斗六升式合は、水が入り込んで湖となってしまう、砂地になって耕作ができない、二十二石七斗五升壹合は、作物が全く取れなかった、ということを行っているのです。

これを見る限り、この年、守山村では洪水などによる被害で稲作に支障があったことが読み取れます。

では、この数値はどのように導き出されたのでしょうか。江戸時代の村では、災害にあった際、庄屋等が自らの村の土地を調べて作付の状況や被害を認める習慣があります。それは、領主が実地検分に来る際に提出されるものでした。村側にとつては、災害による被害を正確に伝えることは、その年の年貢額を左右するものであり、それは死活問題でもありました。そのような理由もあって、記され

卯年免定之事

検見

一、高四百拾八石五斗九升三合

近江国滋賀郡
守山村

此訳

田高式百八拾式石八升五合

三石四斗七升五合

堤敷 石原引

内 四石壹斗六升式合

湖成濱欠砂入引

式拾式石七斗五升壹合

皆無引

残高式百五拾壹石六斗九升七合

内

高式百四拾三石七斗四合

本田

此取米七拾三石八斗六升

免三つ三厘壹毛内

高八斗壹升

芝地起返

此取米式升四合

免三分取

高式石七斗壹升

葭起返

此取米三斗壹升四合

免壹つ壹分五厘九毛

高壹石六斗七合

寅起返

此取米七升五合

免四分六厘七毛

高式石八斗六升六合

木畑成

此取米式斗式升九合

免八分取

田米べ七拾四石五斗式合

畑高百三拾六石五斗八合

内 内壹斗四升 郷蔵敷引

残高百三拾六石三斗六升八合

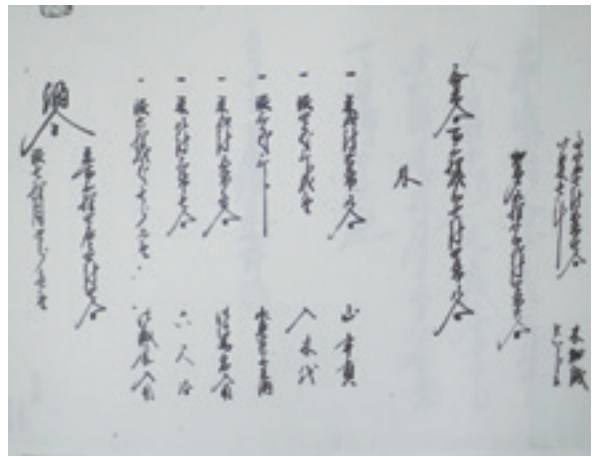
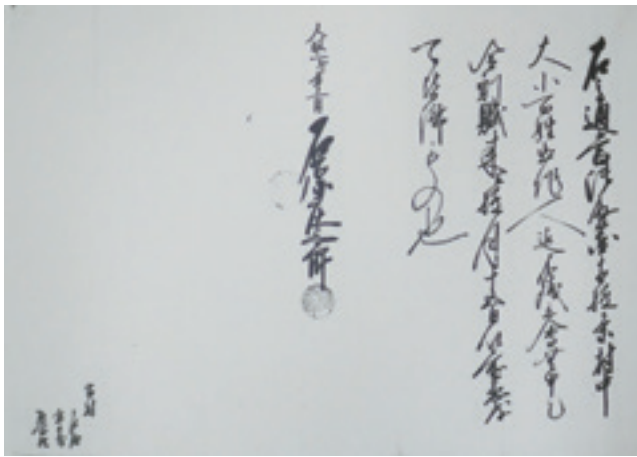
内

高九拾石三升三合

雑毛作屋敷

此取米五拾三石七斗八升八合

免五つ九分七厘四毛



史料2 文政二年の守山村の年貢免定

た帳面（損毛帳など）も考慮しつつ、年貢額は決定されたのです。ですので、年貢免定に記されたこれらの項目は、領主側が認めた公式な村の被害石高の数値でもあるのです。

さて、その次の行には「残高」と記されています。ここに書かれている石高は、村高から生産に至らなかった土地の石高を引いた数値ということになります。つまり、この残高は、この年の守山村の実質的な生産量を知る目安になる数値と言えます。

これらの数値の変遷を見ていけば、守山村の江戸時代の生産力の変動を読み取ることができます。また、生産に至らなかった土地の石高とその理由を整理していくことで、守山村の生産が、何に規定され、どのような環境に左右されていたのか、その具体像を知ることができるといえます。

それについては、後稿で詳細に分析することとしたいと思います。

語句説明

※損毛帳とは、損毛状況を書き留めた帳面のこと。損毛は、様々な被害によって米の作付等がうまくいかず収穫できない状態を意味する。

高三拾七石五斗八升壹合	木畑成芝地
此取米三石七斗五升八合	免壹斗
高八石七斗五升四合	木畑成
此取米七斗	免八分取
畑米〆五拾八石式斗四升六合	
取米合百三拾式石七斗四升八合	
外	
一、米式斗六升八合	山年貢
一、銀四匁三分式厘	入木代
一、銀三匁三分	水車運上定納
一、米式斗五升壹合	御伝馬宿入用
一、米八斗三升七合	六尺給
一、銀六拾式匁七分九厘	御蔵前入用
米百三拾四石壹斗四合	
納合	
銀七拾目四分壹厘	
右之通、当御取箇相極条、村中	
大小百姓・出作人迄不残立会無甲乙	
令割賦、来ル極月十五日以前急度	
可皆済もの也	
文政二卯年十一月 石原庄三郎（印）	
右村	
庄屋	
年寄	
惣百姓	

文政二年の守山村の年貢免定 翻刻文

南小松の古地図にみる土地利用と災害対応

京都大学

安藤 深町
澁一 加津枝

ここでは、大津市南小松で江戸〜明治時代初期に作成された絵図を中心に、当時の河川や内湖、湖岸の土地利用の実態についてみていきます。

南小松(図1)は、先の守山から湖西線でさらに北へ向かったところにあります。湖岸は雄松崎として日本の白砂青松一〇〇選にも選ばれ、夏には水泳場として多くの観光客が訪れます。その他にも、内湖やシシ垣跡など、自然や人々が作り出した里山の貴重な景観を見ることができます。また、南小松にも江戸時代以降の古文書や絵図が数多く残されており、かつての土地利用や災害情報を復元することが可能です。



図1 大津市南小松（ドローンで撮影）



図2 南小松村絵図（南小松自治会蔵、写真：大津市歴史博物館提供）

まず図2の、「南小松村絵図」です。この絵図の作成年代は不明ですが、絵図左下に、当時の南小松村（石高一〇九三石余）が複数の領主（幕府・旗本等）によって分割されていたことを示す書込みがあり、それらを精査すると、およそ一七世紀の中頃と推定できます。また、隣接する村々の領主の情報や、生活域や生産活動の範囲（山林等）全体を描くなど、南小松村全体を描く明細図としての性格があったと考えられます。

では、具体的な村内の様子や土地利用の状況はどうでしょうか。絵図中には、土地利用に関する色分けの凡例があり、当時の様子を知らせてくれます。まず赤色が道で、絵図中央（南北）を走るのが村のメインストリートである北国海道です。その海道沿いに黄色で書かれた三つの集落があります。当時の南小松村は、今在家・野村・間中の三つの集落からなる村でした。無色が田畑を示し、青色が川や内湖・湖です。内湖には「よし原」と書かれており、ヨシが繁茂し、人々が生活などに利用していたことが想像できます。さらに、内湖には「船人・鯰口」と書かれてあって、内湖が港や漁業の場として機能していたことが分かります。

一方、山手に目を転じてみると、山

林が灰色で示され、山際や入会地（佛生寺野・北比良村との入会地）の範囲を墨線で示されています。

白色の凡例で書かれている「荒流」は、絵図中では「永荒」と書かれています。永荒とは、災害のため永い間荒廃した田畑、芝地・沼地などのことであり、作物の生産能力がほとんど無いことから、領主から年貢を免除される土地です。本絵図では、永荒は北国海道より東側（湖岸）の川や内湖周辺に広がっていることから、川の downstream の洪水や内湖の増水による被害があったと考えられます。また、湖岸沿いには薄い字で田と書かれた「水所田」が広がり、冠水被害多発の田を示していることから、頻繁に水害が起こっていたことがうかがえます。

さらに、野村と間中の間を流れる大谷川の川沿いには、上流から「南北百間石堤」、「南堤百九拾間・北堤百六拾間」、「南堤式百四拾間・北堤式百四拾間」と書かれており、石を主にした堤が築かれていたことが分かります。これらの長さから、堤は河口から集落より少し上流の地点まで続いていたことになりそうです。また、野村のすぐ西側に「八幡宮」があり、堤は南側の方が三〇間長く作られています。当時の人々は洪水から集落や田畑だけではな

く、鎮守である八幡神社を守ることも意図していたのではないのでしょうか。

ポイント

大谷川の堤防の拡大について

ところで、南小松の古文書には、寛政四年（一七九二）八月に、堤の普請について記載されたものが存在します。それによると、大谷川では上流で石堤が一〇〇間、下流で砂堤が一〇〇〇間あったことが分かります。さらに、『近江国滋賀郡誌』には、大谷川の堤は明治一四年（一八八一）に二六町一四間（約二・八km）あったことが書かれています。このように、図2の絵図が作成されてから約二〇〇年の間に、堤は三倍以上の長さにまで拡大しています。

これらのことから、当時の人々は川からの水害に対して、堤の設置と拡大を行うことよって対処していたことがうかがえます。

現在、大谷川は家棟川と呼ばれる天井川で、上流では石堤跡と砂防堰堤が混在した様子（図3）を、下流では道の上を流れる様子（図4）を見ることができます。



図4 家棟川下流道の上を流れる天井川



図3 家棟川上流石堤跡と砂防堰堤

続いて図5-1は、明和八年（一七七二）の一〇月に作成された「南小松村絵図」です。図5-2の裏書からは、領主の命により村の詳細を描いた絵図であることが分かります。水害を受けた田畑を把握するために、領主

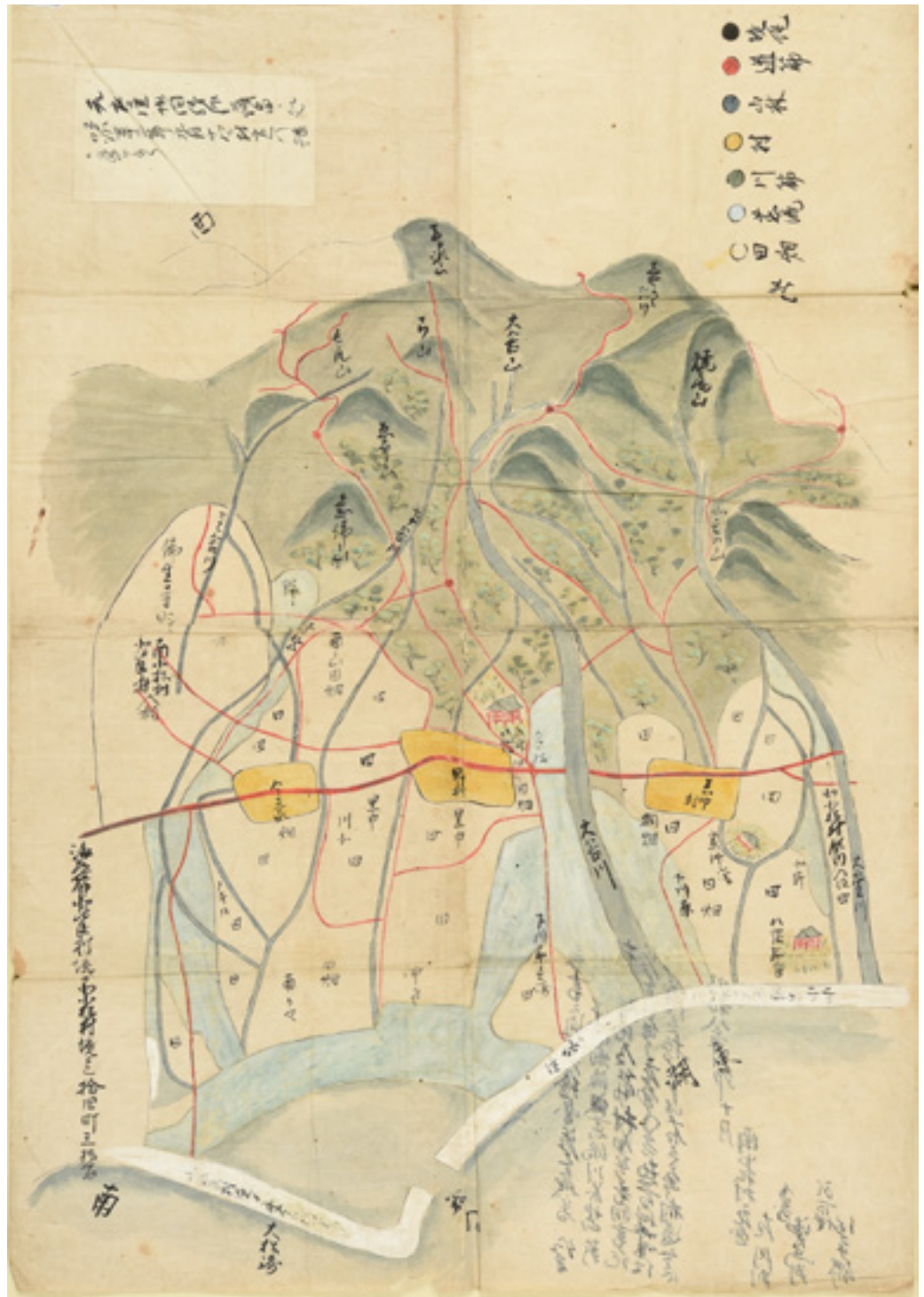


図5-1 南小松村絵図（南小松自治会蔵、写真：大津市歴史博物館提供）

が作成させたものであると考えられます。本絵図も図2の絵図と同様に土地利用を色分けして記載しています。水色の凡例で書かれた「荒流」は、裏書の内容を踏まえると、川成かわなりになった場所であると考えられます。川成とは、

江戸時代の租税法上の言葉であり、洪水のため土砂が流出し、田畑が河原のような荒廢地になった状態のことです。川成になった土地は、再び検地を行ったうえで年貢を免除されました。



図6 家棟川下流（住宅地と荒地跡）

本絵図は図2の絵図が作成されてから約一〇〇年が経過していますが、両図の「荒流」の分布を比較すると、水害を受けていた場所がほとんど変わっていないことが分かります。当時の人々は、水害を受けやすい土地を理解し、それらを避けた土地利用を行っていたことがうかがえます。

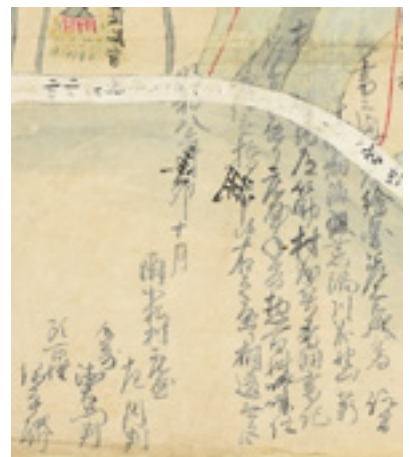


図5-2 南小松村絵図裏書



図7 南小松村絵図（一部）（南小松自治会蔵、写真：天津市歴史博物館提供）

「荒流」は明治時代初期までに、新田開発に伴い減少しました。しかし、家棟川の下流周辺では、近年まで松や竹が生い茂る荒れ地として残り続けたところもあります。現在でも、住宅地の中にかつての荒れ地の名残を見るこ

とができます（図6）。最後に図7は「南小松村絵図」の一部です。作成年代は不詳ですが、絵図に記載された情報から文久元年（二八六一）であると考えられます。絵図中では墨線に沿って「嘉永五子

ノ年砂入」、「安政五年砂入」と書かれています。この線は隣の北比良村を流れる比良川沿いの堤です。これは、嘉永五年（二八五二）と安政五年（二八五八）に砂入になったことを示しています。「砂入」とは、洪水で土

砂が田畑に流入したものの、復旧可能な状態にある土地のことを指します。隣村の川の洪水による被害が、南小松村まで及んでいたことが分かります。このように、隣村との関係は密接なものでした。絵図の中には隣村（北小松村、北比良村）との土地をめぐる争論の場を描いたものもあり、深い関わりがあったことが分かります。この他にも、南小松には内湖の船入場や家の間取りを描いたものなど、様々な種類の絵図が存在します。絵図は当時の人々がどのような土地利用を行っていたのかだけでなく、他の村との関係や当時の人々の生業の一部を知らせてくれる、非常に貴重な資料であることが分かります。

参考文献

- 志賀町『志賀町史』第一巻（1996）、第二巻（1999）、第三巻（2002）
- 滋賀県他編『近江国滋賀郡誌』弘文堂書店（1979）
- 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』第二巻通史編近世（彦根市、2008）（三三五ページ）『水場二十五カ村』が『水所』と同じ意味で用いられている
- 杉本史子他編『絵図学入門』東京大学出版会（2011）
- 天津市歴史博物館『村の古絵図―志賀町域を歩く―』（パンフレット）天津市歴史博物館（2017）

南小松における水害の記憶をたどる

京都大学

成田 茉優
落合 知帆

はじめに

集落の形成と発展は災害に大きく影響されます。例えば、滋賀県湖南地域は、一つの場所に集まっていた集落が、享和2年（1802）に水害を受けて、神社と寺、村の3分の2の家屋が山側に移転したそうです。しかし、平成25年（2013）9月の台風25号の時には、水害を経験せずに移転しなかった人家も浸水被害を受けました（滋賀県水害履歴）。

湖西地域も、その地勢から昔より水害に悩まされてきました。近年の台風や集中豪雨でも被害が出ています。この何十年間大きな水害が起こっていない地域でも、水害の危険性は十分にありません。特に、水害を経験していない人々にとって、住んでいる集落の中で、視覚的かつ体験的に水害に対する伝統的な知恵を身につけることは大切なのではないでしょうか。

そこで、ここでは南小松を中心に水害の記憶をたどります。

南小松集落の地勢と歴史

南小松は北小松と北比良の間に位置しています。東南は琵琶湖に沿い、西北は蓬萊山や釈迦岳などの切り立った山々が並んでいます。

時代をさかのぼり、文政10年（1827）に描

かれた「西江州志賀郡南小松村麓絵図」（図1）を見てみましょう。西近江路（赤色）沿いに3つの集落が確認できます。北側（右）から順に、間中、野村、今在家という集落です。室町時代（1400年頃）に描かれた「比良庄絵図」には間中里と野村里が書かれており、その頃から集落があったことが分かります。「志賀町むかし話」によると、今在家はかつて北比良に属していたようです。

さらに、集落より琵琶湖側は田畑が広がり、内湖や浜に続きます。間中と野村の間を流れる家棟川（絵図中・中川）は、琵琶湖周辺でよく見られる天井川です。洪水を防ぐために、人々が川の両岸に堤防を作り、川底に土砂が堆積することが繰り返され、川底が周囲の土地よりも高くなっている地形です。一般的に、天井川は一度水が溢れると元に戻しにくく、被害が拡大する傾向にあります。これまで、南小松における水害は、家棟川の氾濫と、琵琶湖の水位上昇による洪水が主な要因でした。

絵図（図1）の家棟川は、両岸には樹林帯が見てとれます。平成6年（1994）行われた滋賀県全域で行われた調査では、家棟川の護岸工事が実施された昭和30年代（1950年頃）以前は、松を主とした雑林が浜まで続いていたことがわかっていま

す。今回の調査でも、この辺り一帯は、昔は薄暗くうっそうとした林があったと地元の方々が話してくれました。

この樹林帯に建物が建ち始めたのは、明治初期以降（1860年代後半）と考えられます。江戸時代まで約150戸と一定であった戸数は、明治14年（1881）には175戸に増えました。さらに、明治20年（1887）に作成された南小松の全戸



図1 西江州志賀郡南小松村麓絵図 文政10年（1827）（南小松自治会蔵）

の住宅図面を調べると、228戸が記録され、かつて樹林であった家棟川の両岸にも家屋や石小屋が建てられていたことが分かりました。この時代に、石文化の発展とともに、急速に土地の開発が進んだと考えられます。その後、戦争の時代を経て、昭和55年(1980)には252世帯、平成29年(2017)には781世帯と大幅に世帯数が増加しました。現在では、過去の記憶のような深い樹林は消え、集落域が広がりました。

このように、集落の発展と繁栄の陰で、災害に対する脆弱性を犠牲にしてきたことを、私たちは頭の片隅に置いておくべきでしょう。

加えて、今回の調査では、明治20年に書かれた「寺院明細帳」に、現在は間中にある西方寺が、昔は雄松(現在の近江舞子浜)にあったと記されていることがわかりました。琵琶湖の洪水があった正平11年(1356)以前は、八幡神社が現在の御旅所がある湖岸側に位置していたことや、かつて薬師堂がその隣にあったことから、他の湖西の古い集落と同様に、遙か昔は南小松の集落も湖に面していたのかもしれない。これについては、引き続き調べたいと思います。

集落の中の水害の記憶

水害の経験がある地域住民にお聞きしたところ、滋賀県全体で大きな被害を出した昭和9年(1934)の室戸台風に続き、南小松では、昭和10年(1935)にも豪雨による大きな水害があり、浸水や土砂による甚大な被害を受けていました。

木村さん(90代)によると、集落には家棟川の水を分流する水門があり、それを管理する水番と呼

ばれる担当者がいました。昭和初期(1930年代)の水害では、水門を閉めにいった水番さんが、激流に襲われ、服に入り込んだ砂利で体表は傷つき、亡くなったそうです。当時の溢水は、その水門から八幡神社の横のぼんばの道の流れ、道路がえぐれるほどだったといえます。

増尾さん(80代)によると、かつては、集落に近い家棟川にかかる橋の両端には石門があり、その中心部に掘ったくぼみに橋板を差し込み、川の水が集落に流れ込むのを防いでいたそうです。また、その橋のたもとには半鐘^{はんしやう}が置かれ、水害の危険を集落住民に伝えていました。

増尾さん(70代)によると、家棟川によく氾濫する場所が2箇所ありました(図2…赤い×印)。かつての水害では、流れ出た土砂で八幡神社とバイパスの間にあった住宅が埋まってしまったそうです。昭和26年(1951)の水害時には、八幡神社の東側の公園(小学校跡地)が土砂で埋まる被害を受けました。当時小学生であった増尾さんは、「親に言われ、家棟川から家の中に水や土砂が流れ込まないように必死に掻き出した。」と語ってくれました。

まとめ

南小松の集落は水害と共に発展してきました。しかし、水害に関する先代の知恵や記憶、対応の証は集落の中から消え去りつつあります。集落のかたちとして、目に見えるものを残すこと、記憶をたどり伝えることは、防災・減災を推めるうえで重要な知的資源の共有に繋がります。風土と共に培ってきた地域の歴史や経験を活かし、災害に備えることが大切です。

参考文献

- 大津市歴史博物館「村の古地図―志賀地域を歩く」(2017)
- 国土地理院HP(地図・空中写真閲覧サービス)URL <https://napps.gsi.go.jp/maplib/Search.do?specificationId=963491>
- 滋賀県教育委員会「湖南の漁撈活動」(1982)
- 滋賀県「水害履歴」
- 志賀町教育委員会「志賀町むかし話」(1985)
- 志賀町史「志賀町史」第二三巻(1999)

語句説明

※注釈 半鐘とは、火事や洪水などの異変を知らせるために打ち鳴らす小型の釣鐘



図2 南小松における集落と水害に関する位置図

比良山麓におけるシシ垣と災害対応

京都大学

落合 知帆
大澤 颯太郎

はじめに

比良山麓の集落では、昔から人々の生活に様々な形で石が利用され、独自の石文化を形成してきました。石文化と聞くと、お城の石垣や灯籠などの石造物が想起されますが、ここでは集落を守るために造られた石垣の一つであるシシ垣に着目します。

シシ垣とは、かつてイノシシやシカが集落内に入り田畑を荒らすのを防ぐために地域住民によって築かれた垣で、多くは集落と山林の境界線付近にあり、その長さは何十mにも及びます。

湖西の旧志賀町では、荒川地区に残るシシ垣遺構が知られています。このシシ垣は、大谷川の氾濫によって起こる水害・土砂災害対策を兼ねており、現在でも集落を囲む形で残っています（高橋、2010）。高橋春成氏の研究によると、荒川地区では、明治初期の「滋賀郡荒川村等級縮絵図」や江戸から明治期に書かれた古文書にもこのシシ垣が記録されています。シシ垣は村

人が造成から維持管理まで協力し合い残されてきました。しかし、河川の砂防工事や住宅開発が進むにつれ、地域と自然の関係も変わったことから、次第にその存在は忘れられ、多くが取り壊されてしまいました。このシシ垣は、地域の人々が獣害や水害といった苦難を乗り越えてきた生活の記録であり、「地域の財産」として多くの皆さんに知っていただき、守っていききたいものです。

シシ垣の形態

シシ垣と聞いて、「ああ、あれか!」と思ひ浮かぶ人は多くないでしょう。シシ垣は、猪垣、鹿垣、猪鹿垣、さらには獅子垣と様々に表記されます。北関東以南を中心として、特に、長野、山梨、岐阜県に多く分布しています。近畿地方では、滋賀、奈良、三重、和歌山県に点在しています。（矢ヶ崎、2001）。シシ垣の材質は、場所や地域によって異なり、自然の地形を利

用したものの、石や土を積み上げたもの、木や竹などを組んだものなどがあります。石垣の場合、その高さは案外低く、これはイノシシは飛び上がる力が弱く低い垣で十分だった（額田、1984）からで、シカ対策として、石垣の上に柵を付けたともいわれています。

その形状は、分界型（長城型）と囲繞型（城郭型）の2つに大きく分類されています。シシ垣がいつ頃から造り始められたのかは明らかではありませんが、滋賀県では、江戸時代中期から後期にかけて多く記録が残っています（高橋、2010）。旧志賀町地域におけるシシ垣に関する記録を調べると、南小松区有文書「獅子垣割合名寄帳」（天明八年（1788）七月）の記録や、荒川村の「猪垣割合帳」（文化十三年（1816）、文政三年（1820）、慶応二年（1866））が残っていることから、江戸中期には各地区でシシ垣が造られていたと推察

出来ます。

旧志賀町のシシ垣遺構

明治十三年（1880）に編纂された「木戸村誌」には、当時の大字ごとの地勢や人口が書かれています。その中で、荒川地区は以下のように示されています。「（前略）南ハ中谷山南境ヨリ茅ヶ谷灌漑用水路鹿垣下リテ北國街



写真1 荒川地区のシシ垣

道（後略）」とあり、灌漑用水とシシ垣があるところを下ると集落のある北國街道に当たったことが分かります。また、南比良でも同じように、「（前略）東に互り猪鹿留垣ニ至りテ南に折れ境ノ表札ニ至りテ（後略）」とあり、シシ垣が南比良地区の境周辺にあったことが読み取れます。

大津歴史博物館が収集した古地図には、南比良地区の、集落と山林を分けるように黒く太いトゲトゲとしたシシ垣がしっかり描かれています（大津市歴史博物館、2017）。明治中期に木戸地区を描いた古地図には、集落を囲むようにシシ垣があったのが見取れます（図1）。

図2は、守山地区に保管されている古地図です。赤枠で囲んだ部分にシシ垣が描かれています。ほぼ真つすぐ南北に延びており、北は木戸地区および木戸川の手前、南は北船路地区との境界近くまで続いています。集落・耕作地と山林のちょうど境に位置していることがこの図から分かります。

今回、これらの情報をもとに、地域の皆さんに対する聞き取り調査を行いました。その結果、北小松から守山までの全集落に、かつてシシ垣があったことが分かりました。多くは戦後の混乱期や開発によって取り壊されてしま



図1 滋賀郡木戸村等級縮絵図（大津市歴史博物館より転載）
（部分：木戸地区の古地図に示されたシシ垣）



図2 守山村周辺図 江戸時代前～中期（守山財産区蔵）
写真：清水光芸社撮影）（部分：守山地区の古地図に示されたシシ垣）

いましたが、現在でもその遺構を各地区で確認することが出来ます。

図3に、これまでの調査で分かったシシ垣の配置を赤い線で示しました。シシ垣は、現在の志賀バイパスの東側を頂点として、集落を囲むように延びている地区と、南北方向に真直ぐ延びている地区があります。河川が地区の境目であることが多いため、河川沿いに湖岸まで続いている地区もあります。

表1に各地区のシシ垣の形態と現存状況を示します。各地区に保存されている古地図にはシシ垣が描かれ、当時のシシ垣の様子や集落との関係を知ることが出来ます。当地域には古地図だけでなく、古文書が多く残されていて、その中にはシシ垣を造ったり、修理したりした際の分担を記録したものもあります。当地域では、分界型および圍繞型の双方を確認することが出来ました。圍繞型といっても2つの集落がつながっていることで、周りを囲む形態が形成されているものもあります。荒川地区のように河川氾濫時の水害や土砂災害を念頭においたシシ垣も確認できました。

ここからは南小松地区のシシ垣について詳細を述べます。

南小松のシシ垣

古地図を手掛かりに、早速、現地を訪ねてみました。神社の山側を確認すると水路が流れていて、その先の林の中に石垣が見えてきます。南小松ではシシ垣に関する資料が4つ見つかりました。1つは、明治六年頃の古地図に柵のようなものが山林と集落を隔てる様に描かれています。このシシ垣は石造りではなく、木か竹で組まれた柵のように見えます。垣は、八幡神社の山側を丸く囲み、他は南北に延びています（図4参照）。2つ目の資料は、「南小松区有文書」です。写真2に示す通り、表紙には、「天明八年南小松村獅子垣割合名寄帳 申七年 日 役人」と書かれています。この古文書には、南小松の3つの字、今在家町、神宮町、北出町のそれぞれが東二十間（約38m）のシシ垣の構築を担っていたことが記されています。さらに、田んぼ1枚につき本役として三間、半役は一間三尺とあることから、所有する耕作地面積に応じてシシ垣を造る長さが決まっていたことが読みとれます。このことは、シシ垣調査が行われている荒川地区や高島市でも同じであることが分かっていきます。資料には、各世帯の長の名前、耕作地面積とシシ垣の担当長さが書かれており、150世帯以



図3 旧志賀町におけるシシ垣の分布と配置

地区	守山	木戸	荒川	大物	南比良	北比良	南小松	北小松
古地図	有り	有り	有り	有り	有り	未確認	有り	未確認
古文書	未確認	未確認	有り	未確認	未確認	未確認	有り	未確認
形態	分界型	囲繞型	囲繞型	囲繞型	分界型	囲繞型	分界型	分界型
用途	シシ垣	シシ垣	シシ垣 土砂災害	シシ垣 土砂災害	シシ垣	シシ垣	シシ垣 土砂災害	シシ垣
現存	未確認	一部有り	有り	一部有り	一部有り	一部有り	一部有り	一部有り

表1 シシ垣の形態と現存状況

上が関わっていたことが分かりました。さらに、明治十九年（1886）「猪鹿垣改正帳」では、116世帯分の分担と、今在家の4組、西出の5組、川原町の6組、間中町の10組が関わっていたことが記録されています（表紙を写真2に示す）。明治十二年（1879）に発行された「滋賀県物産誌」には、南小松村の世帯数が175軒と書かれていることから、多くの世帯がこのシシ垣の改修に参加していたと考えられます。さらに、明治六年（1873）の「南小松村諸入費取調帳」によると、猪鹿除垣費に21円が支出されたことが記録されています。この年が特別というわけではなく、例えば、明治七年（1874）には15円、明治八年（1875）には50円が支出されています。祭典や井堤管理に支出された金額と比較して大きいことが分かります（表2に出納張の一部抜粋を示す）。

平成三十一年（2019）二月に実施したシシ垣の実測調査から分かったことは、石垣は野面積みで、高さは低いところで約60cm、高いところで約170cmと、場所によって異なりますが、大体、人の胸から頭の高さ位まであります。石垣の上部の幅は約150cmから180cmで、底部の



図4 南小松・地積図 明治時代（南小松自治会蔵）
（部分：南小松の古地図に示されたシシ垣）

幅は180cmから200cmでした。石垣の表面には大から中の石が使われ、石と石の隙間を埋めるように小さな石や土が詰められていました。石の大きさは多様で、30cmのものもあれば、80〜120cmのものもありました。石の形は主に自然の丸みを帯びたものが使われていますが、一部に石を割るときに作る矢穴やあなの跡も確認できます。現存しているこの石垣の全長は約97mあり、また少し離れたところに一部が残っています。写真3に南

小松のシン垣の様子、図4にそのときに得られた実測断面図を示します。この図から石の大きさは底部の方が大きく、上部に向かって小さくなることが見て取れます。石垣の周りには木々が生い茂り、落ち葉が堆積しています。シン垣の表側（山側）には最上部まで土砂が堆積しているため、石垣全体の

役場の諸費	五十一円四十五銭
村社管理・給与等	十円七十銭
諸祭典等	十円九銭
山林取調諸費	二元五十四銭
道路清掃等	四円五十銭
河口水防費	二十銭
猪鹿除垣費	二十一円
井堰守給与等	五十銭

表2 明治6年（1873）の南小松における出納帳（一部抜粋）



写真2 左：獅子垣割合名寄帳 天明8年（1788）
右：猪鹿垣改正帳明治19年（1886）（南小松自治会蔵）

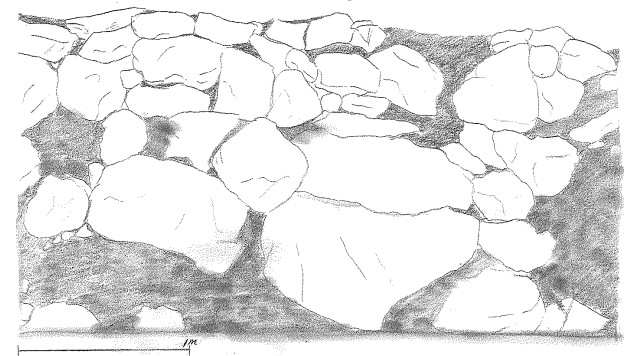


図4 南小松のシン垣の実測断面図（一部）



写真3 南小松に残るシン垣（八幡神社の裏）

状況を把握することが難しい現状です。

このシン垣に使われている石は花崗岩ですが、主に灰色を基調としたものが多く、その他に茶色がかつたもの、青色がかつたものも使われています。

石垣は一部を除き、かなり崩れており、土砂に埋まっている部分も多いため、実際の高さを確認するには、周辺土砂を取り除いて詳しく再調査する必要があります。

南小松地区の70歳以上の方々に聞き取りをしたところ、「八幡神社の裏手辺りにシン垣がある。子供の頃には既にあつた。あの辺りで遊んだ。当時シン垣の維持管理活動をした記憶はない。」とのことでした。このことから、南小松では、戦中戦後辺りから、シン垣の維持管理は行われなくなり、忘れ去られ、現在では木々や土砂に埋もれ崩れた石垣の遺構が山林の中に静かにたたずんでいます（写真3）。これは、昭和四十年代以降に当地においてシン垣がある土地が村外の所有者の手に渡ったことや、道路の拡張工事のため、取り壊しが進んだことに大きく起因しています。

シン垣はかつての地域住民の生活を伝える重要な遺構です。引き続き、さらなる詳細を明らかにしていきたいと

思っています。

参考文献

- 矢ヶ崎孝雄『猪垣にみるイノシシとの攻防―近世日本における諸相』高橋春成編『イノシシと人間共に生きる』古今書院（2001）
- 高橋春成編『日本のシンシ垣』古今書院（2010）
- 額田徹『垣根』法政大学出版（1984）
- 大津歴史博物館『村の古地図―志賀地域を歩く―』滋賀県教育委員会『国道161号線バイパス・湖西道路関係遺跡調査報告書Ⅲ 木戸・荒川坊遺跡 こうもり穴遺跡』（1968）



写真4 シン垣に使われている石



【伝統知・地域知を活かしたEco-DRRにむけて】



比良山麓のランドスケープと災害対応

京都府立大学 三好 岩生

比良山麓の地形概要

琵琶湖の西側には平野と呼べるような広い平地はほとんどありません。琵琶湖の湖岸線に沿うように比良山系が南北に連なっており、琵琶湖との間には狭い緩勾配地があるのみです(図1)。図2は、比良山系の稜線から琵琶湖にかけての断面形状を表した図です。この図に示されるように、標高1000m程度の比良山系の稜線から傾斜角が45度を超え



図1 琵琶湖上空から見た比良山麓地域(守山付近)

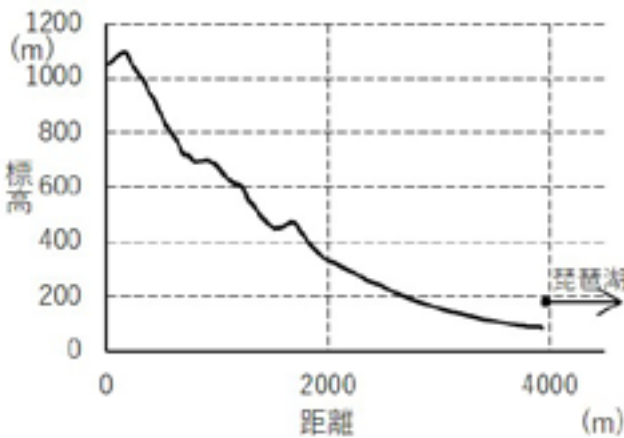


図2 守山付近の比良山系山麓から琵琶湖岸までの縦断地形

る急勾配斜面が東向きに続いており、下るにつれて傾斜は徐々に緩やかになっていきますが、湖岸のすぐ近くまで傾斜角が5度を超える斜面がつづいていきます。斜面にはいくつもの尾根と谷があり、いくつもの河川が琵琶湖へと平行して流れています。これらの河川のほとんどは土石流危険渓流であり、その下流域では永年土石流の被害を受けてきました。繰り返し発生した土石流は、谷の出口で氾濫・堆積し、大きな扇状地地形を作り出しました。扇状地は土石流の被害に遭いやすいことや、土壌の中に多くの石や岩が含まれて農地に適さなかったことから、住宅地や農地としては使われず、森林として利用されてきました。また、勢田川洗堰という琵琶湖の水位を調節する設備が整備されるまでは、琵琶湖の水位も不安定で、大雨のたびに琵琶湖の水位は上昇

る急勾配斜面が東向きに続いており、下るにつれて傾斜は徐々に緩やかになっていきますが、湖岸のすぐ近くまで傾斜角が5度を超える斜面がつづいていきます。斜面にはいくつもの尾根と谷があり、いくつもの河川が琵琶湖へと平行して流れています。これらの河川のほとんどは土石流危険渓流であり、その下流域では永年土石流の被害を受けてきました。繰り返し発生した土石流は、谷の出口で氾濫・堆積し、大きな扇状地地形を作り出しました。扇状地は土石流の被害に遭いやすいことや、土壌の中に多くの石や岩が含まれて農地に適さなかったことから、住宅地や農地としては使われず、森林として利用されてきました。また、勢田川洗堰という琵琶湖の水位を調節する設備が整備されるまでは、琵琶湖の水位も不安定で、大雨のたびに琵琶湖の水位は上昇

比良山麓の土地利用の変遷

し、湖岸の低平地は浸水被害を受けてきました。集落はこのような災害危険地を避けるように、比較的大きな河川の近くを避け、湖岸よりも少し高い土地を選んで営まれてきました。

ここでは、図3に示す範囲の19世紀後期以降の土地利用の変遷を見ていきます。対象範囲は旧・木戸村と小松村(現・大津市)に属していた集落です。北から北小松、南小松、北比良、南比良、大物、荒川、木戸、守山と湖岸に面して集落が並んでおり、各集

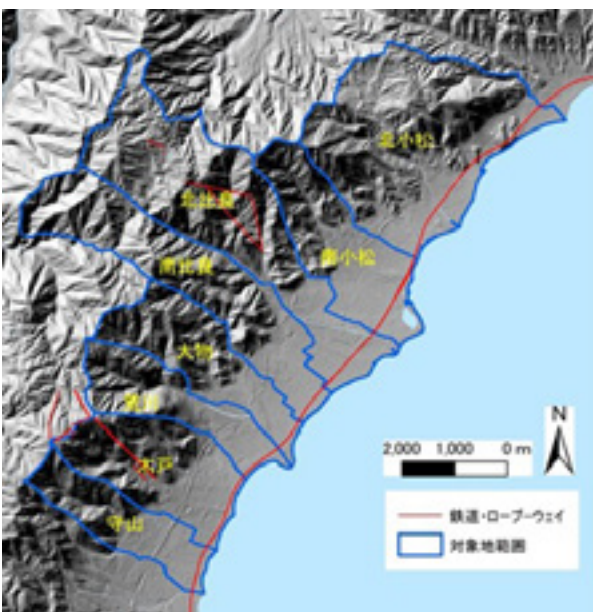


図3 解析範囲

落は、琵琶湖岸から比良山系の稜線までをその領域としています。この範囲の1893年、1932年、1975年、2016年の土地利用を、地形図の地図記号から判読しました。地形については、国土院が提供している5mメッシュの数値地形情報を

用いてGIS（地理情報システム）で土地利用に関する情報と統合し、どのような地形上で、どのような土地利用がなされていたのかについて解析しました。また、解析対象範囲内の災害危険性を表すものとして、土砂災害警戒区域もGISに組み込み、

土砂災害警戒区域の地形の特徴や住宅地との関係について解析しました。

図4は各年代での土地利用を表したものです。全ての年代で山稜付近は広葉樹林または針広混交林が、山麓には針葉樹林、湖岸には水田が分布しており、水田の周囲に住宅地があります。針葉樹林の多くはスギ・ヒノキの人工林で、1975年までの土地利用で河川沿いに湖岸まで達している森林はマツ林であったと思われます。この河川に沿って琵琶湖岸まで続いていた森林の多くは近年になって住宅地化されています。河川に沿って森林が分布していたのは、河川付近では氾濫が多いため、高度な土地利用が進まなかったことや、水防林としてあえて森林として維持したことが考えられます。

住宅地の分布をみると、1893年と1932年とは大きな違いはなく、近世から続く伝統的な土地利用形態が維持されていたものと思われれます。1932年から1975年までの変化としては、それまで森林であったところに新しく住宅地ができています。それらの新しい住宅地や旧来の集落を中心として1975年から2016年の間には住宅地が大きく広がっている様子がわかります。これには、1974年にJR湖西線が開通して、京都や大阪のベッドタウンとしての宅地化が進んだことが大きく関わっていると考えられます。1975年から2016年の間に住宅地化された土地の1975年時点での土地利用をみると、その60%が森林、27%が水田、8%が畑、5%が荒地でした。森林であったところに住宅地が増加した理由は、農地よりも森林の方が、宅地開発が容易であったためと考

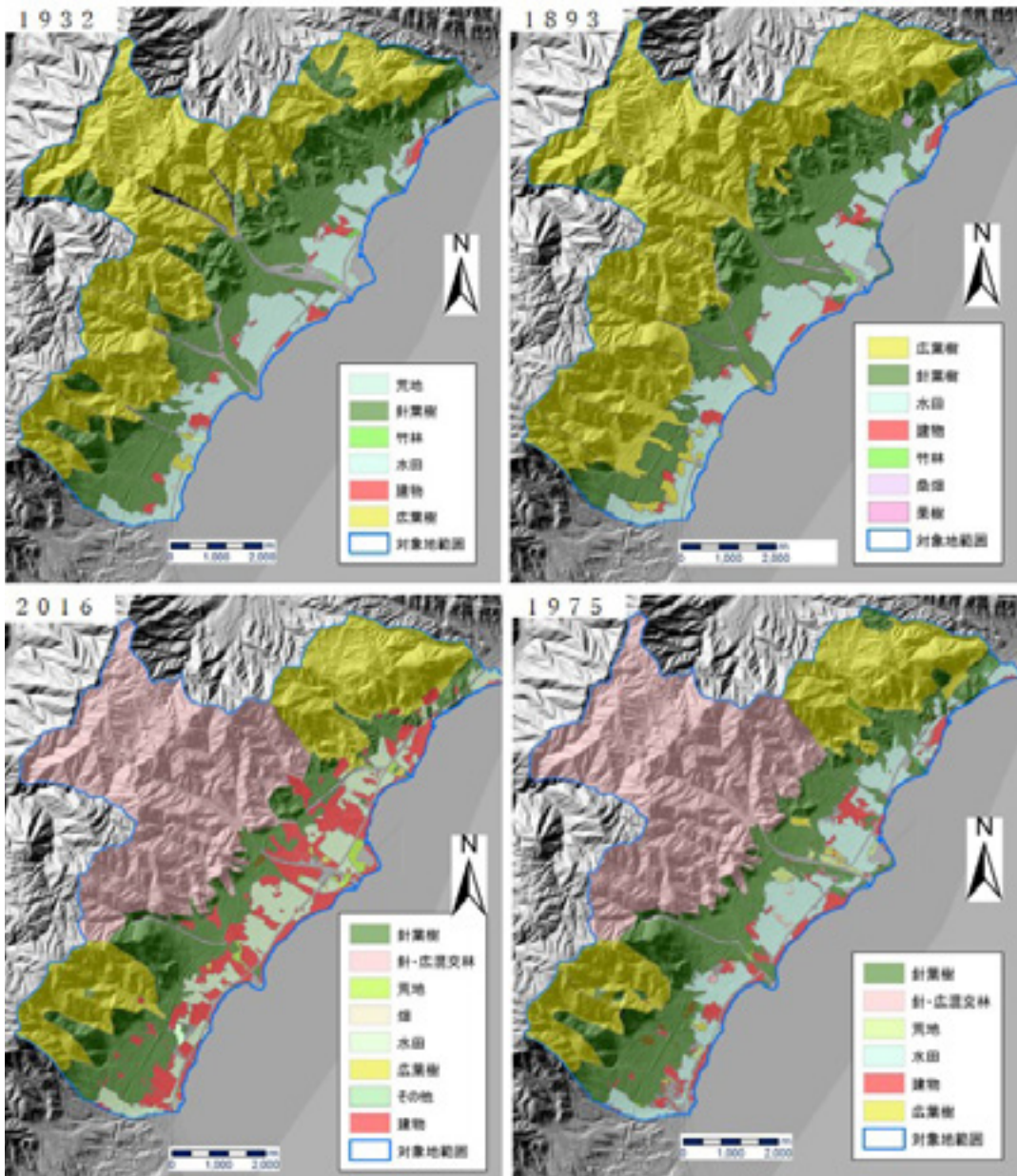


図4 比良山麓地域の土地利用の変遷



図5 高標高地に別荘地として開発された住宅地

えられます。またその結果として、1975年までの住宅地に比べて標高が高く、傾斜が急な土地に住宅地が増加することとなりました。1893年と1932年では住宅地の面積やその位置はほとんど変わりませんが、1932年から1975年の間に住宅地の面積は2.42倍になり、1975年から2016年にかけてさらにその2.64倍に増加していました。住宅地の標高も、1893年から1932年までは琵琶湖岸の84mから154mの間に分布していましたが、1975年にはその分布域が84mから331mまでとなり、高標高域に住宅地が広がっていました。これには、1970年代頃から別荘地として高標高地が開発されたことも影響しています。2016年の住宅地の最高地点は

1975年と同じでしたが、琵琶湖岸の標高84mから標高300m程度までの広い範囲で住宅地が増加していました。住宅地の傾斜角を見ると、傾斜角が5度未満の緩勾配地での住宅地面積は、解析対象とした範囲全体の5度未満の緩勾配地の面積に対して、1893年と1932年では4%程度、1975年では10%、2016年では22%と、緩勾配地で住宅地が広がっていました。また、傾斜角が5度以上10度未満の傾斜地での住宅地の面積は、5度以上10度未満の傾斜地の全面積に対し、1893年と1932年では5%程度でしたが、1975年には12%、2016年には34%と緩勾配地よりもさらに大きく増えています。2016年には、傾斜角が10度を超える土地にも住宅地ができていました。これには前述の別荘地開発も関係していると思われます。また琵琶湖岸にも住宅地が増えていましたが、これは瀬田川洗堰の整備によって琵琶湖の水位が安定し、浸水被害が起これなくなったことが大きな要因と考えられます。

土砂災害警戒区域と土地利用の関係

図6は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と住宅地の分布の変遷を示したものです。土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づいて、土石流、地すべり、崩壊（がけ崩れ）などの土砂災害の危険性がある範囲を指定したものです。1893年と1932年には住宅地の多くは土砂災害警戒区域の外側にありますが、それでも1893年には住宅地の面積の25%が、1932年には19%が土砂災害警戒区域の中に入っています。その理由としては、守山地区のように数百年に一度しか起こらない大規

模土砂災害の可能性があるところでは、経験に基づく伝統知では評価できない災害の危険性が土砂災害警戒区域の設定においては考慮されているためと考えられます。1975年になると土砂災害警戒区域の中に住宅地が増え始めて住宅地の全面積の26%が土砂災害警戒区域の内側になります。2016年にはさらに多くの住宅地が土砂災害警戒区域内で、土砂災害警戒区域内の住宅地の面積の全住宅地面積に対する割合は46%にもなります。土砂災害警戒区域は、谷の出口から扇状地を超えて一部では低平地まで広がっています。その標高分布を見ると、1932年までに住宅地の分布が見られた標高154m以下の領域に4.6km²の土砂災害警戒区域があり、全土砂災害警戒区域の55%と半分以上を占めています。1932年以降に住宅地が広がった標高155mから331mの領域には、3.1km²の土砂災害警戒区域があり、解析範囲の全土砂災害警戒区域の40%を占めています。一方、2016年の住宅地の標高別の分布をみると、1893年にも住宅地のあった標高154m以下の領域に4.8km²の住宅地があり、その内の29%に相当する1.4km²が土砂災害警戒区域にあります。1932年以降に住宅地が広がった標高154m以上、331m以下の領域には、0.63km²の住宅地があり、その内の68%という高い割合に相当する0.43km²の住宅地が土砂災害警戒区域の中にあります。

比良山麓の災害対策

土地利用解析の結果として、1970年代以前の住宅地は、比較的災害に強い配置になっていたことがわかりました。そこには何度も災害に遭う中で得

られた伝統知が活かされているものと推察されます。それに対し、1970年代以降の住宅地の開発には、伝統知が活かされておらず、とくに土砂災害の危険性への配慮が足りていないものと思われる。扇状地の扇頂部に近い森林は、土石流の緩衝帯

としての機能も期待されるものであり、その開発は慎重に行う必要があります。

比良山麓地域では、その地形特性から、水害が危惧される場所は限定的です。それでも比良川や大谷川の下流域では、河床が周囲の土地よりも高くなっ

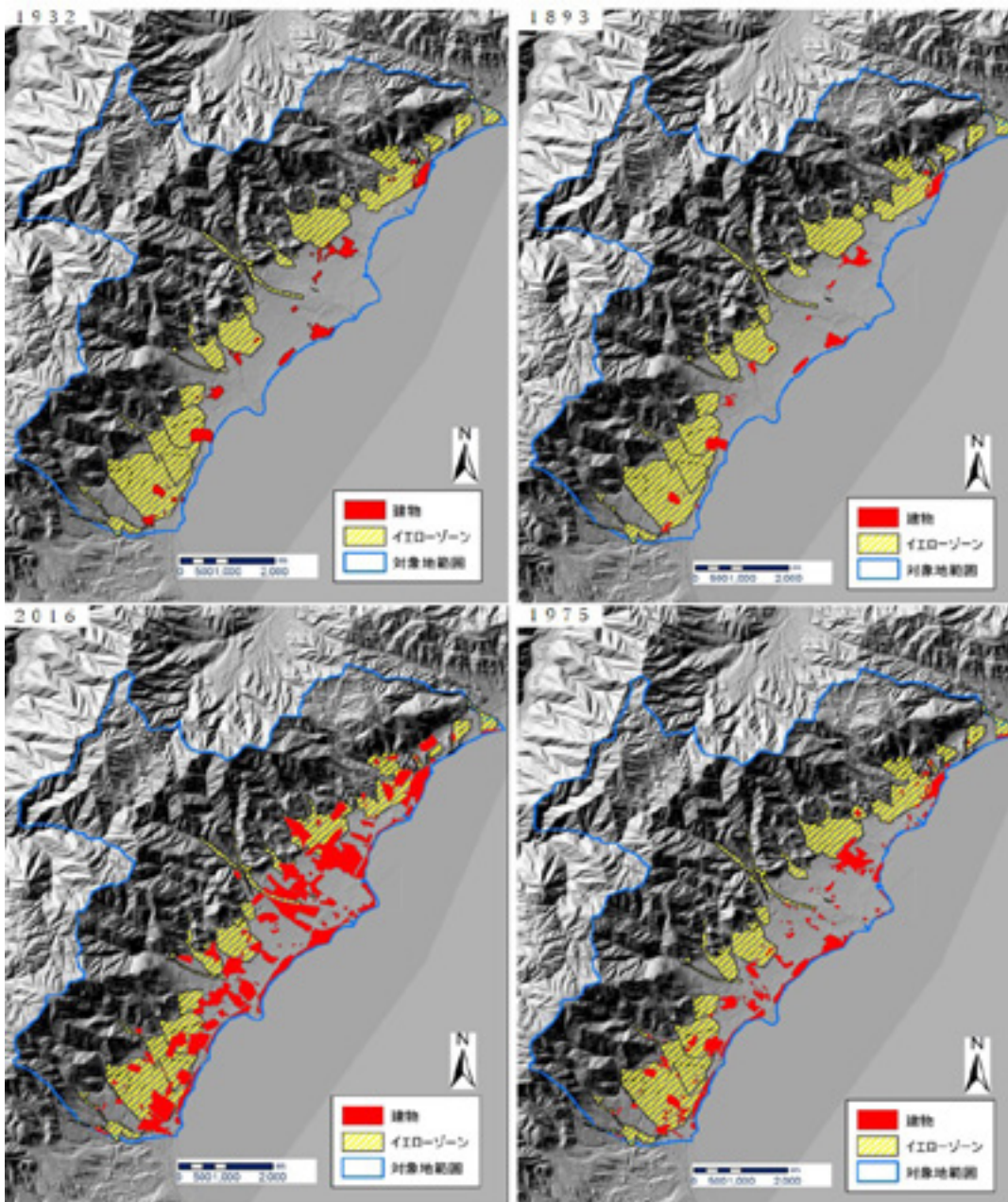


図6 土砂災害警戒区域と住宅地の分布

ており、堤防が切れると周囲に浸水や土砂流入の被害が出るのが予想されます。このような土地は伝統的に森林または荒地として高度な土地利用が避けられていましたが、現在では住宅地化が進んでいます。また、比良山麓地域で最も警戒すべきは土砂災害です。比良山麓の河川は、砂防事業や河川改修が進んでおり、中小規模の降雨やがけ崩れ・土石流等では災害が生じる可能性は低くなっています。しかし、防災施設の計画規模を超える大規模な降雨や土砂災害の可能性もあります。今一度、伝統的な土地利用の意味を読み取り、防災の視点から今後の土地利用を考えていく必要があるのではないのでしょうか。



図7 野離子川の防災施設

Eco-DRR と伝統的防災技術との関係

九州大学
島谷 幸宏

はじめに

近年、Eco-DRRと伝統的防災技術が同じような技術であると言われる場面によく出くわすのであるが、それらはどのような関係にあるのかについて言及するとともに、滋賀県の比良で案内していただいた伝統的技術について概説したい。



写真1 守山の里山林(砂防林)

Eco-DRR の概念

生態系を活用した防災・減災 (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction: Eco-DRR) は、国際的な防災への取り組みの中で出て来た考え方である。特に2015年に行われた第3回国連防災会議の仙台防災枠組みにおいて、「生態系の持続可能な利用および管理を強化し、災害リスク削減を組み込んだ統合的な環境・天然資源管理アプローチを実施する。」ことが提言の一部に含まれ、生態系の管理と防災の関係性が明瞭に位置づけられた。

国際的な議論の中で出てきたEco-DRRであるが、その定義はどのようなされているのであろうか? 2008年に設立された10以上の国際機関やNGOが環境と減災に関するEco-DRRを進めるためのパートナーシップ、PEDRR (Partnership for Environment and Disaster Risk Reduction) のEco-DRRに関する記述

を見みると、国連防災会議においても強調されていることであるが、Eco-DRRとは持続可能な開発を行う際の阻害要因である災害を生態系の管理を通して軽減しようという考え方として

いる。より明確な定義としてPEDRRは以下を引用している。「Eco-DRRは持続可能で、回復力(レジリエンス)のある開発を達成するために、災害リスクを低減するための生態系の管理、保全、再生である(Estrella & Saalismaa, 2013)」「湿地、森林、沿岸システムなどのよく管理された生態系は、地元の生計を維持し、食料、水、食糧、建設資材などの不可欠な天然資源を提供することによって、多くのハザードへの物理的暴露を減らし、人々と地域社会の社会的回復力を高める。」(Sudmeier-Rieux & Ash, 2009)。すなわち「生態系の管理は災害インパクトに対する自然資本や人間のレジリエンスを高めるだけでなく、他の社会的、

Eco-DRR

持続可能で、回復力(レジリエンス)のある開発を達成するために、災害リスクを低減するための生態系の管理、保全、再生である (Estrella&Saalismaa,2013)

伝統的国土管理技術

持続的な地域維持のために、災害リスクを減少させながら、人工的な構造物の設置および/あるいは自然資源を活用・管理することを通して、なされる国土管理技術(島谷)

図 Eco-DRR と伝統的国土管理技術の定義

経済的、環境的な便益を多くのステークホルダーをもたらし、さらに、そのことがリスクを軽減する。」としている。

伝統的防災技術、伝統的国土管理技術

次に伝統的防災技術とEco-DRRの関係を検討してみよう。伝統的防災技術という言葉に関して若干の説明が必要であろう。現代の目から見ると防災と環境は別の機能として捉えられるので、水害防備林や輪中堤、霞堤などは治水施設として認識される。しかし果たしてこの認識は正しいのであろうか？近世までは、これらの施設が単に防災機能を発揮させるためだけのものとして認識されていたのであろうか？私にはとてもそうとは思えない。

伝統的な技術を個々に見てみると、その地域をどのような地域にすればよいのかという発想が最初にあり（例えば、洪水を防ぎ、合わせて肥沃な農地に変え、生活などの資材も調達できる林を整備するといったような）、そのために適切に構造物や自然資源を配置し、さらに繰り返し災害などに見舞われる時間経過の中で、様々な機能が改良強化され、その結果が今私たちが見ている伝統技術として存在している。

私たちは、近代科学技術に則った要

素還元型の考え方に基づいた、機能分化と単一機能を高度化する物の見方に慣れすぎているが、より多面的な視点から伝統的な技術を見る必要がある。

伝統的防災技術を丹念に調べてみると、それぞれの土地で機能に濃淡はあるものの、単に防災技術という訳ではなく、より地域管理、国土管理のための技術といった総合的な取り組みとしての見方が適切である。土木技術に関しては明治以前土木史が全国の近世の技術を網羅的に調べているが、今日的なEco-DRR観点からの分析が必要であるし、さらに複合的かつ面的な地域管理技術としての新たな事例の発掘と評価研究が必要であることを滋賀県の事例を通して、強く感じるところである。

さて、ここで伝統的国土管理技術とEco-DRRの関係を整理する。伝統的国土管理技術は、『人工的な構造物の設置および／あるいは自然資源を活用・管理することを通して、災害のリスクを減少させながら、持続的な地域維持のために総合的な視点からなされる国土管理技術』と定義していいだろう。この定義と先ほど提示したEco-DRRの定義とは驚くほど類似していることが分かる。したがって、伝統的国土管理技術のうち災害リスクを軽減

しており（災害リスク軽減を意識しない伝統的な国土管理技術はほとんどないと思っっているが、その実証は今後の研究が待たれる）、かつ自然資源を活用および管理している事例はEco-DRRに合致していると言える。また、それに人工的な構造物を加えている場合（例えば霞堤＋水防林が代表例）はハイブリッド型のEco-DRRと言える。

人工的な構造物だけの伝統的な国土管理技術はどうだろうか？近世までの伝統的構造物は材料自体は石、土、木などの自然材を用いたものであり、現在のコンクリートや鉄を用いた技術に比べ、より自然に近い工法と言えるがこれをEco-DRRに加えるのかどうかは議論が必要であろう。木材を使うことによつて持続的な山林管理につながるなど、生態系維持の観点に加わるならば、Eco-DRRと言つてもよいかもしれない。

以上のように、伝統的な技術は概ねEco-DRRの範疇に入れていいものと、入らないものの両者があると考えている。

滋賀県比良のEco-DRR

比良駅に到着し、山側を見渡すと山裾の扇状地に樹林帯が広がりその下方に住宅地と耕作地が見渡せる。その

傾斜を見ると土砂生産が活発な山地であることがわかる。

比良の伝統的な技術はこの山地から扇状地にかけての、いわゆる土砂災害に対応したEco-DRR技術である。

砂防に対する伝統的な技術は近世になって書物に記載されるようになるが、その中でも広島県の福山藩の堂々川や別所などにおける江戸時代に作られた砂留が著名である。福山藩では石造りの一連の砂留（砂防ダム）により土砂災害を防止している。その形態の美しさと相まって、地域おこしの素材

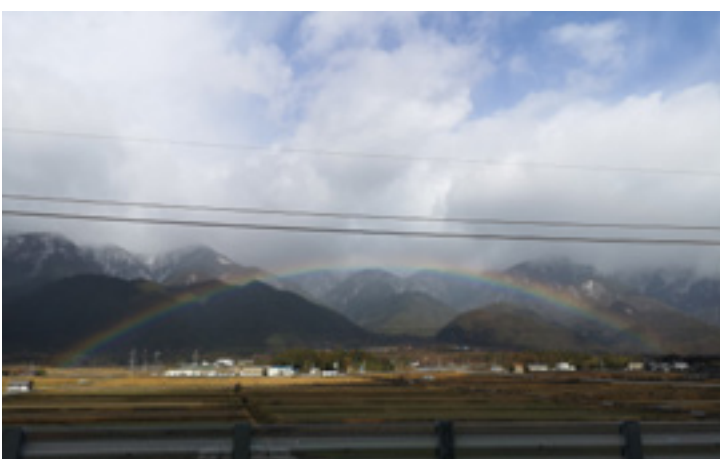


写真2 比良駅から見た山麓

	自然度	防災	恵み
砂防林	2次林	土石流の堆積空間	里山としての利用
水害防備林	人工植林（竹、クスなど）	流速低減、流材ゴミのトラップ、土砂抑止	材、タケノコ
シシ垣	人工物、石材、多孔質	土砂流抑制	獣害の防止
水路変更のための石堤	人工物、石材、多孔質	土石流の回避	利水の取水口
霞堤	人工物、土あるいは石	氾濫戻し、流路固定	栄養分の堆積

表 比良で遭遇した伝統的要素技術とその機能

ともなっている。もちろん、現在においても防災機能を発揮している。しかし、それぞれの構造物の歴史的な価値の評価はなされてきているものの、防災機能および自然の恵みも含めた伝統技術全体としての評価は十分に行われていない。石積み、砂留だけのEco-DRRと評価することはできない。

比良の大谷川筋の伝統的手法は複合的な手法を組み合わせており、また地域の持続的な発展を見据えている点で特に興味深い。

大谷川の河道の流路を扇丁部で扇状地の南側に固定している。この流路の変更は下流の大物、南比良の集落への洪水の直撃を回避するために行われていると思われる。さらに、この流路変更地点には石造りの大きな堤防を築き、洪水の流路を曲げている。その流路変更点の堤防には取水口を設置し、下流の集落や耕地に導水するための利水機能を付加している。これらのシステムは伝統的な扇状地処理技術として知られている技術である。さらに堤防の下流面（堤内地側）には、土石流を抑制するための砂防林と言える広い樹林帯が広がっている、またその樹林帯は資源を活用するための里山林として機能させていたものと思われる。さらに集落の周りを石造りのシシ垣によ



写真3 大谷川周辺の石堤

て囲んでいる。シシ垣としては規模が大きく、上流からの洪水を防ぐ効果も持たせていたものと思われる。さらに古い空中写真を見ると平地の川沿いはかなり幅の広い樹林帯となっており、水害防備林および里山林としての機能を持たせていたものとなっている。

以上のように、比良の伝統的な砂防技術は流路変更、石積み堤防、用水の取水、砂防林（里山林）、シシ垣、水害防備林などの複数の施設を組み合わせた技術であり、地域全体の災害リスクを減らし、自然からの恵みを得るシステムとして捉えることができる。我が国にこのように完成度の高いEco-DRRが知られずに残っていたことは

驚きである。防災機能や自然資源の価値などの定量化は今後の研究によって明らかにされると期待しているが、恐らく世界的に評価されるEco-DRRであると考えている。

滋賀で見た伝統的技術はEco-DRRの定義そのものである。伝統的な技術は、それぞれの土地の地形、災害の形態、自然資源の状態などに対応して形成されており、個性が強いと思われるが、それらを共通で貫く技術思想や技術手法を見つけることができるのではないかと考えている。全体像はいまだ明確に明らかになっていないが、伝統的な技術の奥の深さを知らされた事例である。

参考文献

PEDRR and CNRD, The Ecosystem-based Disaster Risk Reduction. <http://pedrr.org/pedrr/wp-content/uploads/2013/09/Eco-DRR-case-study-source-book-final.pdf>

Estrella M. & Saalima N., Ecosystem-based DRR: An overview. In: The Role of Ecosystems in Disaster Risk Reduction. s.l.:s.n., 2013. pp. 26-47.

Sudmeier-Rieux K. & Ash N., Environmental Guidance Note for Disaster Risk Reduction: Healthy Ecosystems for Human Security, Revised Edition. Gland, Switzerland: IUCN, 2009.iii 34pp.

現地検討会調査風景写真（2018年12月10日）



写真5 四ツ子川 石積み堤防



写真4 守山の用水用の水路



写真7 八幡神社周辺の石堤



写真6 南小松の里山林



写真9 荒川の獅子垣



写真8 百間堤

◆著者一覧(五十音順)

東 幸代 (あずま さちよ)

滋賀県立大学人間文化学部

教授 日本史学

鎌谷 かおる (かまたに かおる)

立命館大学食マネジメント学部

准教授 日本史学

成田 茉優 (なりた まゆ)

京都大学大学院地球環境学舎

大学院学生 コミュニティデザイン

吉田 丈人 (よしだ たけひと)

総合地球環境学研究所／東京大学大学院

総合文化研究科

准教授 生態学

安藤 混一 (あんど う こういち)

京都大学農学部森林科学科

学部学生 林学

島内 梨佐 (しまうち りさ)

総合地球環境学研究所

プロジェクト研究推進員

二宮 健斗 (にのみや けんとう)

京都大学大学院農学研究科

大学院学生 農村計画学／農村情報化

渡部 圭一 (わたなべ けいいち)

滋賀県立琵琶湖博物館研究部環境史研究

領域

学芸技師 民俗学

井本 伸廣 (いもと のぶひろ)

京都教育大学

名誉教授 地質学

島谷 幸宏 (しまたに ゆきひろ)

九州大学大学院工学研究院

教授 河川工学

深町 加津枝 (ふかまち かつえ)

京都大学大学院地球環境学舎

准教授 造園学

大澤 颯太郎 (おおさわ そうたろう)

京都大学大学院工学研究科建築学専攻

大学院学生 建築学

千田 昌子 (せんだ まさこ)

総合地球環境学研究所

プロジェクト研究推進員

三柳 友梨香 (みまさ ゆりか)

滋賀県立琵琶湖博物館

嘱託職員 民俗学

落合 知帆 (おちあい ちほ)

京都大学大学院地球環境学舎

助教 コミュニティ防災／災害社会学

高橋 大樹 (たかはし ひろき)

大津市歴史博物館

学芸員 歴史学(日本史)

三好 岩生 (みよし いわお)

京都府立大学大学院生命環境科学研究所

助教 砂防学

鬼塚 健一郎 (おにつか けんいちろう)

京都大学大学院地球環境学舎

准教授 農村計画学／農村情報化

中井 美波 (なかい みなみ)

総合地球環境学研究所

プロジェクト研究推進員

山本 晃子 (やまもと あきこ)

高島市教育委員会教育総務部文化財課

主監 歴史学(日本史)

地域の歴史から学ぶ災害対応 比良山麓の伝統知・地域知

発行 2019年 3月
発行所 総合地球環境学研究所
京都市北区上賀茂本山 457 番地 4
TEL : 075-707-2100 (代)
FAX : 075-707-2106
URL : <http://www.chikyu.ac.jp>
発行者 総合地球環境学研究所
Eco-DRR プロジェクト
人口減少時代における気候変動適応としての生態系
を活用した防災減災 (Eco-DRR) の評価と社会実装
デザイン 島内梨佐
編集 島内梨佐 中井美波 他
印刷 株式会社 北斗プリント社
ISBN 978-4-906888-56-6



この作品はクリエイティブ・コモンズ表示・非営利・継承
4.0 国際ライセンスの下に提供されています。

ECO
DRR



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
総合地球環境学研究所
Research Institute for Humanity and Nature